

衆議院

土地問題等に関する特別委員會議録

第三号

昭和六十三年四月十八日(月曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 小此木彦三郎君

理事 石川 要三君

理事 野田 毅君

理事 井上 普方君

理事 粟屋 敏信君

加藤 六月君

北川 石松君

小杉 隆君

佐藤 守良君

田原 隆君

谷垣 禎一君

野呂田芳成君

谷津 義男君

小川 国彦君

加藤 万吉君

沢田 広君

草川 昭三君

中村 巖君

岡田 正勝君

中島 武敏君

理事 大塚 雄司君

理事 羽田 孜君

理事 西村 章三君

理事 衛藤征士郎君

木部 佳昭君

鯨岡 兵輔君

近藤 元次君

椎名 素夫君

田村 良平君

中川 秀直君

林 大幹君

若林 正俊君

小野 信一君

菅 直人君

中村 茂君

小谷 輝二君

森田 景一君

辻 第一君

出席政府委員

内閣参事官

兼内閣総理大臣

官房会計課長

総務庁長官官房

兼内閣審議官

国土政務次官

河原崎守彦君

伊平君

梶山 静六君

奥野 誠亮君

増島 俊之君

大原 一三君

出席国務大臣

農林水産大臣

建設大臣

自治大臣

国務大臣

佐藤 隆君

越智 伊平君

梶山 静六君

奥野 誠亮君

増島 俊之君

大原 一三君

国土庁長官官房

国土庁長官官房

水資源部長

国土計画・調

整局長

国土庁土地局長

国土庁大都市圏

整備局長

国土庁地方振興

局長

国土庁防災局長

大蔵大臣官房審

議官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省理財局次

長

大蔵省銀行局保

險部長

国税庁直税部長

文部大臣官房総

務審議官

文部省高等教育

局長

厚生大臣官房総

務審議官

厚生省健康政策

局長

農林水産大臣官

房総務審議官

農林水産大臣官

房審議官

農林水産省構造

改善局長

農林水産省畜産

局長

通商産業大臣官

中小企業庁計画

部長

運輸大臣官房国

有鉄道改革推進

総括審議官

運輸省運輸政策

局長

運輸省航空局長

郵政省通信政策

局長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房長

委員の異動

四月十八日

辞任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

辞任

谷垣 禎一君

谷津 義男君

同日

辞任

谷垣 禎一君

谷津 義男君

同日

辞任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

辞任

谷垣 禎一君

谷津 義男君

同日

辞任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

辞任

谷垣 禎一君

谷津 義男君

同日

辞任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

辞任

谷垣 禎一君

谷津 義男君

同日

辞任

補欠選任

谷垣 禎一君

谷津 義男君

同日

補欠選任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

補欠選任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

補欠選任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

補欠選任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

補欠選任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

補欠選任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

補欠選任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

補欠選任

金子原二郎君

若林 正俊君

同日

補欠選任

金子原二郎君

若林 正俊君

四月十四日

政府機関などの地方移転促進に関する請願(井

出正一君紹介(第一五三七号)

同(小川元君紹介(第一五三八号)

同(小沢貞孝君紹介(第一五三九号)

同(唐沢俊二郎君紹介(第一五四〇号)

同(小坂善太郎君紹介(第一五四一号)

同(中島衛君紹介(第一五四二号)

同(羽田孜君紹介(第一五四三号)

同(宮下創平君紹介(第一五四四号)

同(村井仁君紹介(第一五四五号)

同(若林正俊君紹介(第一五四六号)

は本委員会に付託された。

四月十三日

地価高騰に対する抜本的抑制策に関する陳情書

(大阪市東区大手前之町大阪府議(会)内西野陽外

九名(第四四号)

土地基本法の早期制定に関する陳情書(大阪府

門真市中町一の一門真市議(会)内野中義孝(第四

五号)

第二類第八号

土地問題等に関する特別委員會議録第三号

昭和六十三年四月十八日

一

政府機関等の地方移転促進に関する陳情書外一件(宇都宮市瑞田一の一の二〇栃木県議会内神谷正二外十一名)(第四六号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

多極分散型国土形成促進法案(内閣提出第七八号)

○小此木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、多極分散型国土形成促進法案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十日、参考人として茨城県知事竹内藤男君、関西経済連合会会長宇野君、元内閣法制局長官林修三君、東京経済大学教授柴田徳衛君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小此木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、本案審査のため、本日、参考人として日本国有鉄道清算事業団理事長杉浦喬也君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小此木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小此木委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石川要三君。

○石川委員 四十分の時間でございますから、十問ぐらい質問したいと思っております。時間も余

りないのでそのものずばりで質問をさせていただきますから、簡潔にひとつ御答弁をいただければありがたいと思っております。

まず第一に、今回のこの法律の内容を私は私もずっと通読したわけでございますが、どこを読んでも、はつきり申し上げますと、努力規定といえますか訓示規定といえますか、そういうことでできているように感じられます。したがって、こういう法律はみんないってさくめといえますかそのとおりのことが書いてあるのですけれども、問題はこの実効をどう上げさせられるかということが一番難しい、こういうふうに思うわけです。したがって、この法律を今日までまとめた過程は大変いろいろな多省庁にわたっておりますので、恐らく非常に御苦労があったと思っておりますが、そのまとめた後の、果たしてまとめた法律として提案した後の実効ということ、これが非常に問われているのではないかと、こんなふうに思うわけではあります。

しかも今日の土地問題というものは一口に言えば東京問題、このように言われておられるわけでありますが、そのとおりでありまして、やはりその基本となるところは人口のあるいはまた諸機能の東京一点集中、こういうことにあるわけですが、この東京一点集中の原因は一体どういふことからそういうことになったのか、そしてまたその一極集中を是正する具体的な施策は何をやるべきか、こういう基本的なことにつきまして、それとまた同時に、この法律がそのために一体どのように役立つのか、こういうことにつきまして長官の御意見をまず承りたいと思っております。

○奥野國務大臣 全国総合開発計画を作成すること四次にわたっておられるわけでございますけれども、必ずしもそれがそのとおり実現したとは言えないと思うわけでございまして、何らかの手法を講じなければならぬ。そのためには、やはり基本的な国土づくりに関する法律をまとめ上げる必要があるんじゃないかということが始まるわけでございまして、そのことは国土庁一庁でなし得

るわけじゃないと思いません。全省庁が努力していかなければならぬこととございまして、御指摘ございましたように、自然努力義務に関する規定が多いんじゃないか、そのとおりでございます。しかし、この規定を置くことによりまして、関係の省庁が、これを受けて立法をしましよというところを明らかにしてくれている役所も出てきていますわけでございます。今後は、この法律が成立した暁には、これを基本にして国土庁も関係各省に物を言いやすくなるんじゃないかな、こう考えるわけでございます。国土づくりを一層各方面から具体化させていくことができるんじゃないか、こう思っているわけでございまして、東京一極集中が何の原因になったかということでございますけれども、やはり効率をねらうならば、集中させることによつて効率を上げていくことが一番やりやすいんじゃないか、私はこんな思いがするわけでございまして。

徳川の藩制時代から明治の改革が行われましたときにも、中央集権的な手法によりまして大きな改革を続けてきたと思っております。やはり東京が世界の金融センターになりますと、ほうつておけば当然各金融機関、各企業が東京に立地を求めてまいりまして、そこに行けば自然世界の情報も得やすいわけでありまして、みずからの発展の方向も確保しやすいわけでございます。したがって、余りにも急速に世界の金融センターになって、どんどんそれが発展してきたということが地価の暴騰ということとでしつべ返しを食らったような格好になつておられるわけでございまして、ここで私たちがさらに思い切った手法を講じていかなければこれを打開できない。そんなことで、四全総に始まりこの法律におきまして東京一極集中を是正して、多極分散型の国土をつくるのだということを強く訴えることにしてまいりましたわけでございまして。

○石川委員 大臣もお認めになつておりますように、国土庁の一役所だけではこの問題を實現することは極めて困難だ、各省庁の協調ということを強調されました。そのとおりだと思うのですが、

少し皮肉なあるいは失礼な言い方もしれませんが、過去の国土庁といふものの全省庁の中の役割、位置づけといふますか、そういうものを私なりに見ますと、どちらかというと官廳的なという大変失礼な言葉ですが、そういう感なきにしもあらず。行革審の中では将来統合の対象になつていたのじゃないかな、かなと思つたのですが、今もうそのような時代ではなくなつたように感じます。もし一回そういう統合対象の一つの局として指定されますと、それはなかなかおかしな感じがするのです。それは今後一体どのようになつていけるのか。むしろこの狭い日本の国土を利用する国土庁というものはもう統合なんといふものはとんでもない話で、これが二十一世紀あるいは二十二世紀にわたつても国土利用の大きな責任省庁として当然大きな比重を占めていかなければならない、私はこう思つたわけですが、逆な位置づけに今すべきだと思つたのですが、その辺をどういふふうに御判断されておりますか。

○奥野國務大臣 国土庁が生まれたのは田中内閣のときの日本列島改造、そのためには国土づくりに関する計画的なものを集めた機関をつくらなければならぬ、それが各省の強い抵抗を排除して国土庁が生まれてきた経緯であつたわけでございまして。各省はやはり各省平等の縄張りを持っているというところでございまして、役所をつくつたからといって各省を国土庁が考えるように引つ張つていくということはなかなか困難を伴つたことだと思つた。必ずしも十分でなかつたことであつて御指摘のような意見も生まれてきたのだらうと思つた。

今度この法律がござりますと、自然だけれど中心になつてそれらの政策が具体化するようになつていかなければならぬ。それは国土庁をおいてないのじゃないかな、こう思うわけでありまして、国土庁の出番が非常に多くなるのじゃないかな、そういうことから私は、国土庁がこの法律を基礎にして動きやすくなるのじゃないだらうかな、こう考えているところでございます。

○石川委員 大臣も私の意見と大体同じような意見でございまして大変ありがたく思うのですが、今まで私がそのような感を深めたその理由としては、国土庁のいろいろな計画というものがただ単に計画に終わってしまつた。実効性がない。確かに知恵はあるけれども権限がない、金もない。どちらかあればまだしもですが両方ない。知恵だけには確かにあるというふうに思うのですが、権限というものをやはり付与しなければ、実際そういうふうには大臣が思つてあるいは考へていらつしやうでもそれはできないことでありまして、たまたま政治家として大要力のある奥野長官を迎えたのですから、これを契機にぜひひとつ百八十度の脱皮をしてそして指導性を發揮してもらつて、指導性の強い役所であるという認識を国民の中に扶植してもらいたい、こんなふうな念願をいたします。

例えばその例としましては、教育機関の分散などを見ましても、私の選挙区に八王子市という市があります、この八王子市の中に何と二十校あるんですね、大学ばかりじゃありませんけれども、二十校、そうすると、私も市長さんに聞きますと、二十一年も大学初めいろいろな学校が来る、学生はもう七万五千から八万人ぐらゐになる。しかし安い物は、比較的若い者は、そう言つちや失礼ですが八王子の古いお店ではなかなか買わなくて、むしろ都心の方に向いて、交通の渋滞は大いに来す、得るところがないというんですね。そして反対にゴミやし尿は非常にふえてくる。その処理に非常に市費がかかる。それからまた、もし二十一年の学校が優良な宅地あるいは生産地であるならばそれなりの固定資産税が入ってくる。そういうことを考えますと、全くこれは大きな大学公害であるということで、今市議会の中でも、またもう一つふえると大きな問題として議論されるということを聞いております。

こういうことを考えますと、これは狭い国土の土地利用の中では、もうちよつと主管官庁である国土庁は、その配分においても、二十一年も一カ所に集まるといふこと自体異常でありますから、そ

ういうことチェックあるいは発言権というものがいいのか。一つの例でありますけれども、そのように感じて申し上げたわけでございます。ぜひひとつ、今後に御期待をするわけでございます。ところで、土地問題には長短の政策があるわけでありまして、短期的な政策につきましては昨年の暮れにいろいろと閣議決定、あるいは党内の中でのいろいろと土地問題の短期の政策を考へて提案しましていろいろとやっておるわけでありまして、とかく最近はその何が、監視区域も設定されて幾らか熱が下がつたというふうなこともあ

るでしよう、何となく台風が過ぎ去つたという感も若干あるようで、これはとんでもない間違いだと思つておる。こういうふうな短期的な対策についても、今もう少し見直して対処しなければならぬこともあると思つておる。監視区域を對象面積を引き上げてやつたということは大変効果があつたと思つておる、これは現在ではむしろ上がるどころまで上がつてしまつたから、あれがなくて下がつたのじゃないかと思つておる、しかしそれが非常に大きな機能を發揮していることも私は認めておると思つておる。ただ問題は、これは上がるときは一つのストップになる役割は大変顕著でありますけれども、逆に下がりがかつたときに、じゃこれが一体解熱剤になるのかどうかという、解熱剤にはならないと思つておる。むしろ見方によれば、NHKのシリーズなんかを見ましても、高値安定の役割をしておるということが言えるわけですね。ですから、こうなつた場合に解熱剤になるような何かそういう見直し、あるいはまた別のこともいいのですが、そういうものがいいのかどうか、考えられないか、どうか。この現在の指導価格というものの逆作用みたいなものがある、この点について、大臣以外の方で結構ですが、考えられないのかどうかお尋ねをいたします。

○奥野國務大臣 昨年の暮れから地価の高騰が鎮静化、下落に大きく方向が変わつてきたと思つて、いろいろな施策も効果があつたと思つておる

れども、やはり株式にしましても土地にしましても、上がり始めますといつても上がるように思ひ込んでしまふと思つておる、それが土地転がし、転がすたびに値が上がつていつたと思つておる。昨年の十一月以来、国会の土地問題に関する特別委員会等、土地国会の政治の課題として大きく取り上げられたことで、これはもうこれ以上上がらない、政治が何かやつてくれるなという期待感が生まれます、おのずから買い控えが始まるわけでありまして、買い控えが始まりまして、土地転がしで持つておつた土地、これは持つておつても買つてくれない。しかも融資が困難になつてまいりますと投げていかなければならぬ。今そういう、今度は政治の力が大きな役割を果たした一番の適例になつたのじゃないかな、私はこんな思ひがしてゐるわけでございます。

また御指摘のように、このままでは高値安定になつてしまふやないか、これも御承知のとおりでございます、根本的には需給関係で地価が決まつてくるのでしようから、需要を分散させ、供給をふやすということだと思つておる。したがつて、また監視区域で、指導価格につきましても時点修正を行つて、今までも低い価格で指導するといふふうな漸次切りかえていかなければならぬといふことございまして、そういう意味の指導も行ってございまして、現に横浜市自身がそのことを公言もされておると思つておる。

○石川委員 次に進みます。本法案の中で国の行政機関等の移転につきまして触れておられますが、この行政機関の移転につきまして、これは大変言うはやすくして難しい問題であることは御承知のとおりでありまして、もう既に一月二十二日に第一次のリストアップされたものが三十一機開出されておられますが、これを見ると、中には当然当初から予定されたものもあるし、それからまたビルの中に入つておつて、三十一機開出がどこかに分散されるといふのも現実的にはそれだけの期待が持てないものも見受けられ

るわけでありまして、三十一を全部トータルいたしまして二十二万三千九百八十平方メートル、二十二ヘクタールですね。その中で例の六本木の陸上自衛隊、これが大体七万七千平米ありますから、これは玉突き的に、遠くへ行くわけじゃなくてただ二十三区の中に動くだけありますから、これが果たして分散といふふうなみなされるかどうか、これは一つの見方でありまして、これを差し引きますとわずかに十五ヘクタール、坪数にしますと、私なんか坪数の方がよくわかるのですが、四万五千ぐらいの坪数だと思つておる。国会周辺だけでも何万坪あるか知りませんが、本場にそんな大したものでもない。こうなると、分散、分散という太鼓をたたいてゐる割には今のところは余り大した問題ではないという見方ができると思つておる。国民の中にはもつともと大胆に、もつと大幅にやれという意見がかなりあると思つておる。新聞などに出ておる。中には教育機関もひつくるめて、東大も一緒にやたらどうだという意見もあるのですが、この行政機関の移転については国土庁長官はどういうふうな考へで、これは第一次でしようけれども、第二次、第三次、第四次とずつとやつていくのか、最終的には当面どの程度まで力量としてできるのか、それから教育機関等の移転等についてはどんなふうな御見解を持つておられるか、その辺をちよつとお尋ねしたいと思つておる。

○奥野國務大臣 今お示しをいただきました機関は、一省庁一機関で移転機関を決めるとすればどういふものがあるか、各省庁のそれぞれの考へ方に基づいてお出したただけのことでございます、政府としてぜひこういうものを移転させてくれませんかという意図が入つていないわけでございます。政策を決められた場合には、政府としての考へ方を各省庁によく納得してもらひまして、それに基づいてまづ上げたいかなければならぬ。竹下内閣として政府関係機関の移転は一つの政策でございますので、各閣僚一致して政策にまづ上げなければならぬといふことを強く

考えていただいているわけでございます。

そういうことで四つの、カテゴリーを示したわけでございます。この四つのカテゴリーに属するものは原則として全部移転してもらおうのだということをお願いしてございまして、同時に、そのためには例外をつくるような移転しにくいようございまして、したがって、地方支分部局でどうしても東京に残りたいなら東京だけの管轄にしたらいいのではないかと、よその府県が入ってくるのは二十三区の外に出てもらう、こういう原則を貫こう、こう考えておるわけでございます。

また、公団、事業団につきましても、首都高速道路公団のようなものは東京だけの機関のように考えてもいいと思うのでございませうけれども、そうでない限りは全部二十三区の外に出てもらうのではないかと、こういう考え方でだんだんと煮詰めているところでございまして、七月にはきちんとした案で閣議決定しようと考えておるわけでございます。

教育機関につきましても工業等立地制限法で、今八王子市に二十一大学が来たとおっしゃいましたように、ほとんど東京から出ていっているわけでございます。東京二十三区から出ていってもらう、言いかえれば市街地地区から出ていってもらうということをお願いしてございまして、今日なお、東京大学がまず出ていっていいのではないかと、今日の方もたくさんいらっしゃるわけでございますけれども、今日の時点で立ちますと私はあえて東京大学を移転しろという必要はないけれども、東京大学の附置研究機関は移転したらいいのではないかと、六本木にありまます生産技術研究所、物性研究所、中野にありまます海洋研究所というものはよりよい環境を求めて出ていった方がいいのではないかと、こう何か月来考えておるわけでございます。大学自治の問題もございまして、余り口を走ることは避けていきたいと思つてまいりました。文部省の事務当局にも文部大臣にもお願い申し上げておりま

して、その意思は十分大学側に伝わっておるわけでございます。私は実現できるものと考えておるわけでございます。首都機能一括移転に対応するような政府関係機関の移転にしたいものと願つておるところでございまして。

○石川委員 私の特に関心するのは、確かに二十三区から分散をされることは、学校の例をとつてみてもたくさん出ております。しかしそれがほとんど今の時点で二十三区からその周辺の多摩地区へ集結されているのです。多摩地区だけで四十校が出ています。その中の半分が今一つの市に集中されているということ、これは非常に非常に大きな都市問題として、公害的な問題もあるように思ふので、ですから、そういうときに国土の土地利用を主とする役所として、これは民間ベースにいくと思ふのです。その条件に従えば、安いところを買つて、そこへどんどん行く。これで全くコーマーシャルベースなのです。そこに何か行政的な役割が果たせなければおかしな感じがしないか。あなたの学校はもうちょっと遠くへ行きなさい。三多摩まで出るなら山梨の方へ行つたらいいじゃないか、長野へ行つたらいいじゃないか、こつやればいいのに八王子周辺にばつとやつてしまふものですか、今の交通手段では生徒はだれも寄宿舎なんかへ入る人は少ないですね。ですからほとんど自動車を通う、電車を通う、一点集中の二十三区がほとんど拡大するだけなんです。

実は私は青梅に住んでおるので、けさ私はおくればはいかぬと思つて七時にうちを出たのですが、ここへ着いたらもう九時半やつとです。理事会にやつと間に合つた。まごまごすると質問の時間に入つてしまふかなと心配したので、今年、年々歳々ひどくなる。それは何かと、今のうちに一点集中で八王子のあたりにどんと大学がたかさん来ると、これはどうにもしようがない、たかさん来ると、これはどうにもしようがない、これが非常にひどくなるわけですね。ですから、そういうことを考へると、もっと国土庁がそういう点をやはり公的立場で、幾らそれは自由主義といえ

ども多少の再配置の意向を指導してもいいのではないかと。

こういうことが、今度は学校のみならずいろいろな一般の事務所などの業務核都市をこれからさらにやろうとしておるわけですから、私には本当にまずこういうことをやらねばならぬ、かえつて今よりも周りが悪くなりはいかぬという心配をしていられるのです。ですから、少なくとも教育機関なんかはもう一回り外へ出す、それができないものかどうか。そういう配分ということについての国土庁の指導性というものを、その点いかがですか。

○奥野國務大臣 今度の法律案の中ではできる限り地域社会を職住近接型に持つていく必要があるのではないかと、そういう気持ちで込めておるわけでございます。そして、それぞれの地域社会をふるさとと感ずることのできるようなものを持つていきたい。昔から首都改造計画の中でも業務核都市構想というのがあつたわけございまして、今度も立川、八王子は業務核都市と想定されておるわけでございます。そういうところが一つの中心になるんだ。そこに中心を置いて、そこへ周辺から人が集まつてくる。そうすればおのずから職住近接の地域社会をつくれるのではないかと。今までは余りにも東京一点集中だつた。それを東京は七つの副都心をつつて、そこに通つてもらつた程度重心をばらさす。さらに首都圏全体でもまた中心を幾つもつていくという考え方をしておるわけございまして、これからは世の中もだんだん変わつていくと私は思ふので、一時間一時間半も電車の中に揺られながらやつとこき通つてくるような企業で果たして真剣に企業のために働いてくれるかということになりますと、必ずしもそういかなければいけないかと、やはり人の便利などところ立地を求めていくというふうにも変わつていくのではないだろうか。人間の価値観も企業の管理方式もいろいろ変わつていく。ただ効率だけをねらいますと一点集中の方が効率を上げやすいと思ふので、やはり豊かな

生活を考えなければならぬ、余暇を利用していかなければならぬ。人の考え方も企業の考え方も変わつていきますと、やはり環境のよいところに立地というふうになつていきますと、今考えておりますような多核多圏域型の地域構造をとることが両方相まつて意味を持つてくるのではないだろうか。こう思つて、おるわけございまして、石川さんがお考えいただきまますような方向に私たちとしても努力をしていきたいと思つておるわけでございます。

○石川委員 この行政機関の移転の跡地でございませうけれども、これは貴重な都市の中の空間資産として私どもは大切にしなければいけないわけですが、この跡地についてはどのようなお考えでこの土地利用ということをお考えになつていらつしやるのですか。

○奥野國務大臣 移転関係機関が全部決まつた段階において跡地の利用をどうするかというふうにお考えいただきたいと思つておるわけでございます。やはり地域の環境改善に役立つように跡地というものは考えていかなければならぬのではないかと、そういうふうに思つておるわけございまして、ただ跡地ができたからそこに事務所を建てればいいんだ、住宅を建てればいいんだという考え方に立つべきではない、こう思つております。

○石川委員 かなりこれが進んでから一括して跡地については御検討されるということございませうが、今大臣の口から、住宅とか事務所を余り簡単に考へてはいかぬかと、こういう考えでありますけれども、私はもつと強く、これはせつかくの跡地はむしろ極端に言えば貴重な空間資産として公園等のそういう土地利用をすべきだ。単に、簡単に住宅などは考へませんよでは、失礼だけれどもまだちよつと弱い。是非でもこれは空間資産としての土地利用、そういうことをもつと強調してやつていただけないものかどうかということをお尋ねするわけでありませう。

それと同時に、跡地だけではない。例えば市街化区域の中の農地の宅地課税の強化などというこ

ともありますけれども、現在二十三区の中に、私はかなり数が多いというふうな感じなのですが、千八百十三ヘクタール、市街化区域に農地があるというふうなところが、税制の面でいわゆる農地の追い出しといいますが、これは私はむしろ反対なんです。この千八百十三ヘクタールぐらゐは、こんなのは二十三区の人口で割ればわずか一人当たりが二・一八平米です。現在東京の公園面積というのは都民一人当たり二・二平米ですから、加えても四・幾つかです。そうすると、これは先進都市のニューヨークあるいはロンドン、パリ、ボンなどの一人当たりの公園面積からすれば、まだまだこれでもけた違いなわけです。ですから、わずかこれぐらゐの農地をさらに税金で押し出してそして宅地化しようという発想は、当面の立場からするといろいろと見方があるでしょう、需要と供給の関係もあるでしょう、しかし私は、もっともつと将来的な展望から見れば間違いだ、こういうふうな発想です。ぜひひとつその点をもっと強くお考えをいただければありがたい、こんなふうなふうに思っております。

今日、とにかく東京都、特に東京都の中でこれ以上人口が一人でもふえるということは、むしろ大変大きな都市公害としての問題を招来する、こういうことであるから、根本的にはここから始まったのですから、いろいろな面でそういう過密を避けるために、今の跡地利用、それから市街化区域内の農地の土地利用、こういうものについては、はっきり言えばまず公園にしてやるというふうなひとつお考えできないものか。そして、その場合には当然自治体に、東京都にこういう土地を売却するわけでありまして、特に低廉に分譲してもらいたいと思っておりますが、しかし東京都が財政の限界がありますから、果たしてそれが買切れるかどうか。そうなった場合には、その買切れない分は一体どうするのかという問題があります。片方は高く売らなければならぬ法律上のいろいろな制約もあるでしょう。そこいらの矛盾点があると思っております。そこいらは先の先と言えそ

れまでですけれども、長官はどんなふうな御認識をお持ちか、お聞かせをいただきたいと思つておる。○奥野國務大臣 跡地についての御意見、私も大体似たような考え方を持っているのではないかなと思つておる。しかし、政府関係機関の移転で財政当局としては莫大な金を継ぎ足さなければならぬというふうなことになったのでは困る、こういう気持ちを持つておられるわけでありまして、やはりそういう気持ちをもつともなことでございまして、そういうことを考えながらお答え申し上げます。ございまして、大変御不満だったようございまして、基本的には同じ考え方を持つておるわけでございます。

なお、市街化区域内の農地の問題につきまして、宅地並み課税問題をめぐりまして随分長い間もめてきた問題でございました。そして行き着いたところが、御承知のように、長期営農の意思を持つておる農地については宅地並み課税をしないというふうなことでございました。その結果、長期営農の希望を持つておる農地が全体の八五％になつたわけでございます。これは本当に長期営農の意思を持つておるのだからなとみな首をかしげておられるわけでございます。そこでこれはもうちよつと厳密に区分しなければならぬのではないかなという意見が出てきておるわけでございます。私、ぜひこれをきつちり区分けをしてもらいたいな、本当に長期にわたつて営農を続けていく土地はそれはそれでいいのではないか、緑地の役割を果たすのではないだろうか、やはり今の東京は余りにも緑地が少な過ぎるのではないかな、こう思つておるわけでございます。

生産緑地になりまして別途課税免除の恩典なども受けられるわけでございますけれども、反面また転換する場合に大変苦労があるようでございます。そういう関係の調整をどうするかという問題がこれからの研究課題だと思つておるわけでも、私は、さしあたりは、長期営農の意思を本當に持つておられる限りにおいては、農地が市街化区域の中で残つていっても緑地的な役割を果たすこ

とであつて、それなりに意義を持つものだと考えているものでございます。○石川委員 次に、あと五分しかございませぬから簡単に申し上げます。

この法案の五つの柱の一つとして、地方の振興開発、この点が大きな柱になつておるわけでありまして、この多極分散型国土形成というのは、一口に言えば日本列島全体をでこぼさない、過密もなければ過疎もない、こういう総合的な均衡のある国土づくりというものが念頭でありますからそのとおりのことと思つておるわけでも、この法律を読んで、私の不勉強かもしれませんが、私の感じでは、本當に過疎になりつつあるところを具体的に一つの問題として、これの対策をもつてこの中に取り込めたいのか、非常に訓示的な規定になつておられますけれども、ただ努めるとかだけでありまして、いろいろな法律が今までできておると思つておる。山村の過疎に対する法律とか、あるいはいつの間にか半島振興の問題ももうございまして、そういういろいろな過去のたくさん法律をつくつたのですけれども、結果的には余り効果がなくて、むしろ依然として過疎は過疎だ、過密は過密になつておる。こういうことで、残念ながら法律がありながら今日まで来た。今度は国土形成の法の中でそれをどういうふうなやろうとしておるか、もつとそこにインパクトを持つた内容を盛り込めなかつたものかと思つておる。地方の振興といつても、換言すれば、これは載つておる。いろいろな具体的なことは載つておる。知事が構想を出すとかいろいろおる。東京の一点集中と同じように、全国的に地方の県庁所在地とか、あるいはそういう特定の大きな都市だけが東京と同じように過度集中になりつつある傾向があると思つておる。その隣はどすんと今度は谷間があつて、それは過疎になつておる。そういうところが現状あると思つておる。したがつて、本當の過疎といつてところへ目を向けなければ、ただ東京のミニ版が全国の地方に拡散されて

いく、こういうことになりはしないかと私は憂うるわけでありまして、そういう本當に過疎のところをどうするのかというお考えを聞かせていただきたいと思つておる。

○奥野國務大臣 振興拠点開発構想は、私は今までの国の行き方から八十度転換した画期的な手法をどうしておるのだというふうな御理解いただきたいな、こう思つておる。また、そういう実りあるものに我々つくり上げていかねばならないな、こう思つておるわけでございます。

今まではみんな国の方で方針を示しまして、こういう方向をとるなら国は援助をしてあげるんだよというふうなことでございました。いわゆるテクニポリス法にいたしましてはゾーン法にいたしまして、みんなそうであつたわけでございます。今度は八十度転換いたしました。地方団体がそれぞれの地域の特性をどう生かすか、地域の方々がみんな創意工夫を尽くしてくださいよ、そして特色ある機能の集積をやつていく、その場合には国が早く実現できるように協力していきますよ、そのためには促進協議会をつくつて、関係知事のみならず各省庁の関係者も入つてやりますよ、そして促進していきまよ、こういう手法をどうしておるわけでございます。

私は、地方の発展を考えていきますならば、地方分権方式が一番大事だと思つておる。しかし、今各省が持つております権限を一つでも地方に譲れと言つてもなかなか譲るものではないと思つておる。それで、それをやろうとすると、三年かかってしまつてこの法律に間に合わなくなつてしまつた。私は、こう考へておるわけでございます。したがつて、地方分権にかつての方向としてはどういうことだろうか、やはり促進協議会の中に各省全部入れ込んで、そして府県知事にも言いたいことを言わせて、それが早く実現するようにすること、言いかえれば、今までは中央集権的な構想による地域開発だつたと思つておるわけでございます。

には、当然沢田先生の考えておられるような配慮が必要になってくると思えます。この法律そのものは、各般にわたる努力の方向を示しておるといふ基本法でございますので、具体的にそこまでのことには立ち入っていないというふうに御理解いただきたいと思います。

○沢田委員 だけれども、私の言うことは必要なことでしよう。各省から出てきているものの移動の表を見ますと、それぞれがどこに行くかは別として、そういう条件整備は必要なことだとは思っておられるでしょうか。それは行ってから考えることですか、行く前に考えなければならぬことですか、どちらですか。

○奥野國務大臣 政府関係機関の移転先のごことでございますか。(沢田委員「ええ、そうです」と呼ぶ) 政府関係機関の移転の場合には、地方支分部局は交通の便利なところへ一括して移転してもらおうにしたい、こう考えておるわけでございませう。その他の機関は適地、適地がそれぞれ違うだろうと思うのでございまして、できる限り各地域に分散立地できればいいがな、こう思っておりますけれども、移転する機関の特性により場所が変わってくるのじゃないかな、こう考えておるわけでございませう。地方支分部局を一括して移転する場合には、現在既に交通の便利なところを選ぶべきだな、こう思っておるわけでございませう。移転に当たってさらにそういう意味の経費が必要だということには考えていないわけでございませう。

○沢田委員 そうすると、新しく例えば荒野の中にぽつんとつくるといふことではない、やはりある一定の社会資本が充実されている条件のところへ移転するということか、持っていくというか、そういうことがこの原点にあるのだ、新たにそういうものの子算を必要としないところであるというふうには、アバウトな話ですが、そういう発想であるというふうには解釈してよろしいでしょうか。○奥野國務大臣 そのとおりでございまして、地方支分部局を移転する場合には、業務核都市のい

ずれかに移転して一つの核になって地域の発展に役立つだろう、その他の施設につきましてもやはり発展のための一つの核になっていくだろう、こう思っているところでございませう。

○沢田委員 これは自治と大蔵の方に伺いします。警察庁が関東管区警察局長、総務庁が関東管区行政監察局長、北海道開発庁が北海道東北開発公庫防衛庁が、これは陸上自衛隊の一部ですか、それから科学技術庁が金属材料技術研究所、法務省が法務総合研究所、大蔵省が醸造試験所、印刷局研究所、税関研修所、全部読むのは大変ですが、これは一応議事録に載せておくという意味で申し上げておるわけでございませう。文部省が東京外国語大学、東京外国語大学附置アジア・アフリカ言語文化研究所、宇宙科学研究所、国立極地研究所、厚生省が関東信越地方医務局、農林水産省が東海区水産研究所、通商産業省が石炭鉱産事業団、運輸省が新東京国際空港公団、郵政省が関東郵便局、労働省が産業安全研究所、建設省が本州四国連絡橋公団、自治省が自治大学校、以上が閣議に出された移転の候補であるということですが、大臣の方から聞いておきましようか、これはそのとおりと解してよろしいでしょうか。

○奥野國務大臣 そのとおりでございませう。○沢田委員 大蔵と自治は、こういう移転計画に對して予算的な配慮、その時期、それから説得といたしますか、いわゆるみずから範を示さなければなりませんので、それぞれ各省を、国土庁が説得するのかわかりませんが、どういう順序でどういう計画を進めていくのか、大まかなものをひとつ御説明願いたいと思ひます。

○奥野國務大臣 先にちよつとお答えをしておきたいと思ひます。七月に正式に政府関係機関の移転を閣議決定いたしますが、その際には受け皿の問題も内容に入つてきましようし、あるいは職員の出遇の問題もその内容に入つてくると思ひますのでございませう。七月に閣議決定しようと思ひますのは、各

省が移転関係で当然予算を必要とするわけでございませう。予算は八月いっぱいには大蔵省に各省から提出することになっておりますので、それに間に合わせたい、そのためには七月中には閣議決定しておかなければいけない、こういうことでございませう。これを受けて各省が予算をお考えになり大蔵省に要求される。したがって、六十四年度予算にはその内容が盛り込まれるということになるわけでございませう。今度の場合には、急なことでございませうので、移転予算がないうままに促進に当たつておるわけでございませう。国土庁に若干の調査の予算を計上しておるにとどまつておるわけでございませう。

○沢田委員 時間の関係でこれにかかり合つていられないので、自治と大蔵の方は省略します。安心したかもしませんが、とにかく省略いたします。続いて清算事業団と運輸省、ひとつお願いをいたします。清算事業団の今年度の決算見込み、これは想定です。それから、来年度のいわゆる収支見込み、以上について簡潔にお答えいただきたい、それから土地の問題についての程度——今年度三千億と私は聞いていますが、どうなのかというのが一つ。それから清算事業の背負つておる利息は昨年度末で幾ら負債を負つたか、以上お答えください。○杉浦参考人 六十二年年度の決算でございませうが、非常に変わった点でまいりますと、固定資産売却収入、これは土地の売却三千億を予定をいたしまして予算を組んだわけでありますが、これが約千三百億程度でございませう。その他支出の方の減等々差し引きいたしました、総額で大体予算の定める二兆六千億程度というふうに見込んでおりますが、今締めをやっておるところでございませう。本年度の予算でございませうが、債務償還の諸費一兆九千億何がし、また固定資産売却三千億等を含みまして、総規模二兆八千億程度になっております。

それから、先生の今御指摘の次の点をちよつと

私聞き漏らしましたが……。○沢田委員 今年度の用地の払い下げの子算及び清算事業団が抱えている昨年度の利子の総額です。○杉浦参考人 お答えいたします。本年度の土地売却の子算の予定額でございませうが、昨年度同額の三千億を予定いたしておりました。それから、昨年の支払い利子に相当する金額であります。六十二年年度の債務償還経費一兆五千七百億前後であります。そのうちで、利子等で九千億程度でございませう。残り六千五百億が元金の償還、こういうことになっております。

○沢田委員 国土庁長官にお伺いするわけですが、このまま抑えていきますと、去年も千七百億売り上げ不足という形になった。今年度もこのままいくと売り上げ不足になっていくことは必至だと思ひます。今も言われたように、両者合わせますと約一兆一千億ぐらゐの利息が清算事業団に上積みされていくという形が続いていくわけでありませう。三年もたてば第一の清算事業団をつくらないうちにもならないということになる、そういう心配も起きてくるわけですね。これは、売るな、収入欠損は、じゃ、だれが補つてくれるのか、その辺をきちんと明確にさせないと、これは売つてはいけません、土地が値上がりするから待たされた、待たされたけれども赤字は、じゃ、だれが負担するのか、それは自分で払え、これでいいつたらどうにもならないですね。それならば方式としては、売らない分の利子については国民が負うのか、国民が負うのなら赤字国債で処理をする以外にない。それではなくてJRでやるのだとすれば、JRは何でその金をつくるのか。それを明示しなければ、動かなぬで汗かけといつたつてなかなかさうはいかないです。そういう形のものを国土庁としてはどういうふうには判断して、いつまでとめておいて、その赤字はだれが補つてくれるのか、その辺を国民にははっきりさせませんと、いつかは回つて国民のツケにくるわけですから、その点をお聞かせいた

だきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 清算事業団で清算し切れない残りが出てきた場合には国民全体が負担しななければならない、御指摘のとおりだと思います。そのためにはできる限り残りが少なくなるように清算事業団としても努力しておられるわけですが、たまたま地価がこういうところになってきたものでございますので、よいところを公開入札にされまして高い値段がつかずからついてくる。土地の値段が一方所につきまると周辺の土地はみんなその値段になってしまふのであります。地価というものは物品販売のように一品一品の価格ではなくて、一つの地点に価格が決まると周辺の土地の価格はみんなそれに右へ倣えするわけでございますので、やはりこの際は慎重にしていなければならぬ。そういうことで、清算事業団も土地の入札に際しましては国土庁にも御相談いただいているわけでございます。同時に、公共の用に供されるのが確実なものについては地方公共団体に譲渡して譲渡するということも明らかにしていただいております。

土地の処分がなければそれだけその部分についての利息が加算されることは当然ではございませうけれども、しかし反面、今申し上げましたように随契で譲渡することのできるものもありまして、また地価の高騰はひいては国民全体に被害を及ぼすことでもございまして、両方にらみ合つて御努力いただいているし、私どももまたそういう意味で協力すべきものは協力すると同時に、地価の抑制を必要とする地域については安易な妥協も許されないういかな、こんな気持ちでおるわけがございまして、御理解いただきたいと思ひます。

○沢田委員 清算事業団が昨年売り払つた千三百億の総面積をお聞かせいただきます。
○杉浦参考人 お答えいたします。
公開入札の件数が百十件二十ヘクタール、金額が二百億円であります。随意契約が二百五十件二百五十ヘクタール、金額で一千億円。合計いたしまして、全体で三百六十件、面積が二百七十ヘ

クタール、金額が千三百億円、こういう数字でございませう。

○沢田委員 清算事業団は、今大臣が答えられたように、抑制によって生み出された赤字の行方と得ないから清算事業団で今後の分として背負つていかねばならぬまいな、まさかどこかで負担してくれともいいたくない、しかしそうなるとうます負担が重くなる、これは政府の方針に従つたのだから、その分は政府で持つてもらいたい、どちらの立場であつても今行動しているのですか。
○杉浦参考人 昨年の閣議決定に沿つて私どもも土地売却を一生懸命やっておりますわけでありまして、長く続きますと、先生の御指摘のように債務償還計画に支障を来します。希望といたしましては、できるだけ早く私どもの仕事が正常化できるように環境整備をお願いしたい、このように思つておるところでございます。

全体の最終の見通しをいたしましては、先ほど国土庁長官が申し上げましたとおり、最終的に私どもの土地売却あるいは株式売却等の自己努力による限界を超えるものにつきましては全部国が負担する、こういうことになっておりますので、最終的な問題、これは利子の負担等も含めまして、最後は国で御面倒いただく、こういうふうな考えでおるところでございます。また私どもの方でなし得る手だてはできるだけやっております。土地の売却という処分以外のやり方、そういう方法もありませんかというところで現在審議会で検討を続けておまして、近々その結論を得たいというふうな思つておるところでございます。

○沢田委員 今の御発言の中で、清算事業団はそう思つておる、こういう自己の見解で述べられましたが、大蔵省は、その不足分を国が負うということについては承知をされているわけですか。これは単独の発言ですか、それとも大蔵省も了解している発言ですか。
○丹羽政府委員 先生のただいまの御質問の問題

に關しましては、ことしの一月二十六日に閣議決定をいたしました、私ども償還基本方針という題名で呼んでおりますけれども、清算事業団が負つております長期債務等の償還に關しての基本方針を定めてございます。その中で、ただいまの問題に關しては、清算事業団が持つております土地などの処分、そういうことも自主財源を充ててもなお残る事業団の債務につきましては最終的には国において処理する、こういうことを原則として定めてございます。それで、最終的には国において処理するための、本格的な処理のために必要な財源、措置という問題が次に出てくるわけでございますが、その手当てにつきましては、今清算事業団がやっております雇用対策とか土地の処分などの見通しがおおよそつくと考えられる段階で、歳入歳出の全般的見直しとあわせて検討決定する、こういう形で閣議決定してございます。

○沢田委員 そうすると、待つてでも安心なはずな。倒産にはならない。最後のツケは政府の方で持つてもらえる。これなら清算事業団はそのままだま置いておいてもまくれや高くして渡してはらされる。売らなければそれだけいよいよ、あとは何とかなる。こういうことになりましてから気分は非常に楽になる。ほかには問題は多いですけども、この問題だけはそうなると思ひます。

ただ、私の意見としては、自助努力というものを国民の前へ誠意を込めて出しなから、国民におんぶするといふ姿勢を幾らかでも少なくしていくという背景がないと、やはり今後いろいろな問題を抱えてなかなか理解を得られないのではないかと、これはもうお答えは要りません。

国土庁も同じであります。ただ、その安易にはいかな、やはり最善の努力をする、そういうこと。ただ、この表を見ますと、もう時間の関係があまりありますが、確かに今売つたところを見ますと、青森県であるとか福島県、米子市あるいは大分県、鹿児島、八戸、三沢、こういうところのものが売られていまして、面積だけにはばらばらに多ければ、値段はちつとも、収入は上がつてこ

ない、こういう面もなきにしもあらずということでありまして、この辺は大変な分量を処分した割合に、言うならば経営的に見たら採算の悪いやり方をやつておる、こういうことになるわけですね。その辺は国土庁長官もどちらを選択するか、これは選択の問題ですね、政治の問題ですから。どちらを選択するか、こういうことであらうと思ひます。

続いて、時間の関係で順序が不同になりますけれども、規制区域、監視区域、これをもちつと広げてほしいと市町村にも希望があるのです。ということで、我々の地元でも首長さんからそういう希望があるわけですが、監視区域を広げてほしいといわゆる隣にせり合つたところは必ずその被害を受ける、またその次が被害を受ける、こういう形で監視区域だけであってもその隣、隣が被害を受けていくという形になります。私は前から、大蔵でもそうですが、百キロ圏内というふうな今まで言つてきました。例えば水戸から前橋から宇都宮から、高崎も入りますが、大月からあるいは熱海から、あるいはこつちは成田からもつと、あるいはもう少し先までになるでしょう、こういう交通範囲というものを考えないと、これがそのものはできないだらうといふことを言つてきたわけですが、そのためにはその程度までの区域に対する総合利用計画というものを立てて、そこに監視区域、規制区域というものをつくらなくてはならぬ。

意見になります。特に規制区域をつくつてほしいというのには、私は緑地をつくるために必要だといふ判断なんです。いわゆる洪水地帯あるいは河川の遊水地帯、そういうところは今調整区域でやっておりますけれども、建設省来ているから答えられても結構です。

建築許可申請の書類なんていうのは三年で没なんです。だから子供が一人いれば、家を、三年たてばまた申請すれば四条で許可になる。四条でどんどん何軒も家を建てていくけるのです。そしてまた売るので、そういう脱法行為が今の法律

体系の中ではできるようになっている。子供が二人いれば三年たつたらまた新しい建築許可。自分の農地をつぶして四条で家を建てて、そしてまた売れるんです。また三年たてば書類はみんな没なんです。だからこれは、大臣も国土を考えるならば、やはり建築基準法で出された建築許可申請書はせめて十年保存はしていて、同じ人間が同じ場所へ別なうちを建てていくなんていうことを許していくようなやり方を見逃しておくという手はない。建設省が来ているから答えてもらってもいいが、こつちは長官しか大臣がいらないから、長官がそういう邪道を許してはいかぬ。そういうことによつて四条で、四条でと農地をつぶさせていくという方法はいけないことだ。これは大臣が答えるなら考えられているかお答えください。大体、答えるにも知らないんですよ。

○福本政府委員 先生の、開発許可の問題であらうかと思ひます。調整区域における開発許可の問題でございますが、開発許可は、原則禁止してやるわけでございますが、農家の建物でございましてと分家ですとか、そういうのは開発許可を受けずて建てられることになっておりまして、開発許可を受ければ建てられるということ、三年ごとの許可という制度にはなつておりません。

○沢田委員 じゃ何年ですか。書類の保存期間が何年か聞いていますのよ。

○福本政府委員 いや開発許可は一度受ければできるということ、ほかの法律でそういうような運用があるかはちよつと存じておりません。

○沢田委員 じゃ、ほかの法律でんでんですか。いやいや、まあ、いや、もう勘弁しよう。担当が違ふということもあるだろうから答えてがでなかつた。

ただ、要すれば書類の保存期間というのは、カルテも同じですけども、やはり新しい時代に対応した保存期間というものを考えていかなくちゃならぬ時期に来ている。大変分厚いものになるのですよ、図面までくつつかから、だから、そういう

ものをたくさん保存しておくことはおつくなる。だから結果的には三年ぐらいで没にしてしまおうということになっているから、今度は再び来てはならないか発見できない、こういうものがあるわけですよ。

これは後で大臣に訊んでおいてもらおうと思つていますが、これは科学技術庁で出している。「都市の雨水を考へる」ということで、大臣にどういふこともあるし悪いこともある。要すれば今の国土の利用というものを考へた場合に、これは年限からいきますと四十三年から六十二年で出されているのでありますけれども、言うならば表面の流出量というものがどれだけ多くなつてくるか。蒸発分は、これも面積が減つていきますから違ひますが、最後に地下の浸透分がどれだけ減つてくるか。こういうふうに二〇％に四％減つてきていることこの数字は出ております。しかし、市街化の区域だけで、区部だけを考へてみるのです。世界にないもの、一つの大きな長所である。こういうものを大切に考へたいので、地下水の擁護のためにこの国土利用のあり方、そういうものをひとつ考へてほしいということを願つています。これは参考にお渡ししておきますから後で一見していただきたい、買うのもおつくうでしようから。

続いて、もうあと残された時間、大蔵省は私の委員会だから委員会に聞けばいいかもしれませんが、その前に自治省にちよつと聞いておきます。現在の土地価格が公共事業にどの程度の影響を与えているか。土地を買うのに、土地は買わないで内需拡大という方針はとつておられるけれども、やはりやらざるを得ない。そうすると今までの予算では恐らく今までの五分の一ぐらいしか用地買取はできないだろうと思つたので、去年とことしと比べて、まあ東京が、近県が主体になりますけれども、全国一般にすれば伸びは案外あるかもしれ

ませんよ、いわゆる暴騰地区を対象にしたらどの程度の割合で公共事業に影響があつたか、お答えください。

○湯浅政府委員 東京都におきます用地取得の中で、六十二年度の決算はまだはつきりわかりませんが、六十年年度で六十年年度では事業費の約三分の一ぐらいが用地費になっております。六十年年度も大体そういう傾向でございまして、最近では建設事業費の約三分の一ぐらいが用地費に当たるといふ結果になっておると思ひますけれども、これが六十二年度でどのような影響を受けているかといふのは、まだ計数的にもつかんでおりませんが、はつきり申し上げるわけにはいかないと思ひます。

○沢田委員 とにかくアバウトな話ですが、ここで三分の一の事業費が減つたといふことは事実ですね。ですから、結果的にその被害を受けるものはだれかといつたら、やはり国民であります。ですから、今日かかれば土地の引き下げを政府は、断行といふ言葉を使わなくてもいいですが、何となくいろいろ手法を使つて土地の価格を下げることに全力を注ぎます、そういうことを天下に表明してもらいたいと思つたのですが、大臣いかがでしょうか。

○奥野國務大臣 この国会におきましても、東京の地価をこのままにしておくと、自然、順次地方に波及していく、だから東京の地価を下げなければならぬのだ、こういうことを言ひ続けておられるわけでございますし、また不動産業者の中には土地を抱え込んで困つていらつしやる方もおられると思つたのでございまして、大蔵省に對しましては、今の仮需要に對して融資を厳しく禁止してきておる、この融資の規制も厳しく続けられてくださいとお願いをしております。

根本的にはやはり需給関係だと思ひますので、需要を分散させ、供給をふやす努力を続けておるわけでございます。同時にまた、監視区域の指導価格につきましても適時に時点修正をして、今ま

でもより低い価格で指導するというような方向に転じながらも引き下げに役立たせよう、こう考へておるわけでございます。ぜひ皆さんの御協力を得まして、東京の地価をさらに引き下げるべく努力を続けていきたいと思つております。

○沢田委員 時間ですから農林の關係の要望だけしておきます。

今、減反政策が続いております。近郊には減反で遊び地が非常に多いのです。これは私は農地法をせひ変えてもらつて、三千三百万の勤労者もせめて百坪くらいは耕作できる権限を与えてほしいのです。これは今まで一坪農園という名称だけしかありませんが、せめて百坪くらいはやつて野菜とかその他は自分で、何もゴルフに行つたり山に行つたりするばかりが運動ではないのですから、自分の場所の近くで、週休二日制になればいいやん、なにしていうものがあつた方が国民生活も楽になるわけですよ。ですから、自分で野菜等をつくつていく力、そういうものをこれから勤労者も自分のうちのそばでやる、そういう一つの条件づくりを国土庁として考へてほしい。それがまた緑にもなるし地下への浸透もよくなるし、いろいろな分野においてプラスになると思つたのです。

農林省来ているのですが、農地法を頑固に守つていますが、そんなことをやつたら農業がつぶれちゃいますよ。もつとみんなのいろいろな刺激を受けながら、そして雨風に耐えてこれらから農業はやつていかないと、これは自分でだんだん滅亡しちゃう、そういう状況にありますから、もつと一般の勤労者も耕作すると野菜の供給がふえる。そうすると、もつと物をつくらなければ売れなくなるのですから、そういう一つの競争もある面において必要になってくる。とれたつてナスの一つや二つかもしれません。しかし、それでも週休二日制になつてうちでござらしてはいるよりはより健康的だと思つたのです。

時間の關係がありますから大蔵省は自分の委員会ですらしてしまつて省略をいたしますけれども、国土庁としてはこの農林の答を聞いて、

ぜひその点を改革してもらいたい。ひとつ農林のお答えをいただいで終わりたいと思います。

○松山政府委員 都市の住民がいろいろな形で農地を使いたい、こういう新しいニーズが出ておるわけでございます。そういうニーズにどのよう

にこたえていくか、私どもにとって大変重要な検討課題であるというふうには考えております。

ただ、今農地法との関係のお話があったわけでございますが、御案内のように農地法の場合には農業の生産性を高めていく、こういう大目的のために、農業に精進する者によりまして効率的に利用

されるようにしていくということが基本でございます。そういう観点から一定の最低面積を決めて

おるといふことがあるわけでございますし、かつまた四十五年にそれを引き上げたという経緯も実は

ございます。そういう構造改善を進めていかなければならないという農政の基本課題との

関係をどのように調整するか、あるいは一律に取得面積を引き下げたときに投機目的の取得で

あるとかそういうものとの関係をどうするかというある意味では非常にややこしい話もあるわけ

でございます。今の農地法の運用におきまして、地域によりましてある程度弾力的な扱いをしておるものもござ

いますし、市民農園の関係もござります。したがいまして、今先生のおっしゃられましたような

ニーズの実態がどういふことかというふうなことも考えながら、これからまた勉強させてもらいた

いというふうな思っております。○沢田委員 では、とにかく善処を求めて終わります。どうもありがとうございました。

○小此木委員長 次に、小野信一君。○小野委員 三全総は定住圏構想というサブタイプ

トルがついておりましたし、四全総は多極分散型国土の形成という副題がついておりました。しか

し、第一から第四までの全国総合開発計画の立法の精神、目的は国土の均衡ある発展だった、私は

そう考えるのですが、大臣、いかがですか。○奥野國務大臣 たしか第一次全国総合開発計画

の中にも、目標を国土の均衡ある発展に置いておったように思います。おっしゃるとおり、すべ

てそのような見地で進められているものだと心得ております。

○小野委員 大臣も四つの総合開発計画の目的は国土の均衡ある発展だと御理解をいただきまし

た。三全総が定住圏構想であり、四全総が多極分散型というサブタイプになぜ変わらなければな

らなかつたとお考えになりますか。○奥野國務大臣 第三次全国総合開発計画をつ

つくりますときには石油ショックの後でございますし、エネルギー資源を初めいろいろな資源の有

限性が顕在化した時代でございますから、経済発展というよりも人間を取り巻く総合的な環境を整

備していくという点に重点を置くべきだ、それが定住圏構想につながってきたように思うわけござ

います。今度第四次の全国総合開発計画をつくりま

すときには日本は非常に経済躍進を遂げまして、東京が世界の金融センターになってきた。その結果、

外国の企業がどんどん東京目掛けて押しかけてくるものでございますから、東京の地価の高騰まで

引き起こしてしまつた。それを避けるためには一極集中を是正することに主眼を置かなければなら

ないということ、今御指摘のようなサブタイプルになつてきた、こう思います。

○小野委員 私は三全総を讀んでみまして、日本国土の変化を促進する四つの要素を知ることがで

きました。一つは技術革新、第二は高齢化、第三に都市化であり、第四に国際化、この四つがこれか

らの日本の国土の変化の要素である、こう書いておりました。

そこで、私は、技術革新と高齢化は三全総の予想どおり、計画どおり進展したと考えます。問題

は、都市化と国際化が三全総が考えた以上に大きな流れとして早くしかも深く進行したために、三

全総が四全総に、サブタイプルを変えなければならなかつた要素ではないだろうか、そう感ずるわ

けでございます。その意味で三全総は、失敗という言葉を私は使いたしませんけれども、変化に対応できなかつた要素、見通しが違ったのではないだろ

うか、そういう感じを持つわけですけれども、局長、いかがですか。○長沢政府委員 基本的に、先生の

おっしゃるとおり昭和五十年代の後半、三全総期間の後半に至りまして、情報化、都市化あるいは産業構造の変

化を受けた都市的な産業の成長、それから国際化、これが急速に進化したために東京一極集中が再び

強まった、これが四全総策定に至つた大きな動機になつておるといふふうに考えます。

○小野委員 均衡ある国土の形成といひますけれども、均衡しなければならぬもの、あるいは均

衡させなければならぬもの、これらは国土の上のいろいろな要素としてあるのだからと思ひま

す。これは無数という言葉が適当なほどたくさん要素があるのだからと思ひますけれども、その

中で、国政として均衡させなければならぬと考へる要素は幾つかあると思ひますけれども、大

臣あるいは局長が均衡させなければならぬ要素と考へる二、三のものを御指摘願ひたいと思ひま

す。○長沢政府委員 「均衡」の目指しているところは、約三十八万平方キロの我が国土がバランスよ

く利用されるということでありまして、したがいまして、まず人口が適正に配置されていること。そ

れから産業が適正に配置されていること。それから主なもの挙げれば、各種の文化、サービスや国際交流機能、情報機能、そういった都市が持つ都市機能、これがまた適正に配置されているとい

ければならない。そのことよって多極分散型の国土をつくるのが可能だ、こう思っているところでございます。

○小野委員 次に進みますけれども、東京への過度の人口集中の是正を考える前に、当然なぜ東京に金融、業務、情報などが驚異的に集中したのか、そのメカニズムを明らかにすることが第一条件だろうと思えます。だれもがそう考えているだろうと思えます。ただ、東京への人口の集中、経済の集中は必然性が非常に高いのじゃないだろうか。マーケットシステムといいますが市場システムを、自然が、人間が、その流れに従って東京を大都市化したのだらう、こう思えます。したがって、人口の分散、経済の分散ということになります、この必然性、マーケットシステムの流れとは逆な方向に経済なり人口を持っていくということになりますから、大変な大きな力が必要になってくる、私はそう考えます。そのことは、ある意味では人工的に市場原理をつくり出す、こういうことなんだろうと思えます。したがって、口で言うほど優しいものではないのじゃないだろうか、そういう実感を持ちます。したがって、第一に、なぜ東京にこれだけの金融、業務、情報が集まったのだろうか。そのことに対する見解を、局長にお尋ねいたします。

○長沢政府委員 東京一極集中が進んでおります大きな原因は、まず第一に国際化、情報化が急速に進展したこと。これに伴いまして、世界のGNPの割合を占めるという大きな経済力を背景にいたしました。東京が世界の金融センター、情報センターとして急成長を始めた。他方、地方では大きな産業構造の変化の影響を受けまして、雇用問題等、構造不況問題がいろいろ深刻化する。そのため東京へ集まらなければ仕事ができないというような状況が現出した、こういったことが大きな原因で進んでいるというふうに考えております。

○小野委員 ただいまの答弁によりまして、東京への一極集中の原因は金融の自由化、国際化、

あるいは東京が世界の経済の三大金融センターになったということ。それに加えて、情報化、ソフト化の時代になって東京に本社機能が集中的に集まった、こういうことだと理解いたします。

ただ私は四全総を讀んでみましたが、あるいはこの法律を讀ませていただきましたも、東京集中化の一つの原因は、行財政権の集中ということがその背景にあるのじゃないだろうか。この行財政権の集中が東京の肥大化をもたらしたのだという認識がもしないとすれば、分散することができない。むしろますます肥大化していくのじゃないだろうか、こういう気がしてなりませんけれども、東京の肥大化、一点集中の最大の要因は行財政権の東京集中にあるのだ、そういう認識には立てないものでしょうか。

○奥野国務大臣 世の中が複雑になってまいりますと、どうしても交通整理が必要になってくる。そういう意味で中央省庁が経済や金融につきましても許可権限等を持たざるを得なくなる。それが御指摘になりましたような、中央集権的な行財政の方向が東京一極集中を助長しているのだとおっしゃっているとするならば、全く同感でございます。でありますだけに、今後の運営につきまして、今度の法律の中にも、中央の持つております権限をできる限り地方団体や国の出先機関の長に譲るような努力をしなければならぬという規定を置かせていただいておりますので、ございます。

○小野委員 局長、四全総にはこの行財政集中化が東京一極集中の背景にあるのだということすら分析しておらないのですけれども、この問題はどのような理由でそうなったとお考えになりますか。

○長沢政府委員 四全総で、要因分析の中であるいは明示されてないかもしれませんが、背景事情の考え方としては、私、先ほど言いましたように、行政機能を含む首都機能が東京にあることが東京一極集中のバックグラウンドの一つとして作用していることは事実でございます。やはり四全総でも、独立性の強い政府機関の移転等あるいは遷都問題等、東京に立法、司法、行

政が集中していることに伴う問題解決の方向は示しておるわけでございまして、今回の法案もその趣旨に沿って政府機関移転等の章を設けているところでございます。

○小野委員 次に進みます。国土の不均衡な発展の一つに、資産保有者と非保有者との間の格差が大きくなったことを私は第一に指摘したいと思えます。要するに、金余り、超低金利のもとで大量の資金が土地投機に流れ込み、東京の地価が急上昇を始めました。こうした地価の高騰は、土地所有者に固定資産税あるいは相続税などの負担を増加させていることは事実でありますけれども、私はそれ以上に、土地所有者と非土地所有者、とりわけ都市における土地所有者と非所有者との格差を修復不可能なまでに拡大したのでないだろうか、こう考えます。この問題は当然政治の最大の課題であります。したがって、国土の均衡ある発展を図るという法律の立法の精神が最大で最終目的であるとするならば、この問題にメスを入れることには不可能だろうと私は思います。この都市における土地の所有者と非所有者との格差の拡大、これをどういう形で解決しようとするのか、方向だけでもお考えを示していただきたいと思えます。

○奥野国務大臣 自由な経済活動を許している国でございますので、その活動のあり方によって巨額の富を生むこともできるし、大変な失敗を起すこともあり得るわけでございます。今御指摘になつておられるのは、土地を持ってだけで莫大な富を得ているのじゃないか。まさに不労所得の基だしいものだという意味合いでおっしゃっているのだ、こう思います。もしこれが譲渡されて、譲渡所得が顕在化しますとかなりな所得課税が行われるわけでございまして、それがなければ、相続の際には当然その評価額のもとに相続税が課されるわけにございまして、そういうことを通じてある程度均衡化が行われるわけでございます。

しかし、いずれにいたしましても、今の地価暴騰は短期間に大変な高騰をしているわけでござい

ますので、社会的公正という気持ちを国民の間に強く植えた、こう思っているわけでございます。それだけに、私たちが一生懸命地価の鎮静化に努力を続けてきたわけでございますし、政治の最大の課題にお取り上げいただいたわけでございます。

したがって、税制についてはそれ以上なかなか難しいのじゃないかな、こんな感じがいたします。顕在化しないのに評価して、ある程度の税を徴収するという仕組みはなかなか難しいのじゃないか、こう思うわけでございますけれども、今不公平をどう是正するかという課税のあり方が税制改革の一番大きな課題になっているのはこういうところにも原因を持っているのじゃないかな、こう思っております。今直ちに私が一言でこうやればいんだと言いつけるわけにはまいりませんが、やはり政治の課題として今後も十分留意していかねばならない大事な点だ、こう思っております。

○小野委員 この問題を真剣に調査研究して、政治家としての、あるいは国政としての任務を果たしていただきたいことを御要望申し上げます。

最近の我が国の産業構造の変化は注目すべきものがある、そう私は感じております。第一は、だれもが知っておりますのでありますが、サービス部門のウェイトが急激に高まっております。例えば経済審議会の新たな分類方法によつて見ますと、七〇年から八五年までにGDP構成比の推移は、知識・サービス生産部門が一七・六％から二六・四％へと一〇％近くも比重を高めております。それに対して、物財生産部門は五・七％から四・四％へと、これは約一〇％近くも比重を下げております。知識・サービス生産部門の比重増大は物財生産部門の後退と表裏の関係にあるのだなということをこの数字は示しております。したがって、この産業構造の変化を今回の法律は活用しながら均衡ある国土の発展を図るのなければ、効率的に予算を活用すると

いうことにはならないのではないだろうか、そう私は考えます。
したがって、産業構造の変化と多極分散型国土づくりとをどのように結びつけて所期の目的を達しようとするのか、それに対する考え方をお尋ねいたします。

○長沢政府委員 四全総では、おっしゃるような産業構造変化の方向に対応しつつ、地方に各種の産業集積、技術集積を高めていく、こういう考え方をとっております。

また、この四全総を受けた今回の法案におきましても、地方振興拠点地域整備という新しい制度を創設いたしております。これは各種の国際交流機能、情報機能あるいは産業機能、そうした高度の機能集積を各地域につくっていく、これを中心とした構想でございます。そうした機能集積を図るに当たっては、おっしゃるような産業構造変化の方向をむしろ活用して、これを進めていく、こういう考え方をとっております。

○小野委員 よくわかりませんが、政治経済の流れとして産業構造の変化を活用するということが最も素直な政策だと私は考えますので、その点も十分検討しておっていただきたい、こう思います。

次に、我が国の経済課題の一つに内需の拡大があります。これは、これまただれもが認めておるところであります。昨年の六兆円の補正予算も本年度の公共投資額約二〇%の伸びの確保も、この目的達成のための一つの手段だろうと私は理解しております。だとするならば、この促進法、これもまた内需拡大の方向と相反するものであつてはならない、やはり同じ方向でなければならぬだろうと思つておられます。

そこで、現在の政策課題である内需の拡大とこの促進法とはどういう関係になるのでしょうか。どのように結びつけてこの法律がつくられたのでしょうか、考え方を教えてください。

○長沢政府委員 我が国の大幅な経常収支の黒字不均衡を直すためにも、また世界経済の調和ある発展を図るためにも、おっしゃるように入需の拡大を図るあるいは内需中心の経済成長を維持するということが極めて重要な課題であることは先生おっしゃるとおりであります。四全総は、この内需主導による成長が維持される、そういう経済の姿を前提に二十一世紀に向けての国土づくりの指針を示しておるわけでございまして、この四全総の実施的性格を持つ本法案の施策は、もとより内需拡大のための施策と方向を一にするものである。具体的に言えば、大都市の秩序ある整備につきましても、あるいは地方の振興拠点地域の整備にいたしましても、それぞれ力を合わせてインフラ整備その他各種の経済振興、地域振興を図るわけですから、これはそのまま我が国経済の内需の拡大につながっていくと考えているわけでございまして。

○小野委員 日本の経済を考へる場合に、GNPはアメリカに次いで世界第二位、国民一人当たりの所得はアメリカを抜いて世界第一位、日本人の持つ外国での資産は世界最高、まさに経済大国日本でございます。しかしその反面、先進国と比較して国民生活の方は、労働時間は三割以上も長い、一生働いて退職金をもつても家を一軒持つことができない都市の労働者、アメリカの二倍高い食料費、年金で生活のできないお年寄りの皆さん、こうなつてまいりますと、日本は経済大国なんだ、自分自身が世界一高い所得をいただいて豊かな生活をしておるなどと実感を持つている日本人は一人もおらないことも、これまた周知の事実でございます。当然、この経済大国と国民生活の乖離の解消が、政治の最大の課題であると同時にこれらの法律の一つの目的だろうと思つておられます。というところは、今までの国の政策は生産あるいはビジネス中心であつたけれども、これから生活にかかわる領域も大切にしなければならぬのだ、こういう感じ、あるいは政策方向もこれまた一致しているだろうと思つておられます。私は、日

本の政治、経済のこの格差の解消、生活領域の向上という目的に対する政策は、世界の日本への大きな期待であると思つておられます。
したがって、そういう観点でこの促進法を見た場合に、特に受け皿の方の問題として、この生活という観点から見た整備が軽視されてはならないだろうか、東京から移す、東京の方の政策課題が最大の課題、第一義になつておつて、受け皿としての都市の方の生活環境の整備が弱いのではないか、そういう感じがするのですけれども、つくつた局長、いかがですか。そういう感じはございませんか。

○長沢政府委員 為替レートで換算した名目的な生活水準と、我々も含めまして国民が実際に感じている生活の豊かさとの間に乖離があるという点は、私も同感でございます。
その原因としていろいろなことを指摘されているわけですが、その中で特にしばしば言われるのは、社会資本の整備水準が諸外国に比べてなおい低いこと、あるいは住宅問題等に代表される大都市問題、これが生活環境の悪さをもたらしておられるという感じがございまして、理由になります。
こうした状況を直していくというのが四全総のねらいでもあり、また本法案のねらいでもありまして、各地方の地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを進めまして、住民が誇りと愛着の持てる豊かで住みよい地域社会を実現していく、これが法律の目的条項にも書かれておるわけでございまして。こうした地域振興を基軸にいたしまして、あわせて住宅難等の大都市問題も解決していく、秩序ある整備を図っていく、これがこの法案の骨子でございますので、おっしゃるように入需の骨子から追い出し偏重という形にはなつていないと思つておられます。

○小野委員 大臣、今議論の中で出てまいりましたのは、四全総、それから言葉としては出てまいりませんでしたけれども、前川レポート二つ、それから宮崎レポート、それから今回の促進法、五

つ挙げました。どう考えてみましても、これらの五つの法律あるいは開発計画を総合的に関連づけて説明を受けたことが私にはございません。これらの関連について内部でどのように処理をして、どのように意識統一をして今回の法案が出てきたのか、その点の御意見をお聞かせいただきたいと思つておられます。

○奥野国務大臣 この法律をつくるに当たりましては、全国を見た場合には東京一極集中になつておるよ、しかし都道府県単位で見れば場合にも都道府県庁所在地一点集中になつておるよ、多いのよ、全国土をくまなく国民に適切に利用されておられるよ、それぞれの地域社会を我がふるさとと愛着を持って感ぜられるよ、なものをいかにしなければならぬよ、のよ、と強く申してまいりました。そういう意味合いにおいて、東京につきましても政府関係機関の移転を図るわけでございましてけれども、都道府県においても県内を見ても、それぞれの機関を適切に分散配置してそれを核にして地域の発展を図れるよ、にしていかなければならぬよ、こういうことを申してまいりましたわけでございまして。

そして、条文的には、それぞれの都市についてそれぞれの地域がいろいろな機能を集積しながら発展の核になつていかなければならぬよ、というよ、なことも書いてあると思つておられます。また、農山漁村についてもそれなりの整備を図らなければならぬよ、と書いてあります。さらにまた、ぼつぼつ一軒家しか残らないよ、な地域、やはり国土の保全を考えてまいりますと、その地に将来とも住みついてもらわなければならぬよ、山崩れが起こつておつてもだれもわからないよ、というよ、な国土にしておつてはならないよ、でございますので、集落形成を行つてそこを安住の地と決めてもらつてよ、な方向をとらなければならぬよ、のよ、、こういうよ、なこともうたつておるわけでございまして。大は過密の東京から小は山村の一軒家まで頭に置いてこの規定を置いたわけでございまして、またその一軒家がぼつぼつりばつりあるよ、なところについては、ある程

度集落形成にお手伝いをしなければならぬ。その地域においても、道路整備なり簡易水道の整備なり、ある程度の文化的な生活を送れるような政策をしていかなければならない。そうやってまいりますと、自治省にお世話をお願いしなければならぬ。ふるさとづくり地方債などの構想もあるようでございますので、そういう点を頭に置いて政策をつくって下さい、具体策をつくりましょう、こういう話になっておるわけでございまして、私なりに国土全域を頭に描きながらそれぞれこういう国土づくりをするのだという希望を持って、法律の要所所にはその根拠を置いたつもりでございます。

○小野委員 お願いをいたしておきますけれども、これらの四つ挙げました法律あるいは総合開発計画の関連性あるいは系統性というのですが、それについて私は十分国民が納得できるように整理されておると感じを持つことはできません。むしろそれ以上に、屋上屋を重ねていくんじゃないだろうか、あるいは命令系統というのでしょうか、そういう系統性が非常に混乱しているなという感じの方を強く持つものですから、それらに対する配慮を十分行っておっていただきたいと思っております。

新前川レポート第二章第一項を読んでみますと、「内需拡大」という項がございまして、そこで第一に「住宅」、二番目に「社会資本整備」、第三に「土地対策」、第四に「構造調整促進のための設備投資」、第五に「消費」という順で取り扱われております。そして第五項に「地域経済への対応」として地方問題が取り上げられております。要するに、全国的な問題と東京一極集中の問題と地方の問題がここで関連づけられております。

私は、この役所の地方分散に当たって心配なのは、社会資本の整備と住宅問題でございます。新前川レポートによりまして、社会資本の整備については生活環境の形成、これは一部民活も使いますけれども、基本的には公費資金を確保して生活環境を形成するとはつきりうたっておりまして、さ

らに、生活環境、生活そのもの、つまり居住そのものについては良質な住宅ストックの形成を責任を持って行う、この強調いたしております。問題は、この実現を促進法でも確実に実行することになるのかならないのか、ということ、宮崎レポートにはこのようにはつきり書いておりません。新前川レポートよりも後に出てきた宮崎レポートは非常に後退をいたしております。促進法も、私は、より後退するのではないかと、その心配するのでお聞きするわけですが、その心配するのに対して、改めて新前川レポートと宮崎レポートの違い、後退を絶対させない、こういう意気込みで取り組んでいただきたいと思います、お考えをお聞きしたいと思います。

○奥野国務大臣 今おっしゃったようなことも前提には当然あるわけでございます。したがって、今度の多極分散型の国土形成につきまして、ともにも国や地方団体や民間、あわせ加えまして、ともに力を合わせていかなきゃならないのだということ、を指摘していることもそういう配慮でございます。同時に、住宅をつくるにつきましても、それなりに必要な土地を確保していかなきゃならないわけでございますけれども、やはり交通のことも配慮しなきゃならない。したがって、宅地開発と鉄道とが一体になってやっていくというような規定も設けておるわけでございます。この規定を受けて、建設省と運輸省とは次の通常国会に必ず法律を出します、こう言うてくれおるわけでございます。それから、その程度地域の指定はしなきゃならないでしょう、監視区域の指定も必要になってくるでしょう、鉄道敷設する者に対しては先買の権を与えていかなきゃならないでしょう。そういう形で運輸省と建設省とが一緒になって法律をつくり、次の国会には必ず提出しますという約束をさせていただいておるわけでございます。それも今度のこの法律が機縁になって、そういう立法が具体化が始まったわけでございます。おっしゃっているようなことを頭に置きながら立法に当たっておるわけでございます。

○小野委員 要望いたしておきますけれども、新前川レポートの言う生活環境の整備、特に住宅の建設は公的資金をもって行う、こういう水準から後退しないように、どうしてもビジネスなり経済の方が優先いたしまして生活環境の方がその後についていくというようなことのないように、我が国の経済社会の実態に照らして過ちを二度と繰り返さないようなことでの促進法を実施していただきたいと思います。そこで、四全総もこの促進法も、全国にたくさんの極をつくることによつて一極集中を是正すべきだ、こう書いております。その極となるのは、その領域では理論的には東京よりも東京以上の強力な機能を有するものでなければその極は東京に吸収されてしまふだろうと私は思っています。そこで、極という説明、非常に難しい、意味のわからない言葉でありますけれども、現在の日本の地域あるいは都市の中で四全総なりの促進法が、これは私も極と考へますよ、こういう都市なり地域がありましたならば、その具体的な例をもって、この法律がつくる極はこのようなものですよと説明していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○長沢政府委員 四全総でもこの法律でも、多極分散型国土の形成ということで極という言葉を使っているわけですが、四全総における極というのは、東京一極の反対概念として東京以外にたくさんの極ができる国土を想定する、そういう意味の極でございます。これを定義的に申せば、特色ある機能が相当程度集積いたしまして、ある程度広範囲な圏域の中心となる都市地域、これを極とす。いうふうと呼んでいるというふうにお聞きします。

○小野委員 よくわからぬのですけれども、そうすると、極とは一極集中の反対の概念ですから、東京へ行こうとする人口に歯どめをかけることのできる都市、そう考へていんですか。○長沢政府委員 東京に対して大勢で対抗できるような多くの極を考へているわけでございます。

て、したがって、都市でいけば名古屋圏、関西圏、これら大きな極でありまして、それから札幌、仙台、広島、福岡といった地方中核都市と呼ばれる都市、これもそれに次いで大きな極であります。それから県庁所在地の都市のような地方中核都市、さらに県内の定住圏の中心となるような地方中心都市、それから農山漁村の周囲にあるような地方中小都市、それなりにそれぞれの都市が、大極、中極、小極とありまされども、それなりに極であるというふうにお聞きします。

○小野委員 要するに、東京の次にあるのが、大阪、名古屋、京都があるだろう、次の広域中核都市というのですか、札幌、仙台、広島、福岡があるだろうと思っております。その次に県庁の所在地がその下にある、その下に普通都市というんですか都市があるのだろうと思っております。要するに都市の階層順序がピラミッド型にでき上がっておるわけです。問題は、現在のこの都市のピラミッド型、都市の組み合わせでは東京への人口の集中を阻止できないかなったんでしよう。だから新しい極をつくるということではないでしょうか。あるいはそれらの都市が極だとすれば、それらの都市を強化することによつて東京への集中を阻止する、歯どめをかけるということだと思つておるわけでも、もう少しその極という意味を具体的に、だれもがわかるように説明願えないものでしょうか。

○長沢政府委員 人口規模に着目すれば、先生おっしゃったように、ピラミッド型のヒエラルキーの体系になるのですが、必ずしも上下関係として考へているわけではございませんけれども、都市のジャンルとしては、四全総の中で使われている言葉を引用すれば、東京圏、関西圏、名古屋圏を別とすれば、あとは地方中核都市、地方中核都市、地方中小都市と、この四つのジャンルが使われておりまして、それは先ほど申し上げましたように、いわゆる札幌、仙台、広島、福岡といったブロック中心都市が中核都市です。それから県庁所在地都市等が地方中核都市でありまして、さらに、県内の規模からいって二番都市、三番都

市が地方中心城市、それから、農山漁村の周辺に幾つもあるようなのが地方中小都市、こういうふうには呼ばれております。

先ほど先生がおっしゃいましたように、現在の産業構造の変化の方向というのは、一口で言うとう都市型産業の方向へ、あるいはサービス産業、情報産業、そういった非常に都市機能が大事な要素をなす産業の構造の方向へ変化しております。こういう産業構造変化の方向を活用しつつ機能集積を図っていくという考え方に立ちますと、やはりそういった都市の機能を高めていくということを中心にして地域の振興を考えざるを得ない。その意味で、各規模の都市に着目して、それを充実強化していこうということが基本的な考え方になっているのでございます。

○小野委員 まだよく理解することができませんけれども、質問を続けます。

大阪、名古屋、京都、これらは特徴を持った非常に大きな極と言え都市であろうと私は思います。問題は、この下にある札幌、仙台、広島、福岡ですけれども、これはただいま広域中核都市という規定づけをいたしました。私は、この広域中核都市の特徴は、政府の上位出先機関を含めた中央の代理機能の集中立地がこれらの都市の根幹部分をなしておる、そう考えますけれども、いかがですか。

○長沢政府委員 おっしゃられるような都市はプロックの中心都市でもありますから、重要な機能を担った都市でございますので、例えば、東京からの移転を考える場合にも、大きな受け皿として重要な候補になり得る都市だというふうに考えます。

○小野委員 よくわかりませんが、東京あるいは政府の出先機関、地方の上位の部分が集積しておるのがこれらの都市だろうと私は思います。それがこれらの都市の特徴だろうと思えます。その特徴の上に商業、サービス業が発展したのがこの広域中核都市の特徴であり、加えて、大型公共施設がつくられて、地方的というか、東北地方

であるとか中国地方という意味の大きな地方の中核都市として発展したのだらうと思えます。これが法律で言う極の根幹部分だ、そういうことが言えますか。

○長沢政府委員 重要な極と考えておりますが、それだけでは不十分というふうに御理解を願いたいと思えます。

○小野委員 東京一点集中の是正が四全総の焦点の一つで、東京から地方圏への人口移動が純流出になり、昭和七十五年には三千万人程度になるといふゴールを示しております。この法律もまた同じでございます。その実現の具体策として、第一に工業の分散、再配置政策の継続、二番目に、業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置、三番目に、新たに設置する全国的な文化研究施設の東京外への立地、そして四、五と統括しております。

四全総の目標は、その結果、東京圏の人口は現在の傾向を延長すると七十五年には三千万人程度になるが、政府の介入によって二百万人少ない三千万人に抑える、こう書いてあります。ところが、幾つかの東京の立地する必要性の薄い官庁だけを選択的に移転する場合には、その性格からして、関連組織が希薄で東京からの人口移転効果が乏しくなるだらう、私はそう思います。ちなみに、筑波研究学園都市は、昭和三十七年に、東京に立地する必要のない政府の研究機関の移転の場所として計画されましたけれども、東京からの人口移転効果は約三万人程度だと言われております。

そこで、この法律、促進法が進める行政機関の移転等によって人口移転が起こつた場合に、自然にほうっておいた場合の人口よりも二百万人少ないのだ、こういう見通しは、この政府機関の移転と人口的にどのような関係があるのですか、計算してありますか。

○奥野国務大臣 四全総に書かれているのは御指摘のとおりでございます。自然増がかなり大きい。何といたしても若い世帯が多いわけでございます。

すので自然増が多い、これを抑制するわけにはいかない。同時に、社会増も今すぐこれを減らすことはできないだらう。しかし、計画期間の後半においてはむしろ減らす方向に持っていきたい。その結果は、御指摘になりましたように、三千万人と想定しているわけでございます。

政府関係機関によって幾ら減らせるかということになりますと、首都機能一括移転の場合でも三十万ないし六十万と計算されているようでございますから、それだけに大きな数字を望むことはできないと思えます。そうなりますと、どうしても東京へ来る社会増の人間を、各地域に核をつくることによつてそちらに分散吸収していきたいというのが、私は、この根本の考え方だと思つてございます。

そういう意味において、東京圏に相応するような極を関西圏にもつくるんだ、名古屋圏にもつくるんだ、そのためには関西圏でも成田に相当する国際空港をつくるんだ、これは二十四時間オープンをいづくんだ、日本で初めての二十四時間オープンの国際空港ができるんだ、こういうことになつていくわけでございますし、単にそれだけじゃなしに、今おっしゃいましたような地方中核都市、プロック機能の多い地域につきましても、それなりにいろいろの中核的な機能を持たせるように努力していきたい、こう考えているわけでございます。

そういう立法はこれまでもたくさんあるわけでございます。たくさんあるわけでございますが、これからはさらに一層この考え方に沿つてやつていこうじゃないかということでございます。例えば東京から事務所や事業所を地方に移す問題につきましても、新産工特の立法もございまして、あるいはテクノポリス法もございまして、あるいはまた、今度いわゆる頭脳立地法が通産省で提案されているわけでございますけれども、頭脳的な役割を果たしている施設を東京から地方へ持つていく、そういう受け皿についてはそれなりの援助もしていくという努力もしているわけでございます。

ございます。今までそれなりの努力を続けているけれども、さらにこれからの努力を継続し、さらにいろいろなアイデアを加えていこうということでございます。そういう意味の基本法だと御理解いただきたいと思います。

○小野委員 最後に、私は、我が国の都市というもの、東京を頂点として、先ほど局長がおっしゃつておりましたけれども、広域中核都市、県域中核都市、そしてその下の一般都市というピラミッド型に構成されておるだらうと思つてます。この順序は何によつてもたらされたのだらうか、何によつて規定されているのだらうか、そう考えてみますと、私は、この序列は主として東京の代理機能の集積状況によつて規定されているのじゃないだらうか、そう考えざるを得ません。その都市が独自に持っている機能で階層、序列が一つ上がったとか、こういうことは大変難しいなと思つたのです。したがつて、今度の促進法で考えが実行され、四全総が実行されたとしても、この都市の順序、階層を変えたいということは大変難しいのじゃないだらうか、こういう気がしてなりません。変えることができないとすれば、東京への人口の集中を阻止するのは大変難しいのじゃないだらうか、そういう気がしてならないわけでございます。

したがつて、これらの問題をもう少し私どもがわかるように整理して教えていただきたい。今の都市構造の中で都市以外に、東京集中を抑えるために新しい都市をつくつていくのか、あるいはこの都市の順序に政府が政策介入することによつて大きくして、東京への集中をそこで抑えてしまふということなのか、その辺を整理していただきたいような気がするのですけれども、最後に答弁をいただいて終わりたいと思つてます。

○奥野国務大臣 今までは、地方の方でこういう地域開発をやるならば国はそれなりに援助していかうという手法でございました。今度の場合には、地方の特性を生かして、みんなが創意工夫を尽くして発展策を模索しなさいよ、それが適切なもの

であるならば中央各省が援助をしますよという構想をとっておるわけでございます。

例えて申し上げますと、福岡と熊本の間国際交流の拠点を持ちたいな、東南アジアなどを考えた場合にはそれにふさわしい地域だ、かつては唐との間での交流も盛んであったしというような考え方もあるわけでございまして、どういふ案が出てくるかわかりませんが、そういう拠点を一つつくりたいんだというところで、できますならば、それなりに援助をしていくべきではないかなと思っております。また、仙台を中心にしたしまして、東北大学などですぐれた研究もあるようにございまして、研究学園的ないろいろな施設を集積させたいなどお考えになっておるようでございまして。あるいは北海道で札幌の地区で申し上げますと、人工臓器などの研究が北大を中心にしてかなり進んでおるようでございまして、そういうような人工臓器をつくる一つの基本的な地域にしたいなというお考えもあるようでございまして。

これらの考え方がどうまとまってくるかわかりませんが、まともな方向をとりたいなと、これの方向でやるのなら中央から援助するといふのでは、地域、地域がそれぞれの特徴をどう生かすかという工夫を要する、そしてさらに、それが望ましいものでありますならば、国が努力をいたします、そのためには地方分権といふことになりまして、すぐ立法措置をとれないから、促進協議会の中に知事や各府機関の代表も入っていただいて、そこでその計画を論じて促進を図れるようにしようじゃないかといふことを、促進協議会という形において盛り込んでおるわけでございまして。

○小野委員 終わります。
○小此木委員長 午後一時二十分に委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午後零時二十五分休憩

午後一時二十一分開議

○小此木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。菅直人君。

○菅委員 この多極分散型国土形成促進法案という名前がついておるわけですが、まず、事実関係をちよつと一、二確認しておきたいと思ひます。さきの議論にもありましたが、この法案のねらい、具体的に、例えば東京圏の人口が現在が何人で将来を何人にするつもりか、まずお答えをいただきたいと思ひます。

○長沢政府委員 多極分散型国土形成促進法案は四全総推進法でございまして、その四全総には人口の目標が掲げられております。それによりまして、東京圏、統計上一都三県をとっておりますが、現在の東京圏の人口は約三千万、これが現在の社会増の趨勢をそのまま延長いたしますと、西暦二〇〇〇年には三千五百万にふえてしまふ。これを各種の抑制措置あるいは地方振興を図ることにによりまして三千三百万に抑えよう、これが東京圏に關する人口の目標になっております。

○菅委員 大臣、分散という言葉は日本語で言うところのどういう意味ですか。
○奥野国務大臣 一極集中をなると多多方面に立地してもらうという考え方だろうと思ひます。

○菅委員 辞書にはそういうふうには書いてないのですか。辞書には、ばらばらに分かれることとか、分かれ散ることと書いてあるのです。
今、人口を聞いてみました。一極集中だから分散させる。三千万の人間があちこちに分かれて

いって、東京は二千万になった。ほかのところはだんだんふえて、二千万になった。これなら確かに分散することです。三千万が三千三百万になる。分散というのは不当表示じゃないですか。いかがですか。
○奥野国務大臣 言葉は、その中に盛られている内容によつていろいろに解釈が決まってくるもの

だ、皆さんが調べになつた辞書は、私はどういう辞書か知りませんが、この法律に使つておられます分散という言葉は、今私が申し上げたような意味合いで使つておるつもりでございまして。

○菅委員 岩波書店の辞書とか新潮社の辞書といふ、ごく一般に使われている辞書、あるいは広辞苑も見てみました。つまり、日本国民が分散という言葉を使つて、何かばらばらになるんだなというイメージを持つのがごく自然なものでないんですか。そういうふうなイメージを持たせておいて、実際にはばらばらになるところか、ますます集中する、その度合いを少し抑える。では、集中抑制法でもした方がいんじゃないですか。

では、もう一つ聞きます。この法律が成果を上げたとして、東京の地価は、例えばこの二年前くらゐに抑えることが、いわゆる下げることでございまして、大臣。

○奥野国務大臣 自由な経済社会をねらつておるわけでございまして、決して社会主義社会に突えようという意図は毛頭ございせん。したが、いろいろな誘導政策を通じて、できる限り今の地価を下げるように努力していきたいと考えておるところでございまして。

○菅委員 結局、下げられるという見通しはないわけですね。これは、総理も本会議で答へられてましたけれども、例えば大体の国民的コンセンサスとして、百平米くらいの床面積を通勤一時間くらいのところ、年収の五倍程度で取得をする、そのことはこれがやれば可能になりますか。大臣、どうですか。

○奥野国務大臣 東京の場合には、多心型の都市構造にしたい、そのために一点集中を避けて七つの副都心をつくりたいと考えておるわけでございまして、首都圏につきましても幾つもの業務核都市をつくりたい、そこに二十三区の事務所、営業所等の業務機能を移していきたい、そういうことを通じておるわけでございまして、そういう手法を講ずれば職住近接が可能じゃない

かな、一時間以内のところに住まいを持てることが一層可能になっていくんじゃないかな、こう考へておるわけでございまして。一点集中のまま銀座の真ん中にマイホームを持つてと言われても不可能なことは言うまでもないことだと思ひますが、今申し上げますように中心をあらわすところ、今申し上げますように中心をあらわすところ、近いところに住まいを持つことが可能になっていくんじゃないか、こういう発想をとつておるわけでございまして。

○菅委員 実際には、業務核都市と呼ばれるところで予定されているのをいろいろと聞きますと、いわゆる三多摩あるいは神奈川、埼玉、特にせんだつて発表された公示価格によつても、この一年間一番地価の値上がり激しい地域、その近くの住宅を例へば土地で言つて二百平米あるのは百五十平米買おうと思つても、もう既にとても年収の五倍じゃ買えないような地域です。それから、七つに東京の機能を周辺に分けたら、確かにそれよりさらに一時間先のところで可能なところが一部出るかもしれませんが、八王子とかあるいは私の地元でもあります立川なんというのはそういう状況はもうはるかに超えた状況が現実に出ているわけですよ。

だから、そういう意味でこの法律というのは、私はこの法律が悪いとかいふというよりは、本来、土地の値上がりの中で、こういふ委員が生まれ、あるいは奥野国土庁長官が土地の特命大臣として任命を受けた、その目標は何であつたかといふことを取り違へておるんじゃないかといふことなんです。つまり、先ほど大臣も言われましたけれども、豊かな生活、もっと言えば居住生活あるいは公園を含めた都市環境、そういうものをいかにつくるか、そのために余りにも上り過ぎた土地の値段を抑制し、あるいは下げなければいけない。つまり、地価の鎮静化、鎮静化と、国土庁から出された公示価格のこの資料の中にもいろいろ書かれております。あるいは奥野大臣がいろいろ

ろとしゃべっておられるのを聞いていても、皆さんのおかげで地価の鎮静化に成功しました。あとはこの法律をやれば万々歳ですというような言い方をされている。しかし、一つ何か抜け落ちていっているんじゃないですか。つまり、二十一世紀になっても東京圏には三千三百万人、全人口の四分の一が住んでいるのですよ。その三千三百万人が先ほど言ったように年取の五倍くらいでまあまああの住宅が持てる、そのためには値段も下がる、そういう展望だからこの法律を通してくれと言われるのなら私は大賛成です。しかし、その目標はいつの間にかどこかへ行って、いや、そういうことはなかなか難しい。銀座の真ん中に家を建てろなんて私は言ってません。通勤一時間と言っているんです。人口が減るわけでもない。私はそういう意味で、この国土形成促進法案それ自体がいい、悪いと言う前に、ぜひ大臣に、これはこれとして、大都市に生活をしている人あるいは将来生活をするであろう人を見通した中で、快適な住居環境をつくるための抜本的な政策をまさに法案の形なりなりで出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○奥野国務大臣 昔さんと私の将来の見通しについては大きな違いがあるんじゃないかなという感じがいたしました。どんだん世の中は変わっていくんじゃないか。私が若いころには国産品愛好、貿易立国でしたよ。今はどうして黒字を減らすかということですよ。しかも内需拡大が国の内外から求められているわけですよ。これから先、一時間も一時間も満員電車の中に揺られ続け、何が何でも企業の利益を上げることだということでは東京一点集中に駆けつけてくるだろうかと私は思うのでございまして、これだけ地価が上がったんなら土地を売り払ってもっと環境のいいところへ工業立地を築いていこう、そして従業員も豊かな生活を築けるようなところから通えるようにしてあげなければいけない。私はだんだん変わっていくと思うのでございまして、そういう意味で中心を幾つも置こうじゃないか、そこへ通

えるならマイホームも持てるじゃないか、そういう手法を今度の法律に置いておるわけではございませぬ。したがって、一点集中を多極分散に持つていこう、こう考えているわけではございまして、多極分散は首都構造改訂計画から七副都心、また幾つかの業務核都市を設けたわけではございませぬけれども、何も東京だけじゃないのだ、国際的な役割を果たせるような町を関西にもつくりたいのだ、あるいは仙台方面にもつくりたいのだというように、それぞれの地域において活力ある地域社会が成り立つような努力をしていきたいというのがこの法律のねらいであることも御理解を得ておきたいと思っております。

○菅委員 どうもすれ違ひになるのですけれども、一番最初に申し上げたはずですよ。あるいは最初に事務局から答弁をいただいたはずですね。今の大臣の話も聞いています、私ももう手を挙げて大賛成したくなる。ですから、東京の三千万の人間が二十一世紀までにもっとゆとり住めるように、東京圏以外のもっとゆとり出ていくのだという前提に立ってこの法律が進められると、それが実現性があるならもう手を挙げて賛成したくなります。しかし四全総の見通しは、三千万の人口が、いろいろ理屈はありますけれども、三千万にまだふえる。いいですか、大臣、これは私が言っているのじゃないですか、大臣、この局長が言っているのですよ、あるいは四全総そのものが言っているのですよ、少なくとも二十一世紀までには今大臣が言われたようにはならないとわざわざ言っているのですよ。

ですから、大臣に申し上げたいのは、私はこの法律が悪いと言っているのではないのです。大臣が今イメージされているように、東京にばかりまことに集中する必要はない、そういう社会になってほしいと私も思っています。しかし、同時に世界の趨勢とかいろいろ流れを見ると、都市化の流れというのはなかなかとまらないのです。ですから、こういう法律が多少できたからといって、東

京圏三千万の人口が二十一世紀までに二千万とか千五百万になる見通しはないと国土庁も認めているし、私もそうだろうと思うのです。そうではない、逆に言えば、三千万の人間がいても、あるいは三千万の人間が住んでいても、快適に住める大都市というものを一つとすることをもう一方で考えないと、今一番矛盾が山積しているのは大都市の地価高騰による矛盾なので、絵にかいたもちになりますよ。そこに住んでいる人は三千万、三千万、同じように苦勞しない、これから入る人は入らなくてもいいようにしましよ、うというのでは、この一年間の議論というのは全然目標が違っているんじゃないですかと言っているのです。いかがですか。

○奥野国務大臣 東京の地価を引き下げたい、現在の地価の高騰は東京一極高騰と考えてもいいくらい状態でございます。したがって、東京の果たしている役割を大阪圏でも名古屋圏でも果たしてもらおうというようにしてまいりますと、土地がたくさんあるわけではございませんので、自然、需給関係からも無理に高い土地を買う必要はなくなる、下げることができるとは、今度の多極分散型の国土をつくるということとは東京の地価対策にもなっていくのではないかと、こう考えておるわけではございまして、これからは高値安定じゃなくて、なお一段と下がるような努力をしていきたい、こう考えておるところでございます。

なお、三千万の問題が多少昔さんに誤解を与えているようでございませぬけれども、四全総で、東京圏は自然増が多い、自然増を抑えるというわけにはいかない、しかし社会増は抑えなければならぬ、一遍に減らすわけにはいかない、最初はやはりふえていくだろう、後半で減らせるだろう、したがって、社会増をゼロと置いた場合に三千万が三千万になるのだ、一億二千万の人口が一億三千万になるのだということだと私は聞いておるわけではございませぬけれども、多少その間に行き違ひがあったのじゃないかな、こう思っています。

○菅委員 この議論はこれ以上やっても並行線のようにすかすかやめますが、今大臣も少なくとも認められたように、それが社会増であるか自然増であるかということに慎重にしても、国土庁の見通しからして、少なくとも二十一世紀までに東京圏の人口は減らない、ふえるのだということがあれば、それに対する対策なり政策というものが同じように必要ではないか、そのことは念を入れて私は申し上げておきたいと思っております。

少し内容に入りますが、この中に業務核都市、いわゆる東京周辺に業務核都市をつくるのだという考え方が出ています。これには八王子とか横浜とかが含まれていますが、立川では現在、基地跡地の利用を含めて、建設費あるいは大蔵省も交えて新しい町づくりの計画が進んでいるわけです。この業務核都市というものの性格と、その一つのイグザンプルとしての立川という町を業務核都市というふう想定されているのかどうか。いとすれば、その方向でどういう計画を持っておられるのか、その点を伺いたいと思っております。

○北村政府委員 立川を私も業務核都市と位置づけましたのは、多摩地区における立川の占める重要な地位でございます。これを東京のベッドタウン化、あるいは東京の単なる後背地というよりな形で位置づけたいという認識のもとに立ちまわっている都市圏であるという認識のもとに立ちまして、おのずから自律的な業務機能と、それから非常に大事な点でございますが、東京都というのは大震災が繰り返して参りますが、非常に脆弱性を持った大都市でございます。その場合、やはり後背地としての立川の占める位置というのは非常に大事でございます。たまたま立川飛行場跡地という絶対的防災基地がございまして、これを非常に大きな防災基地と位置づけ、同時に、多摩経済圏の業務の中心であるという形で位置づけまして、その両面から整備を図ろうというのが中核でございます。

○菅委員 例えば、現在の竹下内閣の目玉として

進められようとしているいろいろな行政機関の移転といったこともこの業務核都市というものの中に設置をする、そういう計画ですか。

○北村政府委員 今回、移転対象として考えております国の機関には、全国を対象といたします機関と、関東ブロック、関東地区を対象といたします機関の二種類がございます。大別いたしました。関東ブロックを対象としております機関につきましては、私どものただいまの考えとしては、業務核都市を移転の重要な一つの場所として考えているわけでございます。

○菅委員 この問題はこれからいろいろな推移があると思っておりますので、きょうは基本的な考え方、今の話ですと、関東を対象とした行政機関については、東京二十三区以外の周辺に移すことも考慮中だという答弁だったので、一応それを踏まえて今後の推移を見守っていきたいと思っております。

次に、この間、この委員会や他の委員会で私も土地税制のことについていろいろ質問を繰り返しました。その中で、最近東京の市長会から、たしか大蔵省、自治省、建設省に請願が出ていたと思っております。この内容は、いわゆる農地を借り上げて固定資産税を減免して、そこをグラウンドにしたり公園にしたりして使っている、そのところを地主さんが返してくれと言っている。どうするのだと言ったら、もう一回農地に戻すのだ、なぜそんなことをするのかと言ったら、相続税を払うのに農地の方が有利だからそうするのだ、そういうことで非常に困っている。まず、こういう要請があったことを知っておられますか。

○木内政府委員 東京都の市長会の会長よりそういう要請を受けております。

○菅委員 それに対して、これはどこに答えてもらうのがいいのか微妙ですが、相続税の直接の担当である大蔵省、大蔵大臣にもちゃんと答えておるはずですが、どういう見解ですか。

○瀧島政府委員 お答えいたします。

ただいま御指摘のような土地を利用しておられる地方公共団体あるいはその周辺の住民の方々に

とりましては、そうした土地が今までと同じように利用され続けていくための措置をとってほしいというお気持ちを持たれるのは当然だと思っております。ただ、相続税の立場に立ちますと、相続される財産、これは不動産、有価証券、もろもろのものがございまして、それ全体を足しまして、それに累進税率を適用するというところで富の一点集中を抑止するという立場で制度が組み立てられているわけでございます。したがって、相続した土地がどのような目的に利用されているのかということと関係なく、一応その持つ客観的な価値に従って課税を行うというのが制度の趣旨でございます。御指摘のようなことをやりますと、やはり土地の利用形態にはさまざまなものがあり、これが公共性が強く税金をまけるということであらば、あれもまける、もう収拾がつかなくなってしまうということが考えられます。

いずれにしても、相続税につきましては政府及び与党の税制調査会で御検討が進められており、五十年以来の改正が行われようとしておりますので、それが実現した場合には負担もかなり軽減されるということにならうかと思っております。

○菅委員 このあたりは自治大臣にもぜひ聞いておいていただきたいのですが、つまり、先般来この土地税制についていろいろな議論があるわけですが、今のは相続税です。しかし、固定資産税も終ら自治体の権限でまけていくわけですね。しかし、相続税の方は自治体に権限がありませんから、農地を借り上げてそれが更地になれば今の答弁のように更地の分の税金を取ります。結果的に自治体があるところ、公所有地が十分つければいいけれども、足りないから余り使ってなさないような農地を頼んで借りて、固定資産税はまかせよう、そうやっていたわけですね。そうしたらどうなんですか、それで困ってしまっている東京都の市長会がそういう請願、いわゆる、何とかしてくれ、

場合によつたら特別に認めてくれとかいろいろなことが入っているもので、今の大蔵省のような返事になっているわけですね。

そこで、私はひとつ提案をしてみたい。これは以前も提案をしましたが、まず大蔵省にも聞きたいし、あと自治大臣にも聞きたいのですが、地方自治体が公有地を拡大するということはこれからの都市をつくっていく上で非常に重要だと思っております。しかし、お金で買えなくても金がかつたり、あるいはもつと高い値段ではかから買いたげられてしまう。そこで、土地に関する相続税を地方税にする、その上で土地に関する相続税については物納制度、現在も物納制度はあるわけですが、現在は物納するよりも売ってお金で払った方が有利ですから事実上物納する人はいないわけですから、お金で払うよりも物で払った方が有利なように制度を仕組んで、地方税化と物納の組み合わせによって長期的に自治体に土地が集まってくる、こういうことをやるべきだと思います。

○瀧島政府委員 相続財産につきましても、統計を見ますと全体の三分の二が土地でございます。したがって、土地の相続税がみな地方税ということになりまして、国税につきましても大蔵省の影響が出てくる、そんなことで、今提起された問題についての私の反論ということにするわけにはいかないと思っておりますが、いざいざしてもすべての財産を一つの金額でまけてしまえば、累進税率を適用するという、先ほど申し上げました相続税の趣旨からいいますれば、土地の分だけ地方税にということはいかかかと思っております。やはり税には税の理念、適正公平な課税、具体的にはこの場合、富の過度の集中を抑止するという理念を実現するためには、そういう課税資産の分割というの問題であるかと思っております。確かに、これにより御意見の中に盛られておりましたような効果が土地政策の観点からプラスのものとしてある程度期待できるにしても、それによって失われるものが非常に大きいのではないかと、

大蔵省の考えでございます。

○菅委員 これは自治省にとっても大変プラスだと思っておりますけれども、自治大臣にもぜひ見解を聞きたいと思っております。

○梶山國務大臣 この質問要旨が出たのを見まして、これは大変すばらしく地方自治体についてのかなと思つて、実は自治省の中で検討してみたのですが、どうも公平さという点で欠ける点がある、そういう感じがいたします。

相続税は、御案内のとおり相続または遺贈により取得した物権、債権等の財産の価額合計額を課税価格として、これから債務等を控除して課税する仕組みになっておりますが、この課税対象財産のうち土地のみを他の財産と区別し、相続税とは別に地方税として課税することは相続財産全体に関する課税が行われないことになり、相続財産の構成いかんによって租税負担に差を生じかねず、その結果、負担の公平が確保できないというおそれがございますので、自治体としては何で財源が入ればよいということでございますが、なかなかそうもまいりません。

それからこれは決して抜本対策にはなりませんけれども、公有地の拡大ということで、公園、広場等の財源対策としては所要の地方債措置を講じながら公有地の拡大には努めてまいりたいと思っておりますが、果たして地主さんがどういう選択をするかという問題はまた別個の問題でございますので、検討してまいりたいと思っております。

○菅委員 まるっきり大蔵省の見解を写してきたような見解を自治大臣から聞いたのでは大変残念なんですけれども、私は別に地方財源のプラスになるからやれと言っているのではないのですよ、大臣、先ほど言いましたように自治体は非常に困っているのですよ、公有地がとてども確保できなくて、いろいろな計画を立ててみたってほとんど土地が手に入らないのです。ですから自治体というのは企業とかと違って移らないのですから、自分の自治体の中の土地が相続税の対象になる場合に何らか

のやり方で物納を奨励して、それを自治体の土地に上げていくというやり方をとつたらどうかと申し上げておるわけで、必ずしも財政的な面であつては、そのわけではないのです。

それからもう一つ、これは奥野大臣も含めてに適用と公平とか、土地も他のものと一緒なんだとか、大蔵省はいつもこういう言い方をします。しかし実際の税制を見ると、土地をかなり分けた税制を現実にもとっているし、特にこの委員会があるはこの間の事情からいえば、それぞれ事情はあるかもしれないけれども、土地政策として土地税制をどのように活用するかということを一生涯命議論してきたわけです。その議論が一つも頭に入らなくて、大蔵省は相変わらず税の原則ということだけしか言わないわけですね。何度も出ましたけれども、そういう中で土地の値段を大蔵省国稅庁は路線価という形で決める、そして自治省、自治体は固定資産税評価額という形で決める、国土庁は公示価格を認定する、そして実勢価格はそれを超えてまた存在する。これは他の審議会などからもあるいは与党の委員の方からも、一物四価はおかしいじゃないか、これは何とかすべきじゃないかということが出ていて、私も何度か言いました。もう一度自治大臣から、この問題についてのより前向きな見解を伺えればと思います。

○梶山國務大臣 価格の統一についてはいろいろな仕組みの違ひがございますから一挙にできませんけれども、検討はしていかなければならないと思います。

それから先ほどの相続税の問題でございますが、なるほど公有地の拡大という意味、それから土地政策上の問題、その観点からのみ光を当てればそういうことができるかもしれませんが、皆さん方が今税制その他に求める公平、平等、簡素というものと全く逆行する方向が、今この分野だけとれるかどうか、こういうこともこれあり、なかなか委員御指摘のような政策を大胆に取り入れることは現実として検討を要することではないか

という気がいたします。

○菅委員 大臣、逆行なんか何にもしなさいですよ。税金をまけろと言っているんじゃないのですよ。国税を地方税にしろと言っているのです。何も土地を持っている人に税金を払わすなと言っているんじゃないのですよ。

それから、これはきょうのメインの議題じゃありませんが、質問じゃありませんから聞いておいていただいていいですが、例の東京都の都市計画税のときに、二百平米以下は半分にするといい、そしてそれ以上は今のままでしたら、自治大臣は何と答えられたか。不均一課税はけしからぬと答えられたのです。不均一と云うたつて、資産をたくさん持っている人に税金を少したくさんというか、たくさん払ってもらいましよう、資産が少ない人には半分程度都市計画税はまけましようという案を出したら、それは不均一でけしからぬと言ふ。現実の税制を見てください。土地をたくさん持っている人ほどいろいろな形で税制は優遇しているわけですよ。だから、公平ということを考えて今の土地税制ではおかしんじゃないですかということを一応申し上げて、この一物四価の問題、大蔵省どうですか。

○伊藤(博)政府委員 お答え申し上げます。委員御指摘の一物四価という点でございますけれども、私も私どもが担当しております相続税の関係、今さら申し上げるまでもございませぬが、先ほど私どもの審議官から申し上げましたように、土地を含めましてあらゆる財産を課税対象にいたしております。その場合の土地につきましては他の資産と同様な扱いをする必要がある、それは何が最も適正かということで、現在相続税法は相続時における時価ということを基準にして考えております。しかば土地における時価とは何だろ、うか。確かに経済実態的にはいろいろな価格があろうかと思ひます。特定の土地をとりまして、それを求める人あるいは手離そうとする人、いろいろな立場によつて相当な幅幅がございます。私どもの相続税の評価における土地についての評価の考え

方は、相続によつて取得した人が仮に売り急ぎ等を行つた場合におきましても酷にならない、言うなればある程度幅のある時価の中で若干か目に見るといふのが、いわば相続税課税ということの目的から来る必然的な答えではないか、結論ではないかということ、そういう観点で評価しております。

ただ、そうはいいまして、国土庁等でもやっておられます公示価格等とかけ離れていくということもございませぬ。両者の関係を念頭に置きながら、しかし我々の評価額が課税目的であるということも念頭に置いて評価してきておるつもりでございます。

〔野田委員長代理退席、委員長着席〕

○菅委員 これは長官、土地特命大臣として、まさに今の回答はこの場所でも何回も聞かれたと思うのです。最近土地臨調ではやはり一本化すべきだということ盛り込むということが報道されております。つまり役所ごとじやできない仕事です。役所ごとではあるあいつ答弁しか返つてこないのです。役所を超えた権限としてこれをやるのは、まさに閣僚会議であり、あるいは特命大臣である奥野大臣がこれをやるべきだということを進められなければ、いつもあいつ役所ごとの議論がその都度出てくるに終わつてしまふ。いかがですか、この問題。

○奥野國務大臣 大切な問題でありますので、これから御検討を続けていきたいと思ひます。

私が官界にありましたときに、固定資産税の評価と相続税の評価と一本化できないかということがございました。ひとときは固定資産税の評価の何倍という倍率でいこうということになつたわけでございますけれども、地域によつてはそうはいかない、固定資産税は継続的に課税していきますし、しかも今は三年ごとの評価になつてくるわけでございます。相続税はその都度起こつてくる問題でございますので、余り時価とかけ離れた評価はできないということになりまして、部分的には恐らく倍率を使つておられるんじゃないかな

と思ひけれども、必ずしもそうもいかないな、そこで公示価格の問題が起つてきたわけでございます。公示価格は公示価格としてまた別な性格を持つておるわけでございますから、これらの関連をお互いに利用し合ひながら、どう簡便にしていこうかという問題が一つあると思ひます。

一足飛びに一本化ということをお考へるのか、あるいは少なくとも相互に利用し合うことによつて相互の水準をできる限り省いていくことにするのかなという、そういう方法もあるのだからと思ひます。いずれにいたしましても大切な課題でございますので、まじめに検討を続けていかなければならないと思ひます。

○菅委員 大変消極的なんです、私はこれ以上この問題だけを言えませんが、つまり一元化することの持つ意味は、単に数字が合うというだけではない、政策が連動するということなんです。ですから、それぞれの省庁が独自にやるのであれば、率を変えればいわけです。別に率まで変えるなど言っているわけじゃないのですよ。金額そのものの認定まではばらばらにしておいて、せんだつてもここで井上委員の方から、土地買取のときと売却のときの矛盾の指摘がありましたけれども、つまり公的地認定を一本化しろと言つておるのだから、そのことが持つ意味は、単に価格がどうであるという以上に政策の連動性が出るということなんです。きょうはこの問題はこれ以上しませんが、ぜひ奥野大臣にもその点を十分念頭に入れていただきたい。

時間が短くなりましたが、この今回の法案にしろ何にしろそうですが、日本における都市計画というものは基本的に非常に弱いのではないかと。ヨーロッパの、特に西ドイツなどでは地区詳細計画と呼ばれるような、非常に地域の細かいところまで計画を立てて、それに沿つて土地利用をする。逆に言えば、日本のやり方ですと、単に規制をおぼせて、この規制の条件に違反する場合はやめてはいけませんよ、しかし条件に違反しなければいいですよ、何もつくらなければいいですよ、それは勝手ですよ。

ですから、何もつくりたくないのも自由、つくるときにかろうじてそういう条件が用途指定とかであるだけ。そうではなくて、この地域はこういう町づくりしようじゃないか、その意見はいろいろな住民の意見を聞いてそういう計画を立てて、例えば大多数の人の賛成が得られた場合、まあ一部に少数の反対があったとしても、ある程度の手続でもって決まった場合はそれを実行できるというそういう都市計画。これは別に大きな、何といましようか道路をどうしようとかいうような大きなものは今でも都市計画決定がありますが、そうではなくて、ある意味では街区ごとの都市計画というものが下から積み上がってくるというそういうものがないと、特に東京のような既成の市街地ができたところを再開発しようとする場合にはやれないのじゃないかと思いますが、建設大臣、いかがですか。この都市計画のあり方について、もっと積極的な都市計画というものを可能にするような方向に叱咤激励して、大臣在任中にいろいろなことを考えられたらいいんじゃないかと思えますが、いかがですか。

○越智國務大臣 お説のように、都市計画法を制定いたしましたいろいろなやっております。建設省としても地区計画等いろいろの手法を持ってやっておりますが、民主主義が徹底いたしましたし今なかなか難しいのが事実であります。でございますから、先ほど来いろいろお話がございましたが、東京都内も小さい農地等は合わせて、でき得れば逆線引きしていくとか、あるいはでき得れば御協力をいただいて、都市計画の目的に沿うように今の農地も公園にするとか宅地にするとか、そういうことをやっていきたい。先生のお説の精神はよくわかりますから、そういう方向を進めたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたように民主主義が徹底して今なかなか難しいというのが実情でございますが、今後大いに強力に進めてまいりたい、かように思う次第であります。

○菅委員 越智大臣、全体としては前向きな回答をいただいたと思うのですが、気になる言葉は、

民主主義が徹底したから難しいという言葉なんです。これは私は違ふと思うのです。つまり、土地問題を議論すると私権制限という言葉が出てきます。私権制限というと、何か国とか市長さんが勝手に決めてばつと線を引くとか、あるいはかつての後藤新平さんが都市計画を立てたとか、そういうイメージが多いのです。しかし、ヨーロッパの例とか日本の例の一部を見ても、必ずしもそういうのではないのです。特に街区計画なんというのは、とても大臣や市長やそういう人ができるのじゃなくて、まさにそこに生活をしている人の中から計画を練り上げていくわけです。

今でも再開発計画とか区画整理事業とかいろいろなやり方がありますが、よく例に出されるのは神戸の真野地区というところはそういう一つの市民運動が起きた。そういう市民運動の中で出た計画を市がサポートして、最終的にはそういう行政の仕事にも乗つけていった。ですから、民主主義が徹底している方があるいはできやすい面もあるわけです。

もつと言え、国の計画とか市全体の計画となればみんな物を言うのですけれども、隣に大きな農地がある、これも計画に入れていいのかわからない、いやこれはおれの土地じゃないから余り勝手なこと言っちゃいけないとか、隣に工場がある、音がうるさいときには文句を言うけれども、この土地をこういうように使ったらいじやないかと思っても、どうもこんなことは言っても意味がないんじゃないかと思つてだれも言わない。まだ民主主義が徹底してないのです。つまり、国土であり、町というのは共同体なんです。逆にそういうことも大いに言えなければいけません。言つてどうなるかというのルールをつくることなんです。そのルールのつくり方が都市計画法であつたりそこにおける地区計画であつたり、あるいはヨーロッパ、西ドイツにおけるBプランのプランニングの組み立てなんです。

建設省でもこういつた西ドイツの計画なんかよく勉強されていると思いますが、どういふ点が

日本に導入するのが難しいのですか。
○木内政府委員 先生御承知のように、勉強だけでなく現に地区計画というふうな形で、先生の御趣旨の西ドイツのBプランに相当するような計画を導入しつつありまして、現在二百八十カ所以上の地区計画ができています。ただ、全般的に、都市全体にわたって詳細ということになりません。日本では西ドイツ等と比べてダインミックに土地利用の変動がなされておりますし、また都市自体の基盤が十分でないということ、場合によっては土地利用を硬化化させるようなこともあるのではないかと、現在は市街地開発事業が行われたところとかスプロールが生じそうなどところとかあるいは都市としていい町並みを保存しておこうとかいうふうなところを重点的に絞らして、そういうところから地区詳細計画を導入しようとして努力しております。

○菅委員 そろそろ時間になりましたので最後にしますが、今建設省から地区計画という形で導入しているんだという話がありました。それは私も承知しています。ただ、何度も繰り返すにようになりますけれども、日本の計画というのは規制主義なんです。これは大臣なり専門家の皆さんはもつとわかるでしょうけれども、こうやっちゃいけないという主義なんです。建ぺい率は何%を超えちゃいけない、容積率は何%を超えちゃいけない、つまりノーと言う権限はあるのです。こういうやり方をやらないか、あるいはこういうやり方をやろうじやないかというふうな意見が出てきて、それが組み立って実行されるための手法、ノーハウが蓄積されてないのです。

これはきょうは議論はしませんけれども、農地なんかでもなかなか集約が難しいとか、いろいろ手だてをやるけれども、結局なかなかうまくいかない。大都市においてもいろいろな計画を立ててもうまくいかないし、あるいは立てること自体そういうふうな地域でなかなかできないのです。ですから私は、原則自由、例外規制という規制型

の都市計画から、本当に計画を立てて推進するために何かの住民参加の手続があつたり、あるいは区分所有法みたいな、地権者の七割くらいが賛成すればあとの三割の反対がたとえあつてもやらざるを得ないとか、そういう手続をもつと何らかの形でつくり上げていく必要があるのじゃないかというところを思つて申し上げたわけです。

時間になりましたので、そういうことで、どうか大臣、地価が鎮静化したから目的が終わったなんて言わないで、全人口の四分の一の東京圏の人たちが、まさに大臣が言われるように豊かな生活が送れるように一層頑張つていただくことをお願いして質問を終わりたいと思つています。

○小此木委員 次に、草川昭三君。
○草川委員 草川昭三でございます。まず最初に長官に、決意表明というわけではございませんけれども、この法案についての取り組み姿勢についてお伺いをしたいわけでございます。

過日の本会議で竹下総理はこの法律について、四全総を裏づけるもので地域振興の基本法だ、重大な決意で臨むとおっしゃられました。首相は、四全総は多極分散型国土の形成を促進するため公共投資の地方圏への適切な配分の確保、公共投資云々ということをおっしゃつてお見えになりました。地方への権限移譲問題等については臨調答申を踏まえて適切に対応したい、この法案が成立することによって地域の活性化に大きな効果があるだろうという非常に強い決意を述べておられるわけでありまして。

これに並行いたしまして、これは本来は経済企画庁にも総理府にも聞かなければいけないことではないと思つてお見せいたします。いわゆる行革審というものが一方では進められておりますし、それから新経済五カ年計画というのもそれぞれ部会答申をなさつてお見えになるわけでありまして。そういう意味でこれらの提案等とこの多極分散の実施法あり方というものの整合性、このような点について長官はどのようにお考えになつておられるのかま

ずお伺いをしたい、こう思う次第であります。
○奥野国務大臣 今お挙げになりました機関の向かっていう方向は同じじゃないだろうか、こう思います。

これまでは経済の効率性を求め続けてきたと思うのでございます。そのためには、一点集中の方が効率を上げるのに適しておると私は思います。しかしこれだけの経済力を持った今日になりますと、やはり物の豊かさよりも心の豊かさといいたいまいし、ゆとりある生活を築きむといいたいまいし、どうか、そういう社会を実現していかなければならないということになってきているのじゃないかなと思っております。そういう意味において、国土づくりは東京一極集中じゃなくて多極分散型の国土づくりをしたいんだ、こう言っておられるわけでございますし、行革審のねらっておられる点は、経済審のねらっておられる点もその方向は同じじゃないだろうか、と考えているところでございます。

○草川委員 当然のことながら国づくりがあり、それぞれの中期のプランがある、あるいはまた新しい行革をしようという立場からの御提案でありますから、ねらっている方向は同じであることは間違いないと思えます。しかし現実の問題は、今も、午前中の議論の中にも出たようにございまして、若干土地が鎮静化したということとどこかに行政府として緩みがあるのではないだろうか。昨年、この土地特別委員会ができたときには、私率直に言ってもっと熱気のある感じがしたわけでありまして、年が明けてみると金融機関等の融資も落ちついた、そんなことが反映して鎮静化だということのようなことで、何となく行政府が安心をしておるような気がしてなりません。

しかし、例えばこれは現実の具体的な問題でありますけれども、駐車料金の話です。これは本当に手取り早い、私どもの目の前の話でありますけれども、東京都は今年まとめました都内の月決め有料駐車場、大体千カ所だそうでございますが、これにいろいろと調査をいたしまして、たしか七百六十六カ所についての報告を得たと聞いており

ますけれども、これによりますと、東京二十三区で平均して一万九千四百円、二十三区中の中心部の十二区では平均料金が二万円を超えている。特に先年米から問題になっている、情報中心城市として非常に都心部の地価高騰が言われておりまして、けれども、港区の浜松町のビルの地下の駐車場では一カ月八万円の駐車料金ということが言われておられるわけでありまして、月に八万円の駐車料金、当然そこを利用しているいろいろな営業活動をするわけでありまして、それだけコストが上がることは言うまでもありません。一カ月、いかに車の駐車場所をとると申し上げても、八万円というのは常識的にかがななと思うのでございまして、そういう問題が現実的に残っておられるわけでありまして、長官、どのようにお考えになられるのか、お伺いしたいと思います。

○奥野国務大臣 昨年の土地国会のころと今とを比べると、熱気がうせているんじゃないかと御指摘がございました。あの当時はとにかくいろいろな立法その他の手当てを講じようということとで模索をし続けておったわけございまして、一応関係各省それぞれが予算化し、法律化してきているものでございまして、気持ちの上では多少落ちつきがございまして、草川さんにそういう考え方を与えたのではないかなと思えます。

しかし、私たちは東京の地価、このままでは高値安定になってしまい、自然、バランス上地方の土地が上がるっていくのだから、これを下げなければならぬ、したがって、融資の面においても従来の姿勢を崩さないようにお願いいたしますよと言いつつ、続けておられるわけでございます。今御指摘になりました駐車料の問題も地価高騰のなせるわざだ、こう思うわけでございますので、そういうことを聞くにつけても、なお一層地価を下げていかなければならない。

本来、監視区域の指定というものは、先手を打って地価を上げさせない、そういう効果をねらったものだと思えるわけでありまして、けれども、この点につきましても、指導価格、時点修正に

よってだんだん下げていこう、そして地価の引き下げに役立たせる、少なくともそれを阻止しない、そういう工夫をしていかなければならない、こうも考えているわけでございますので、これからも従前どおり努力を続けていきたいと考えているわけでございます。

○草川委員 考え方、決意はそれで結構でございますが、具体的に都心部における駐車料金が八万円にまで来ておるといふことについて、どのようにお考えになられますか。再度質問します。

○奥野国務大臣 全体的に八万円ではないのだから、思うのでございまして、とにかく地価が上がって過ぎて駐車料がまた高騰し過ぎたのだな、とにかく一層地価を引き下げる努力を払わなきゃならないな、そういう刺激に私は受けとめておったわけでございます。

○草川委員 こういう一つ一つの社会的な現象面にも、せつかく東京都がこういう調査をしたわけでありまして、今のお話をもっと進めていただいて強い関心を持っていただく、随所でそれがまた、長官の発言の中で、鎮静化してない、もっとこういう問題については我々も積極的に取り組むというような姿勢が出るのが、一番最初に私が申し上げましたように、もっと活気のある、土地対策について熱心な関心というものが従来どおり続いているということの表明になるのではないだろうか、こんなつもりでこの八万円の駐車料金についての見解を求めたわけでありまして。

それで、今土地臨調の方から、これはまだ全く御審議なさっている途中でございますので、たしか六月ですが、正式な発表になるというので、ただいまのところは公式な見解が求められませんけれども、新聞紙上等においては、土地を引き下げるといふことについて大胆な御発言があるようでありまして。当然と言えども当然でありまして、そういう姿勢に対して今の法律だけでこたえることができないかどうか。やはり新しい法律をつくって、本当に引き下げるといふようなもの、具体的なアクションを起こさなければならぬと思うの

でございますが、ただいまのところは長官としてはこの法案だけで臨まれるつもりなのか。さらに第二、第三弾の提案というのが国土庁の方から打ち出されるものかどうか、お伺いをしたいと思います。

○奥野国務大臣 既に関係各省からいろいろな法律が国会に提案されておられるわけでございます。また、この法律を受けて、関係各省で立法化していただくのもあるわけでございます。要は、できる限り需要を分散させて供給をふやしていくことじゃないだろうか、こう考えているわけでございます。

いずれにしても、行革審からまた新しい回答が出てくるわけでございますから、それを受けましてさらに必要な手法は工夫していかねばならないと思っております。

○草川委員 ここで経済企画庁にお伺いします。経済審議会の地域・産業部会が、地域経済圏の育成を図るといふ部会での結論が出ておるよう聞いております。全体会議の報告にはなっておりませんが、東京の一極集中を是正する、地方の中枢都市を核に広域経済圏の育成を図るといふような提案が出ておるわけでございますが、これは具体的に、どのようなところまで考えられて部会で議論が出ておるのか、いさし詳しく説明を願いたい、こう思います。

○福田説明員 経済審議会におきましては、昨年十一月に内閣総理大臣から新しい長期経済計画の策定について諮問を受けまして、現在、審議検討が進められているところでございます。

先般、同審議会地域・産業部会の報告が取りまとめられましたが、地域経済社会の均衡ある発展のための主要方策といたしましては、一つは今後都市型産業の発展が期待できる中枢都市を核とした広域経済圏を戦略的に育成すること等によって地域の活性化を図ることが重要であり、このため研究開発や人材育成を中心とした新たな地域産業政策への転換及び地方都市の居住環境の整備等、魅力ある地域づくりが必要であるとしておりま

す。

また、東京問題への対応といたしましては、東京の国際金融・情報センターとしての役割にも配慮した東京圏の居住環境の整備とともに、業務核都市の育成、整備と都心部の整備が重要であり、さらに東京圏一極集中の是正のため、基本的には東京からの諸機能の思い切った分散が必要であるとしておられるとご存じます。

○草川委員 経済審議会の部会の中でも、当初遷都問題というのが議論になったと聞いておりますが、この部会報告の中では遷都問題というのはその表現が消えて、当面は展都ということでの対処しよう、こういうことのご意旨です。遷都というのとはどこかで行き詰まり、現実的な問題ではないという議論があったやにお伺いしますが、その点について、いま一度詳しく説明を願いたいと思っております。

○福田説明員 お答え申し上げます。いわゆる遷都問題につきましては、地域・産業部会の報告において取り上げられておるところでございます。地域・産業部会の報告におきましては、この問題につきましては、抜本的には長期的視点に立って東京に現存する行政機能等の思い切った地方移転を行うことが必要であると考へられる。としておりました。「そのため、幅広く国民的規模での議論を尽くしつつ、東京からの行政機能の地方移転の計画について検討を急ぐ必要がある。また、これと併せて立法機能についても地方への移転計画の検討が望まれる。」としておられるとご存じます。

○草川委員 これはまた後ほど長官にも、一省庁一機関の分散等の問題でお伺いしたいと思いますのでございます。ここで、総理府が来ておみえになると思いますが、いわゆる官邸の建てかえ計画と、その後の官邸建設についての情報集中の問題とか、いろいろな問題が含まれるわけでございますが、新しい官邸の建設計画がどのような形で進行しているのか、お伺いしたいと思います。

○河原崎政府委員 お答えをいたします。

新しい総理大臣官邸の整備につきましては、昨年五月十五日に閣議了解がなされたところでございますが、これに基づきまして、新しい官邸に備えるべきもろもろの部屋の機能や規模等を内容とします基本計画について検討いたしますとともに、新官邸の予定地内に立地しておりますサイエンスビルの移転、あるいは千代田区道、あるいはその下に埋設されております上下水道のつけかえ等、もろもろの問題について関係方面と調整をいたしておるところでございます。

なお、今お触れになりました情報通信問題も私も大変重要な問題だと思っております。官邸整備検討委員会の下に関係各省の専門家から成る研究会をつくりまして、研究を進めておるところでございます。

○草川委員 その中で情報通信関係が一番おくれとおと聞いておりますが、その点はどのようにしてか。

○河原崎政府委員 新しい官邸にいたしますためには、先ほど申しました諸室等も新しい機能を持たすものでなければならぬ。あるいはレセプションホール等も新しい機能を持ったものでなければならぬと思っております。同時に、御指摘のように官邸通信にしましては、特に緊急時の情報というものをどういうふうに扱ったらいいかというあたりが大変重要な問題であるというふうに認識しております。この辺を中心に研究を進めておるところでございます。

通信を最大限に駆使して、いわゆる新しいハイテクの技術を駆使し、各省庁の情報も官邸に結集をして、いわゆる危機管理というものも考えられておられる。事実そういうことから整備検討委員会というものが今までずっとやっておみえになったわけでありませう。そして、いろいろな計画をなすっておみえになるといふ話が各省庁にも流れていく。

ところが、一方では各省庁一機関外へ出るといふ指示が出る。当然、各省庁の末端でも、政府といふのはどういふお考えを持っておみえになるのか。いわゆる官邸機能というものを一方ではほとんど結集しようと言いつつ、各省庁一機関外へ出るといふことになる。その出る機関といふのは、中枢機能とは関係のない機関が出るということに受けとめざるを得ないという問題点があるのではないだろうか。それは整合性が甚だ不十分ではないだろうか。私は、思い切った官邸整備計画というものを多極分散と同じ次元で一度見直すべきではないだろうかという考え方を持っております。その点はどうかお考えになられるか、これは長官からお伺いしたいと思います。

○奥野国務大臣 首都機能一括移転の問題は国民全体で十分論議を熟考していただいて、その経過を見守った上で政府としては結論を出すべきであろう、こう考えておられるわけでございます。

自民党の首都機能移転に関する調査会では、三年間検討して結論を出そうじゃないかと言っておられるわけでございます。仮に首都機能一括移転の問題が決まりましたら、それについていく必要のない政府関係機関は、この際一括して移転してもらおうじゃないかというのを考えているわけでございます。それを四つのカテゴリーに分類しているわけでございます。四つのカテゴリーに属するものは、原則として例外なく二十三区の外に出てもらおうじゃないかというより、今申し上げますように四つの原則に当てはまるものは例外なく二十三区の外に出すようにしようじゃないかというところでございまして、これは首都機能一括移転の基本的な考えはどのようなものでしょうか。

○奥野国務大臣 四つのカテゴリーを示していますが、その中にはいろいろな種類のものがあるわけでございます。これをさらに細かく移転方針を具体化させていかなければならぬわけでございます。私は、東京だけを管轄する地方支分部局は東京に立地していいだろう、それ以外のものは全部二十三区の外に移転してもらいたいと考えているわけでございます。それに際しまして、対象の大半

いかということございまして、これは首都機能一括移転とは並行して進めることのできる問題ではないだろうか、こう思っておられるわけでございます。

少なくとも東京の過密を救うためには、単に民間のいろいろな施設を移転してもらっただけじゃないに、政府みずから率先して実行しなければならぬ、それが政府関係機関の移転ではございませう。そして、今申し上げましたように四つのカテゴリーに属するものは原則として例外なく二十三区の外に移転してもらおうにしようということに進めておられるわけでございます。

○草川委員 それの具体的な問題で、三月末までに第二次移転候補について各省庁から意見を求めた結果、移転候補は八機関にとどまっております。新聞報道もあるわけですが、それは各省庁にしてみれば、効率が低下するという意味での根強い抵抗もあると思うのでございませうけれども、果たして四月中に分散の第二次案というのが発表できるかどうか、まとめることができるかどうか、そして、これは本来は総理にお伺いをしなければいけないのでございませう、最終的には総理みずから強い決意表明がなければ、今長官のお答えになられたようなこともできないのではないかと私は思うのでございます。

そういう点について、原局である国土庁の長官の基本的な考えはどのようなものでしょうか。

○奥野国務大臣 四つのカテゴリーを示していますが、その中にはいろいろな種類のものがあるわけでございます。これをさらに細かく移転方針を具体化させていかなければならぬわけでございます。私は、東京だけを管轄する地方支分部局は東京に立地していいだろう、それ以外のものは全部二十三区の外に移転してもらいたいと考えているわけでございます。それに際しまして、対象の大半

が東京都内にある事象なんだ、それは残しておいてもいいじゃないかという意見が一つございませぬ。そういう例外を認めると全体が動かなくなるわけだから、例外は認めない。どうしてもという場合には、東京だけの管轄と、それ以外の地域を管轄していくのを分けなければならぬ。と、もう一つのことになってくるだろうと思うのであります。もちろんこれは行政改革の方針に従っていくわけでございますから、そのために一つの機関が二つになることを認めるわけじゃありませんけれども、一つの機関は二つに割るけれども、別に他の、その県だけの機関を廃止すれば結果はふえないことになるわけでございますので、そういう手法もとれるわけでございます。

やはり一つの例外をつくりまして、全体の移動がなかなか困難になると思うのでございまして、今そういうことを事務的に詰めてもらっているわけでございます。全関係は竹下内閣の政策としてしっかりとしたものにならなければならないということで強く認識していただいております。

しかし、やはりできる限り納得してもらって問題は解決していきなさいと思っております。今は事務的にできる限り話を詰めてもらおう、そしてやはりこの機関とこの機関とは移動させてくださいよということ具体的に示してもらおう、こう考えておるところでございます。

○草川委員 ですから、先ほど官邸計画を私が質問したのも、官邸計画が従来の、昨年の中曽根内閣の考え方で延長されるならば、出ていく機関は嫌だと言ふのは思ふのですよ、これは私の想像ですけれども。だから、官邸は官邸で、とりあえず当面非常に古くなったからレセプションルーム等についてはやりましょう、しかし中枢機能の問題はちよっと棚上げしようじゃないか、そして思い切って先ほど来のお話があるようなことを考えようじゃないかという指針があるならば、わかった、一機関出るようにしようじゃないかということにはね返ってくるのではないだろうか。あれはあれ、これはこれと言われれば、出る機関は物すごく抵

抗しますよ。だから、出る機関が抵抗するならば、最後は総理が、文句を言うなという言い方をされるかどうかは別ですが、強い指導力をそこで発揮しないとそれは実施されないのではないだろうか。そのことについての見解を問う、こういうことを申し上げておるのです。もう一度私の意見に對してお答え願いたいと思つておるのです。

○奥野國務大臣 近々事務的に、関係各省で、移動してもらいたいというふうな考へておる機関はこれこれですよということを示すことにしておるわけでございます。それを中心にして、意見があれば意見を伺うわけでございますけれども、最終的には閣僚の決意に従つて各省をまとめていただくかなければならない、こう思つておるところでございます。

○草川委員 この問題は少し押し問答になりますので、次に移ります。

地価高騰というのは、実是在日外国大使館の方々に大変な影響を与えているということが各委員会で問題提起になっておりますし、公明党の場合も外務省に申し出をしたりいろいろな行動を起こしておるわけでございますが、大使館の方々が、六十二年の十二月二十二日、三十一カ国の方々が集まられて、政府に対していろいろな要望を出しておみえになります。また、現実に、昨年の八月にワグザングの大使館の方々が、維持費が高つくつとということと中国の大使館に行かれました。そこで双方の業務をなされる、こういう話もあるわけでありませぬ。ある国は、政府に対して非常に安い土地の提供あるいは建物の提供をしてもらいたい、こういう要望がある一方、他のある国は、自己所有地の一部の売却を進めたい、こういうお話もあるわけでありませぬ。売却の問題については、東京都との関係と国土法の関係とか、いろいろなお話があるわけでありませぬ。さりとてその場合にもつながらるわけでありませぬ。さりとてその場合の対応はどうしたらいいのか、模索しておみえになると思つておるわけでございます。これは言

うまでもございませぬが、東京の地価、家賃が非常に高いということが原因でこういう問題が出ておるわけでございます。外務省、儀典官ですか、どういう現状になつておるのかお答えを願いたい、こう思ひます。

○松井説明員 お答え申し上げます。

大使館の問題でございますが、所有地の処分を含めて、大使館の維持運営というのは各派遣国の意思と考へ方がまず前提でございます。そういう前提を置きました上でお話し申し上げます。最近の地価の、家賃の高騰が、確かに一部の外国公館の運営に非常に大きな負担になつておるといふことは事実でございます。御指摘の、政府に對する一部大使館からの要望というものも、こうした事情を背景とし、反映しているものだというふうには、私もとしましては感銘いたしたものと持っております。

また他方、今御指摘になりました大使館所有地の一部売却の問題につきましては、先ほどの土地建物を持つていない公館も含めまして、東京における外交活動というものは外国にとつて非常に重要なものになつておりました。こうした中で大使館の建物の拡充等の必要性和そのための資金の捻出の必要性、そういったものも含めて、現在の東京の土地の事情を背景として、こうした売却ということの、一因になつておるのではないかとおもうに推察されます。

○草川委員 過去の例を含めて外務省にお伺いをしたいわけですが、大使館の方々が土地建物等を売却したというような例があつたのかないのか。もしあつたとするならば、その場合に、一部で言われるように、これはウイーン条約との関連も出てくるわけでございますけれども、「国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される」というのがウイーン条約の二十三条にあるわけでございますが、売却益に對する課税ということとは現実にあり得るのかどうか。私の今の質問は国税局にお伺いをします。

が、外務省には、過去売却をした例がありや否や、その場合の課税はどのようになされたのかという経過をまず外務省にお伺いをします。

○松井説明員 お答え申し上げます。

過去において在日公館を売却するという理由で税の免除が要請され、これに對して、国際礼讓それから相互主義等の観点から、国税当局において税を免除する取り扱いを行ったことがありと承知しております。

○草川委員 国税の答弁を願ひたいと思ひます。

○伊藤(博)政府委員 お答え申し上げます。

外国政府が我が国におきまして取得する所得、その中で通常の政府機能の範疇に含まれる行為に基づく所得、これにつきましては、相互主義を前提にいたしまして国際的な礼讓として免税とするという取り扱いをしております。

御質問の大使館の土地の場合に、それぞれのケースによつてそれがどういふ所得になるのかというものは極めて個別性が強いものでございませぬから、各論としては、ケース、ケースによるというふうには申し上げざるを得ませぬけれども、一般論としては今申し上げたとおりでございます。

○草川委員 一般論としての御答弁がございませぬが、ここで長官にお伺いしますが、そういうこととございませぬ。いろいろな背景があるわけですから、いろいろな国の大使館の中には売却というものが進むのじゃないだろうか、こう思ひます。しかも、都心に残された有数の土地でございませぬし、私も若干知り得た範囲内では、各大使館を訪れる民間デベロッパーというのでしょか、開発行為をする方々が各大使館に對してかなりいろいろなプランを示しておみえになる。それに乘られるとは申し上げませんが、関心を持ってみえる方も若干あるようでございます。そういうようなことが進むと、土地政策についても問題でございませぬし、また、一番最初に外務省から御答弁があつたように、現実に土地の高騰という被害を受けておみえになるわけですか。そのあたりを、長官、どのようにお考へになられるのか、お伺いしたいと思います。

思うのです。ですから、従来の学者先生方のセクトにとらえられた研究機関が続く限りは私は今の答弁が進まないと思うのです。この点について長官の方から、私の提言についての御意見を賜りたいと思ひます。

○奥野国務大臣 演習林の問題は政府関係機関の移転とは別問題だと思ふのですけれども、草川さんのお考えには賛成でございます、いろいろな研究機関も、文部省はできる限り大学の附属機関から共同利用の研究機関に次々に衣がえしておるようでございますので、同じような方向を考えているものだと思つております。

○草川委員 ここで少し、昨年の土地国会で問題提起をしたことの不十分な点がございまして、いわゆる土地転がしあるいは当時の政府系金融機関の土地問題に対する融資態度が非常に不満足であるという問題を提起したことがあるわけでありませう。

具体的には、当時の話でございますが、政府系金融機関でございました農林中金、そして農林中金の出資会社であるところの協住不動産サービス、この問題を取り上げました。これは新宿の土地、いわゆる最上恒産の問題等であるいろいろな関係があつたわけでございますけれども、たまたまこの協住不動産サービスの営業部長で衛藤さんという方がおみえになりました、私は土地国会の後の物価問題特別委員会、この衛藤営業部長というのが五十九年の十二月二十日に、地上げ資金を融資した先の最上恒産から個人名義で三億円を借りた、これは千駄ヶ谷五丁目、地上げ資金を借りと協住不動産サービスとの間で九十億の融資契約が結ばれる直前のことでございますけれども、その三億円借りたものの返済は融資の返済金から差し引いて清算をしたのではないか、問題があるのではないかと、このことを提言したことがあるわけでありませう。ところが、そのときは、個別案件だから答えるわけにはいかないということで終わっておるわけでございますが、その後の報道によりますと、警察庁はこの衛藤氏の周辺の問題等につ

いて捜査をしたというふうな報道もあるわけでございますが、その点についての警察庁の取り組みの現状について御報告を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員 御尋ねの事案につきましては、最上恒産に係ります国土利用計画法等の違反事件の捜査とあわせて警察庁において所要の捜査を進めておりました、三月二十五日、御指摘の事案に關しまして詐欺罪の容疑で関係箇所を捜査を行うといはしておるところでございます。

○草川委員 今警察庁の方から三月二十五日にそういう捜査をしたというところでございませうが、農林省にお伺いをいたしますけれども、この衛藤営業部長の処分はどのようになされたのか、お伺いをしたいと思います。

○伊藤(礼)政府委員 お答えいたします。

協同住宅ローンは、御指摘の部長につきまして、個人的な問題により当委員会でも先生の御指摘を受けるなどの社会的批判を招き、同社の信用を傷つけることとなつたので、社則に照らして解雇したというふう聞いております。

○草川委員 その解雇した日付は何日でございますか。

○伊藤(礼)政府委員 三月二十四日と聞いております。

○草川委員 少なくともこの問題を私も提起したのは昨年の十月から十一月ごろの委員会にかけてやっておるわけでありませう。私はそのときにこの借入証の写しを農水省に見せて、これは全く本当の借入証でございますけれども、十萬円の収入印紙が張つてあるのですが、本当のメモ書き程度でございますが、金三億円也、金利年八・四%、返済期限 早坂社長殿が千駄ヶ谷五丁目二〇一八他土地を買戻しされる時、五十九年十二月二十日早坂太吉社長殿」という写しを見せて、もっと早く処分をしないか、おかしじやないですかというところをこの場でも申し上げたことがあるわけでありませう。ところが、処分をされたのがことしの三月二十四日でございます、たまたま三月二十五日、翌日警察庁の方が捜査をした、それまで

何を調べられておつたのか、私はおかしやないことを農水省にもかねがね言つてきたわけですが、こんなのは普通の民間会社だったら、私も国会でこんな三億円という金を一枚の借入証で借りて、しかも返済は取引の融資金の返済額で調整をする、そんなことは通るわけがないと言つて私は怒つたことがあるわけでありませう。しかもこの三億円というのは一体今どうなつておるかという、この衛藤部長の背任逃れとも見られるわけでありませうけれども、最上恒産に三億円返しに行つたわけですね、本人が現金を集めて、そうしたら、最上の方は三億円要らぬ、これは済んだことだから要らぬ、こう言つておるわけですよ。今三億円宙に浮いておるのですよ。三億円どこにあるかといつたら法務省に供託されておるのです。こんなことが長い間許されて、ようやくことしの三月二十四日に処分をされるという態度が、これは直接は協住不動産という会社でございませうけれども、これは明らかに農林中金の金額というのですか、全面的な出資会社でございまして、直接のダミーでございませうから、私は農水省の態度というのは非常におかしく、私は農水省の態度というものは、私どももこの人がその金をどこへ使つたのか、マンションを購入したという方もおみえになりますけれども、どうしてもいま一步その背景がつかめませんけれども、政府系金融機関であつた農林中金の態度に私は非常に強い不満を持つものでございませうが、いま一度農水省の答弁をお願いしたい、こう思ひます。

○伊藤(礼)政府委員 先生御指摘の三億円の借入れ等の件は元部長の個人的行為でございませう、協同住宅ローンは関係ないというふうには聞いておられますが、さらにこれ以上のことは関係企業の具体的取引にかかわることでございますので、この場ではコメントは差し控えていただきますと思ひます。しかし、農林中金を通じてまして、私もいろいろな中身につきまして細かく事情を聞いておるというところは申し添えておきたいと思ひます。

○草川委員 調べられて個人的な犯罪だつたらもう早く私は処分のアクションを起こされておかしやないと思ふのです。個人のものなのかあるいはぐるみの問題なのか、あるいはまたその指導機関であるところの農林中金にもその問題が及ぶことがあつたのではないだろうか、だからこそ非常に長期間かかり警察庁が捜査をするという前日によ

うやく処分を決めたのではないかと、疑いを私は持つものでございませうが、これも一つの問題として提起して次に問題を進めておきたいと思ふわけでありませう。

そこで、今問題が起きておりますのは、実は先ほど長官が、土地の鎮静化については銀行の融資がとまったということもあるのではないだろうか、もう今から融資をしないだろうというふうなお話もございましたが、時期的に若干それはお話しがございませうけれども、生命保険会社が建設会社に巨額の貸し付けをした。その建設会社が関係する会社にその金を流すわけでございますが、たまたまそこで七億という金額が出てくるのでございませうが、殺人事件が絡んでおる、こういう問題がございまして、我々にとりましても非常に重大な関心を持つておるわけでございますが、大蔵省として、生命保険会社のかかる融資態度についてのどのような指導をしておみえになるのか、お伺いをしたいと思います。

○宮本(英)政府委員 御指摘の件につきましては、私も、行政の立場から種々事情聴取するなど、必要な報告を受けているところでございませうけれども、特定の金融機関の個別的具体的な事案につきましての御答弁は、従来から御答教願ひ申し上げておるところでございますので、差し控えておきたいと存じますが、この生命保険会社の資金というものは、契約者に対する保険金等の支払いに充てられるものでありますので、生命保険各社は、これを極力安全かつ有利に運用する責任を負つておるわけでございます。また同時に、この資金の性格や事業の公共性にかんがみますれば、融資等によるその運用は、社会の公益を損な

うこととならないよう十分配慮することも極めて重要であると考えておるところでございます。したがって、当局といたしましては、そのような観点から、土地関連融資につきましては生命保険業界に對しては、一昨年来、再三にわたって銀行局長通達を発するなどして指導しておりますが、特に昨年七月以降は、土地関連融資の多い主要な生命保険会社に對して、個別案件にまで踏み込んだいわゆる特別ヒアリングというふうなことを実施するなどいたしまして、実需に基づかない投機的な土地取引に係る融資等は厳にこれを慎むよう指導してまいっているところでございまして、現在、着実にその効果も上がってきておるといふふうに考えております。

○草川委員 ぜひ生命保険の膨大な運用金というもののあり方についての関心を深めていただきませんと、せっかくこの土地問題、いろいろな議論をしておりますけれども、単なる銀行局長の通達が守られないのではないだろうか、守られていない、そういう問題がたまたまこの日本建設に對する本間企画社長の殺人事件にまで発展をしておるわけですから、慎重な対応を求めたいと思うわけでありませぬ。

そこで、今資料を委員長と而大臣にお渡しをしましたが、今株というのが非常に高騰をしております。株が高騰しておるといふのは、今のような生命保険会社が集めたお金で機関投資家として購入をするという場合もございませぬけれども、最近顕著な例として、不動産業者の株買い占めということが非常にたくさんあらわれてきておるといふことが非常にたくさんあるわけでございませぬ。忙しいところか、そういう意味で、建設大臣、大寮お忙しいところか、そういう業界を見られてみえる役所でございますから、ぜひこれは明快な御答弁

をいただいで、次の御日程に移っていただきたいと思っております。

これは長官もぜひ見ていただきたいと思うのですが、私が集めてきた今から申し上げます資料というのには、実は非公開でも何でもございませぬが、有価証券報告書の中からある企業を抜き出すと、不動産業者の方々が株の買い占めをして上位の株主になったという、もう既に明らかになった数字、それから、一部は、一番新しいのでございませぬが、三月二十五日に発売になりました会社四季報の中から一年前とか二年前の四季報と比べてみて、そして会社の説明書きの中に例えれば株の買い占めによって株主がどのように変動しましたか、という、そういう意味で、この資料を今から申し上げます。第一不動産という会社がありますが、昭和五十九年に九十六億四千三百五十三万円の売り上げでございませぬが、これが六十年、六十一年、六十二年、六十三年になりまして四・九倍に売り上げを伸ばしておみえになる企業であります。この会社というのには、資本金二十億で従業員百五十名でございませぬが、ミツウロコという銘柄百四十万株を六十二年、占有率二・六％で十位でございませぬが、六十二年に三百十五万株、占有率五・三％、そして、ことしの二月現在では四百二十万一千株、占有率六・六％で二位に浮上をしておるわけでありませぬ。鉄建建設という会社の有価証券報告書を見ますと、六十一年に二・四％、八位の株主であつたわけでございますが、これが三百七十七万株、占有率二・七％、六位になつておるわけでありませぬ。これはいずれも東証一部であります。さらに協同飼料という銘柄を買っているわけでございますが、六十一年には一・九％、これは突如として一位になつておるわけでありませぬ。これが六十二年には千二百万株でございませぬが千二百七十七万株に上がりました、一・二五％の位置になりました一位であります。六十二年には大丸を五百万株買って、これも六位に浮上しております。こういう会社が一つあります。

住宅流通センター、第一不動産の子会社だと言われておりますが、これも売り上げが五十九年には百七十一億でございませぬが、今日では四・四倍にふえておるわけでございます。どこの株を買っておるか申しますと、東洋埠頭、端数は切捨てますけれども、これが六十一年二百四十四万株、占有率二・九％、九位であつたものがどんどんふえていきまして、二百四十八万株、三・三％、六位の株主になつておることが有価証券報告書で明らかになつておるわけでありませぬ。

原田不動産は、六十一年に巴組鉄工所、かなり有名な企業でございませぬが、これも二百五十六万株買つて、六十二年に二百五十六万株でございませぬが、これがさらにふえて七・三％の一位になつていくわけでございます。この売り上げも、五十九年当時は十九億でございませぬが、これも三十五億というふうにふえてきておるわけでございます。

関東ビルという会社がございませぬけれども、これも五十九年には三億六千万の売り上げでございませぬが、六十二年は二六・四倍の売り上げに急成長をしております。勝村建設という会社を六十八万五千株、これは六十一年の話でございませぬが、三・一％、三位でございませぬが、これが今日百十二万株にふえておるわけで、三位は三位でございませぬが、五位にシェアがふえておる。

不二建設という会社がございませぬが、これも五十九年に三百七十七億の売り上げでございませぬが、二・二倍になりまして七百一十一億の売り上げでございませぬが、理研ビタミン二百七十五万株が買われまして、ある日一位になつてしまつたわけでありませぬ。ちなみにこの理研ビタミンの株価は、昭和五十八年に八百八十一円、高値でございませぬが、これが六十二年二月には六千八百円にはね上がつておるわけでありませぬ。先ほどの巴組鉄工所の場合を申し上げますと、五十八年に二百円の株が、ことしの二月には二千六百十円にはね上がつてきておるわけでありませぬ。いわゆる地上げ屋が

法というものが、今や株の買い上げのところに移つてきておるのではないだろうかという気がしてなりません。

さらに、エスボ環境開発という十七億の会社がございませぬが、これは昭和五十九年には五億六千万の売り上げでございませぬが、六十二年二月には十五・五倍の売り上げになつてきておりますが、セイレイ工業という、これは東証二部の株を買ひ占めまして、六十一年に百七十七万株、占有率五・三％、四位でございませぬが、これが四百四十一万一千株で二位、一三・七％にはね上がつてきておるわけでありませぬ。

こういうように、これは有価証券報告書だけの例でございませぬけれども、たまたままだこの有価証券報告書では三月三十一日締めで出ていないのでございませぬが、私どもが会社四季報等その他の資料で調べたのがあるのでございませぬけれども、三井埠頭という三井グループの輸入貨物の取り扱い業者、これは名門ですね、三井財閥でありますから、その三井埠頭という会社があるわけでございませぬが、これが東証二部に上場されておるのでございませぬけれども、ケンジコーポレーションという会社によつて買い占められまして、四百八十八万八千株買われまして、占有率二六・八％、一位、ある日突然三井埠頭の株主が、従来の関係する銀行あるいはその他の商社関係からこのケンジコーポレーションというところにかわるわけでありませぬ。ちなみに、株価はどういうことかといひますと、昭和五十八年に二百八円していたものが六十二年二月に六千二百七十四円、最近では七千四百円までこの株が上がつてきておるわけで、この三井埠頭の関係者のお話を聞きますと、いろいろな含み資産があつたとしても、少なくとも二千円程度で御評価願えれば会社としては非常に張り切つて今後の運営をしたいけれども、いかに七千円になつてくると、私どもとしてはその対応に苦慮するということになつておるわけでありませぬ。

買いまして、株主順位一位。あるいはこの会社が、辰村組百二十六万株で株主順位三位。

そして有名なコスモポリタン、これも新聞報道雑誌等で紹介をされている企業でございませうが、雅叙園観光の株を昭和六十一年二百四十七万六千株を買いまして、占有率九%、三位でございませうけれども、これが六十三年の私どもが調べた範囲内では九百四十一万九千株、占有率三三・三%、一位というようになってきておるわけでありませう。

こういう数字について大蔵省と事前いろいろなとお話をしたのでございませうが、大蔵省としてのかかり合いは、有価証券報告書に書いてあるという事実があるかないかということだけまずお伺いをしよう、こう思つてきょうは大蔵省にも来ていただいておりますけれども、有価証券報告書に記載された数字について間違いがあるかどうか、まず大蔵省に御質問をする次第であります。

○水谷政府委員 お答えをいたします。

最初、鉄建建設の第一不動産にかかわるケースでございませうけれども、私若干聞き違えたかもしれませんが、お示しいたしました数字、有価証券報告書において示されております株式の取得状況等と基本的には交わっていないのではないかとと思ひます。

○草川委員 私もしよって説明しておりますから細かい数字は別といたしまして、大筋では交わらないという大蔵省の御答弁でございませう。

そこで、建設大臣、時間がないようでございませうのでお伺いをしますが、いわゆるこの不動産業界という業界、大小さまざまな業界がございませうし、営業方法も違いますから一概には言えないと思ひます。しかし、私が今申し上げましたように、地上げで莫大な利益を上げた金をごへ行くかという、証券取引の方に向かつている。証券取引で通常の将来の成長株を買うのは全く自由です。金持ちであろうとサラリーマンであろうとだれであろうと、いい会社の株を将来を楽しみに買

うということはいくら自由を取引です。これは問題ない。しかし、ある日突然買占めを行つて、買占められた側の企業としては、公開であつた会社の株を買つたという制度で来ておるわけではありませんから、どうも最近株がどんと値上がりをする、喜んでいた、ところが、自分の企業の評価というものは全部経営者は知つていますから、自分の評価より高い株に上がつてくる、そしてある日突然名義の変更があつて、経営に参加させろ、あるいはこの金額で引き取れと言われたときに、今の日本の産業界の経営者というのは本当に対応できるかどうか。私は、そういう立場からいふと、今の日本の経済あるいは日本の企業というのを世界で一番の企業にしたというのには経営者の努力、そしてそこで働く勤労者の方々の協力、そういうものがあつたからこそ世界最高の企業になつたわけですが、けれども、そういう企業の方々の安心して企業活動をしておるわけですから、まさか自分の会社が買収されるなどということをおもつたら、後ろを向いて仕事をしなければなりません。だつたら日本の今日の高度成長なんというのにはあり得ない。しかし、それを根底から揺すぶろうとする事例を、今、私は例を挙げて申し上げたわけですが、それがしかも不動産業界の方々の、しかもその利益というものは、今申し上げますように昭和五十九年から六十三年に比べると四・九倍だとか、あるいはひどい例になりますと十五・五倍だということになつておるわけですから、我々は別にひがんで、十倍も上げよう、そんなことを言うつもりはありませぬけれども、それが本当に日本の将来のためにいい会社だから私は株主になりたいというならいいけれども、明らかにその資産内容、いろいろなことを含めても信じられないぐらゐに株をつり上げて、そして買占めをし、その会社に引き取りを要求するということが出るということならば、これは許すわけにはまいらぬ、私はこう思つてございませうが、建設大臣、どのようにお考えになられるかお伺いをしたいと思います。

○越智国務大臣 今、表をいただきました、いろいろ御説明を承りました。お説にもありましたように、商法の問題で定款なりいろいろな問題で投資してもいいということになつておれば、一般的に言つてそのことは許される、かように思つておるわけですが、今のように、言い方が悪いかもしれませんが、会社の乗取りとか、あるいは地上げでございませうが株の急激な上昇ということになれば好ましいことではない、こう思ひます。いずれにしても、よく調査をしてみたい、かように思ひます。そして今後、先ほどもお話がございましたように、金融機関と同じように、やはりまじめな不動産業者なり、あるいはその他の業界もまじめな姿勢でいつてもらいたい、投機的なことをばかりをやつてもらうのではちよつと困る、こういうふうに思ひますので、よく調査をしてみたい、かように思ひます。

○草川委員 大変恐縮でございませうが、もう一回大臣に質問をしますけれども、いわゆる地上げ商法というのが株上げ屋というのですか、株価を引き上げる要因の一つの要素に今なつておるのではないだろうかという私の問題提起なんです。しかもそれが単純な世界経済なり日本の国内経済から来る株高ではなくて、意図的にある企業が集中的に攻撃をされる、その資金としてこの地上げ資金というふうなもの、地上げによつて得た利益金というのが、ユーロダラーというのですか、何とかダラーという形で株式市場に流通をし、しかも産業界の方々に不安感を与え、本来の産業界活動がでないような形でその金が使われておるといふ事実があるとするならば問題だということをお私に言つておるわけですが、今、大臣は調べてみて考へるといふようなお言葉でございませうが、とりあえず不動産業界を管理監督される立場でございませうから、少なくとも日本経済の発展のために、お互いにモラル、節度のある行動をしようじやないかということぐらいの御発言があつてしかるべきだと私は思つてございませうが、その点どうでしょう。

○越智国務大臣 先ほどお答えいたしましたのも、そういう方向でのお答えであります。一般的に

言つて、定款なりそういうものになつたわけでおるといたします範囲内ならば、投資のことは私は許されると思つておりますけれども、それ以外とか、あるいは先ほど言ひましたように、地上げに類する株上げをやるようなことであればこれは指導してまいりたい。でございませうから事実関係を調査してみよう、こういうことでありませう。

○草川委員 ぜひ、事実関係は、今大蔵省の答弁にもありますように、少なくとも私が今問題提起をしたのは公になつた資料をたまたままとめたにすぎぬわけですから、だから、これは明快な現状であると思つて、厳正な指導をお願いしたいと思つております。

建設大臣、もう結構でございませう。この際国土庁長官にお伺いをしたいと思つてございませうが、せつかく土地の騰貴が鎮静化してきた、こつちおつちやいませうが、実は私どもが調べてみますと、土地の需要は相変わらずあるというのです。地上げ要求というか地上げ屋的な、地上げに対する、地上げという言葉が悪ければとめです。そういう働きかけも結構大手ゼネコンからもありますよ、そこで我々としては銀行に金を借りに行けば大蔵省通達でだめだ、だめだから仕方がなくて町の金融に手取り早く走ります、町の金融は今大蔵省が力がありますから幾らでも貸してくれませう、こういうことを言うわけでありませう。

今るる説明を申し上げましたように、大手不動産会社もそういうような膨大な株を取得するわけですから、それを担保にすれば幾らでもまたもう一つ転がす形での金融というものは出てくるわけでありませう。そうすると、結論的には騒いで一体何があるかという、高い金利を払つても土地の需要があるならば、結局また土地は高騰するということになりかねませぬ。ですから、今長官は、大蔵省の通達に厳しく資金源はパイプを閉じたからこれ以上の土地の高騰はないよという趣旨の御発言がございましたが、我々が足で歩くと、小さな物件がもしもせんけれども相変わらず高い利子で借りて、それが行われておると思

わざるを得ません。今の不動産業界における株の買い占め例、こういう問題、いわゆる地上げの手法そのままに手当たり次第に買いあさりが行われていると言っても過言ではないのですが、長官、どのようにお考えになられるかお伺いをしたいと思います。

○奥野國務大臣 私は大蔵省に對しまして、従来の金融規制決して緩めないで続けてくださいとお願いを申し上げておるわけでございまして、加えて、私はそういう銀行等から貸金業者にお金が回っていくことを大変心配しておるわけでありまして。表では指導に従っているけれども裏ではくぐっている。先ほどなたがが、草川さんでしたか、建設会社融資する道もあるじゃないかとおっしゃったのと同じようなことでございまして、私たちがなにお金がどう流れているかということに絶えず見ているつもりでございまして、決して緩めてもらってはならないし、一層強めてもらわなければならぬという気持ちでおるわけでございまして。

株の買い占め問題は、アメリカ方式を日本も取り入れるようなことをとったわけでございましてけれども、それとは違つた株の買い占めのごさいますから、まさに少し経済的な正常な手段を外したようなやり方が行われているのかなと疑問に思つたところでございまして。これらの問題につきましても、違法を取り扱ひ、あるいは正当なことを逸したような行き過ぎ、こういうものについては国民的な監視を怠らぬようにしたいな、こう思つておるところでございまして。

○草川委員 今、長官がおっしゃいましたように、土地対策というのが政府の後手後手に終わらないように、一つの問題提起があれば押さえる、しかしそこからまた抜けて次の新しい事態が生まれるということのないように、ぜひ長期計画を立てて対応をしていただきたいというふうに思つておるわけでありまして。

そこで、少しこの問題に時間を食つてしまいましたが、肝心の法案の審議のことについて私の方

でまだ二、三お伺いをしなければいけませんので、ちよつと法案審議の方に戻つていきたいと思ひます。

この法案の中で、特色ある機能を集積させる上で中核となる民間事業者の能力の活用、いわゆる民活法を中心として多極分散を促して振興拠点地域基本構想を作成しようという趣意があるわけでございます。そこで、それは具体的な政令について今後政府内部において幅広く検討を行つていくということになると思つてございまして、厚生省に來ていただいておりますので、健康政策局の立場から、従来のいわゆる民活法十幾つあり、今度の国会でも追加が出ておりますが、その中で高度な医療施設等が想定されるのではないだろうかという意見がございまして、とするならば、この民活法と関連をして、高度な医療施設等というのは一体どういうイメージを頭の中に描いたらいいか、お伺いしたいと思います。

○仲村政府委員 具体的な内容につきましては政令事項でございまして、これも今おっしゃいましたように高度な医療施設ということではやばり中核の施設とは言いにくいのではないかと。したがつて、例えば、これは例えでございましてけれども、先端的な医療技術の研究開発とそれと組み合わせました治療施設というものがあつたような複合施設と申しますか、研究開発機能と医療機能をあわせ持つような施設、このようなことで考えられるというふうに思つておるところでございまして。

○草川委員 国のかかわり合ひと、それから今後の例えは長寿社会になるわけではございまして、今度の法案は国主導型ではなくて地域の吸い上げということが中心になり、その中にも今御答弁があつたような医療施設ということが出てくるわけでございますが、それが全国的にどのようになつていくのか、そういう将来計画というのはいくら程度厚生省の方も早目に出していただかない

と、従来の医療圏の問題もあつて、これはタブつてくるのではないかと思つたのですが、その点はどうお考えになられるのか、お伺いします。

○仲村政府委員 私ども高齢化社会を迎えるに当たりまして良質の医療を効率的に提供するという立場にあるわけではございまして、今おっしゃいましたように地域医療計画ということで医療の均てんを図ると同時に、日本の医学水準を維持し、さらに向上させるということ、いろいろ地域的な振興等を考へていかなければいけないわけではございまして。今国立病院として私どもも持つておりますのは、御承知のようにがんセンターでございまして、御承知のとおり循環器病センターでございまして、その他の機能につきましても今後そういう形で、これを国立で持つかどうかということとは別の観点があるわけではございまして、良質な医療を提供するという立場、それからさらに地域の振興、あるいは先ほど申し上げましたような住民の医療の均てんに資するような形で高度先進医療施設というものを私どもも位置づけていかなくてはならないというところで、現在考えておるところでございまして。

○草川委員 それでは、厚生省にお伺いする点はそれだけでございましてから結構でございまして。大蔵省というよりは国税になつておるのでございまして、先ほど昔さんの方からも相続税の問題が出ておつたわけでございまして、いわゆる相続税についての路線価、そして固定資産税との関係、また国土庁の公示価格、これはかつては臨調の方からも一本化という話があつたのではないかと申すのでございまして、たまたま相続税の評価額というのは各地域によつてまちまちになつてはどうかというふうな判断をしておみえになるのか、これをお伺いしたいわけでありまして。

例えば私ども青森県の八戸の例が手元にあるのでございまして、これを見ますと、昭和五十八年一月に坪十六万五千円で購入の土地を六十二年八月に十八万円で売却したという例があるわけでは

ございますが、この土地の相続税の評価額というのは、時価に對する掛け算が六四％ということになつております。先ほどの御答弁の中でも、個別案件によつていろいろ事例の違いがあるというふうなことを言つておみえになりましたが、例えば東京の亀有の相続税の評価額は、割合だけ申し上げますと一三・五％、湯島の場合は二八・七％、渋谷の場合は三五・二％、調布の場合は一一・六％、あるいは二〇％、二六％というのがあるわけでありまして、これがごく最近の地価の高騰によりまして、六十二年から六十三年に掛けては上野の場合四〇％というように高い率に急激に上がつてくるわけではございまして。私は必ずしも東京と青森を同じにしろという意味で言つておるのではないから誤解のないようにしていただきたいたいでございまして、東京都区内でも個別の物件によつて時価に對する相続の評価にばらつきが見受けられるのが少し目につくのではないだろうかと思つたのですが、そういう点について国税の評価に對する御判断はどのようなものか、お伺いしたいと思います。

○伊藤(博)政府委員 相続税におきまして土地の評価につきましても、先ほど御答弁申し上げましたが、相続時点における時価をもとにいたしております。ただ、金融資産等と違ひまして不動産につきましても、その流動性を欠いておるといふこと、それからまた評価に對してかなり幅があるという特性を持つております。したがつて、私どももいたしましては、相続という、取得した財産をもつてその一部を納税していただくというふうな特殊な性格のものでございまして、価値のある時価の中でも多少か目に評価するといふ原則をとつております。

具体的にどの程度をめぐらしておるかという点でございまして、公示価格ベースのおおむね七割を目途に評価してまいりたいということをやつております。ただ、実際のところ地価の動向等の急激さもございまして、現実を申し上げますと、全国の最高路線価の単純平均で見ても

すと、その水準は六割程度になっておるのではないかなというふうには推測しております。その場合にも、お説のように、地価の急騰地区におきまして私どもの評価の仕方がややおくれているような感じが率直に申し上げておいております。それだけに全国の地区におきましても、公示価格を一つの目安にしたときに、その公示価格のベースの七割というのは、一つの目安としてそれに向かって今後とも適正化の努力を図ってまいりたいと考えております。

○草川委員 本委員会でも繰り返しの議員の先生方からも問題提起があるわけでありまして、土地の急騰した場所における七〇％というのは、今私が申し上げましたように東京の場合は現実的に時価が非常に上がっておりますので、せいぜい上がっても今四〇％ぐらいの評価なんです。それが一挙に七〇％まで引き上げられるということになると深刻な事態が出てくるのではないかと思っております。それは行政指導として段階的な指導等があつてしかるべきではないかと思つております。その点はどうでしょう。

○伊藤(博)政府委員 お答え申し上げます。

相続税の評価は、あるべき姿を申し上げますならば、あらゆる資産を通じて共通の尺度ではかつていくということが税負担の公平から求められておるわけでございます。それからまた、私どもの土地についての評価が、お説のようにあるべき姿といましようか、用途としていろいろあるべき姿と少し低いということから、いろいろな節税対策等々の議論もございまして、それだけに適正化の努力をなるべく早い時期にやつてまいりたいというふうな考えておりますが、さきさきながら、おのずからテンポもございまして、したがって、課税の目的は何かということに念頭に置きながら、しかし同時にステップ・バイ・ステップでやつてまいりたいと考えております。

○草川委員 もう時間が本当にあつて、三分しかございませぬので、本来予定した中部国際空港あるいはレポート問題、東京ドーム問題等があつ

たわけでございますが、時間が来ましたので終わります。

ただ最後に、実は農水省に苦言があるわけですが、実は三重県で鈴木養鶏という全国でも有名な四十万羽の養鶏場がついに最近倒産をいたしました。倒産をいたしました内容を調べると、いろいろ問題があるのですが、その鈴木養鶏なり関係者の持つところの土地がわずかに二、三カ月の間に地上げによって三倍にも高くなつて、こういう例がわかつてまいりました。それを調べていくと、いわゆる飼料業者が養鶏場に対してえさを供給するところが、供給するといつても四十万羽の鶏でありますから大変な量になるわけですが、それをとめるとかためないとかということが武器になつて土地転がりに利用されて、日動定屋と言われるような架空の取引にも巻き込まれていくという事例がわかつてまいりました。そういう事例を私なりにつかみましたが、それが真実かどうかということについては当然役所を通じて調べる以外にはございませぬので、先週のたしか木曜日だと思つておりますけれども、農水省に質問通告をいたしました。そして農水省は当然のことながら、手足がないので暫時待つてもらいたい、我々のしかるべき農政局あるいは県に依頼をして資料集めをするということをやつていただいたわけでありまして、いよいよ金曜日でございますので、きょう、月曜日の質問予定もしなければいけないということも申し上げましたら、実はなかなか手足がないので資料が集まりません、しかも民事上の問題も絡んでいて非常に複雑な事案でございまして、鈴木養鶏というのには倒産をしたから本人がいけないという連絡がございました。そこで私は、それはしょうがない、本人がいなければしょうがないので質問をやめましょうということもございまして、たまたま私は土曜日、地元へ行きまして四日市まで行ってまいりましたら、鈴木養鶏というのには四十万羽の鶏を飼つておられるわけでございますから本人はいるわけですが、奥さんも事務所にいるわけですが、それで、私は一生懸命今仕

事をやつておりますし、たまたま倒産をしたということではなくて、それは和議の申請をし、裁判所の方からも和議の開始をするように今弁護士先生も決まったところでございまして、きのう来から私は一生懸命ここで仕事をやっておりますが、どこからも電話はかかってきません、こういうお話がございました。

私は、国会議員の国政調査権というのはそんな簡単なものではないと思つております。真実を言つていただいで、そして私どもの質問の内容が間違つておるならば遠慮なしに役所は、あなたの質問の内容は間違つておるから、それはしかじかかくかくですと言つていただければ、それだけの話であります。しかし、そういうふうに明らかに事実と違ふことを国会議員に事前に説明をし、そういうことならば仕方がないという、そういうことになつていけば、本来の土地政策についてもその他の国政審議もできないのではないかと私は思つております。

そういう点で、きょうはちよつとこれで時間が来ましたので、その他の質問もありまして運輸省からも来ていただいておりますし、ほかの方も見えになっておられますが、残念ながらこれで終わりますけれども、ひとつ農水省にその点だけは苦言を呈して私の質問を終わりたい、こう思つております。以上です。

○小此木委員長 次に、岡田正勝君。

○岡田(正)委員 奥野長官、日程外でございますが、冒頭にちよつとお尋ねしておきたいと思つております。

今回のこの法律案というのは、昭和三十三年から三十八年ごろにかけて活発に遷都論というのが随分やられたものです。それから一時鎮静化しておりまして、今度のこの地価高騰によつてまた俄然遷都論という問題がまたたぎわしてきております。国会の中でも有志の先生方が相当数お集まりになつて真剣に論じておられるのでありますが、この遷都論と今回の法律案とのかわり合ひといふものは、あえてくつつけて言うならばどんな関

係があるでしょうか。

○奥野国務大臣 御指摘のように三十年代にいわゆる遷都論がございました。今回は、東京の過密を救うには抜本的にやはりいよいよゆる遷都の手段が必要じゃないかということから再燃してきた、こう申し上げていいと思つております。また、そういう背景もございまして、行革審におきましても、政府関係機関の移転を考えたかどうか、こういう御提言もあつたと思つております。昨年十月の緊急土地対策要綱の閣議決定の中にも同じ趣旨が盛り込んでおるわけでございます。それを受けまして、政府関係機関の移転のことをこの法案の中に織り込んでいくわけでございます。単に閣議決定で遂行していくのじゃなしに、国会で御論議をいただいで法律という枠組みの中で進めていきたい、こう考えておるわけでございます。

でございますが、ここで政府機能一括移転の問題を考えておるわけはございませぬので、あくまでも政府関係機関の移転でございます。そういう意味においては、いわゆる遷都論とは違ふ範疇のものではあるけれども、またある意味においては、いわゆる遷都論に根差した関係の問題でもある、こう申し上げてもいいのじゃないかと思つております。

○岡田(正)委員 ここに京都大学の天野教授の御意見があるのです。遷都とは一体何か、これはいろいろ論の分かれるところでありまして、五つぐらいに先生は分けて書いておられます。一は「改都」。都を改めるといふことで、「首都機能を移転したり、分散することはなく、東京湾上の新都市や現市街地の積極的な再開発によつて量的・質的なニーズの増加を受けとめてゆこうとする。」これがいわゆる改都というふう論じておられます。それから「展都」。これは「首都東京の機能を関東平野に展開することによつて東京の過密化の現状を打開しようとする。」ものである。三番目に「分都」。分都としまして、「東京の首都機能のうち一部、たとえば研究・学園機能や一

部政治機能、工業機能などを東京以外の一地区にまとめて移転する。

それから第四番目が「遷都」。これは「東京からある程度以上離れた大都市あるいは既存都市に首都機能を一括して移し、東京への集積度を緩和するとともに、均衡ある国土の発展を実現しようとするもの」である。

五番目が「拡都」です。これは「リニアモーターカーなどの超高速交通機関で結び首都機能を複数の都市に移動して東京を含む多極首都をつくる」。

こういうような選別の仕方を天野先生はしていらつしやるわけです。それで、今の長官の御説明によりますと、この中の幾つかが今度の法案にまことにどんぴしやりとはまってるような感じがするのです。

そこでお尋ねをしたいと思ひますのは、私も余り海外出張の経験がありませんけれども、私が自分の目で見たのは、完全にいわゆる遷都といひますか首都機能を移した事例の中で、ブラジルといひ国、これはリオデジャネイロからブラジルへ全くの新しい都市をつくりましたですね。私も現地に行つてみました。一九六〇年に首都を移したわけですね。もう既に二十八年になるわけでありすが、まさにだだっ広い高原地帯に政府、国会を初めとして最高裁から全部の機関がずつと建つております。整然としておりますね。ところが、ほか

に何があるのかと思つて見てもみません、各国の大使館とか公使館、そういうものが無理やり区画を割り当てられてそこに大使館などを建てていらつしやるというぐらひのことでありまして、本当に見渡せば見渡せば人影が見えないというふうな状況で、閑散たるものですね。そのときに私がふつと感じたのは、全く人のにおいがせぬなど。ああいう暑い国だからひよつと思つたんでしようが、ドライブフラワーみたいな感じだなというふうな感じをさして、これは寂しいものだと思ひました。それで、一九六〇年に遷都いたしましたのは、リオからブラジルアまで一千キロメートル移

動しているわけですね。だけれども、人のおいがない、本当におかしい現象だなと思ひました。それから、きょう、オーストラリアを見てこられた人のお話を承りました。私は行つておりませんが、そこでは一九二七年にメルボルンからキャンベラに首都を移した。距離は約四百七十キロ移動しておるわけですが、ここがまた実に殺風景なもので、政府機関の建物があるだけ。車で十分も走らせたら羊ばかり飼つてある牧場の中間へ突つ込んでしまふ。行けども行けども牧場というような状況で、羊の牧場の真ん中に首都が建つておるといふような感じである。この人もやはり私と同じように全く人のおいがないと思ひました。

それから、もうこれはおいてになりませんから言つてもいいと思ひますが、ブラジリアの当時大使をしていらつしやつた方の個人的な感想、いかでございませつかと聞いたら、いや私は大使でここに今おりますけれども、やめるまでに大使でなくていいから、公使でもいいからリオに住みたいですね、こういう場合に偽らざる感想をお述べになつておりました。

こういう二つの国の首都が移つた、政府の機関がそつくり移つた。であるのに人がない、人のおいがない、これは一体何でしょうか。私にもわからぬのでありますが、長官どう思われまつか。

○奥野國務大臣 自民党の中に首都機能移転に関する調査会が設けられておるわけにございまして、そこでは官城を移す移さないは論議の外にしよ、だから遷都という言葉は使わないようにしようではないかと聞つておられますので、首都機能移転とか首都移転とかいふような言葉を使うようにはしようではないかという話になつておるわけにございまして。三年の間に結論を出さうというところとございまして、今御指摘になりましたように、一体移転するとすればどこに移転するかというふうなことも論議的になつていくのではないと思ひます。政府としてはこの論議が煮詰まる

前に結論的なことは言うのは避けたい、こう言つているわけにございまして。ただ、岡田さんがおつしやるような主張をとつておられる方は、例えば名古屋の近くの丘陵、やはり都市機能の集積のある近いところへ持つていかなければ、今おつしやつたドライブフラワーのようになつてしまふよといふ趣旨を込めて言つておられるのだからと思ひます。やはり首都移転といふことになりなすといふいろいろな角度から物を考へていかなければならぬと思ひます。もちろんかなり広大な空き地がありませんと移転などできるものではございせん。その空き地をどこに求めるかといふこととございまして、やはり国有地の広いところがあるとこつてなければだめではないかといふ議論があつたりするわけにございまして。

いづれにいたしましても、政府の立場としては今首都移転の結論的な話は避けておきたいといふ姿勢をとつておることを御理解いただきたくと思ひます。

○岡田(正)委員 それでは次の問題に移らせていただきます。

現在問題になつておりますのは、一省庁一機関移転の問題が、現実の問題として七月には方針を決定して来年度には予算要求をしたいといふぐらひの意気込みで今頃張つていらつしやる。まことに敬意を表するのでありますが、その中で政府機関だけではないかぬ、研究機関、教育機関、そういうものも移転をやらなければいかぬ。それで教育機関の移転も非常に有効ではないかといふことで御論議になつておるようございまして、大学移転といふのが本当に多極分散に役立つのかなといふ現象を、実は一つ私が見てきておるのであります。

○奥野國務大臣 御承知のようになつておる工業等立地制限法がございまして、東京の既成市街地には大学を設けるときの許可を授けなければなら

ない、こういう仕組みをとつておりますので、東京都の既成市街地への立地はなくなつてきておるわけにございまして。そんなこともございまして、たしか昭和三十六年における全国の学生数のうちの四四%が東京二十三区内にいたわけにございまして。それが六十一年でございまして、どういふか、現在では二一%を割つておるのではないかと、こう思ひます。かなりな成果を上げておるわけにございまして。やはり大学もいろいろな文化的な、知的な要素の供給者でもございまして、一切なくていいといふわけのものでもなからうと思ひます。現在、東京外国語大学が出ることになつておるわけにございまして、なお熱心な方々は東京大学を出すべきだと思ひます。私もおつしやるわけにございまして。私もその勇気がございまして、東京大学の附置研究機関が六本木や中野にあるものでございまして、これはもつとよい環境のところへ移したらどういふようかといふことを文部省にお話しておるわけにございまして、文部省もまた東京大学と話合つておるわけにございまして。

○岡田(正)委員 これは私が広島県で実際に見聞しておることとございまして、文部省の方にお尋ねをいたしますが、広島大学の移転ですね、これはまさに。大学を直線距離にして三十キロ、道路の距離にいたしまして、四十四キロメートル移動したわけですね。この大学移転が間もなく完了するといふような状況になつておる、東広島市といふところが本当に一大学圏都市になりつつあります。

ここで不思議な現象があるのです。その東広島といふところは人口がわずかに四、五万人しかおらなかつた町でありまして、広島大学が移つてくることによつてもう間もなく十万人都市になつておるようになります。新幹線もことしの三月十三日からとまるようになります。そこまですたのであります。どういふことが町の中で起こつたかといひますと、あれだけの大きな大学が移転してくるのでありますから、これはその学生用のア

二九

パートを建てたらもうかる、民宿を建てたらもうかるというので随分民間で先行投資をなさったのです。ところが、実はさっぱりで、閉古島が鳴いておるのです。それは勝手につくったんだからええじゃないか、泣きたい者は泣けというところでほっておけばいいようなものでしょうけれども、実際には当てが外れてしまったんですよ。この原因は何だと文部省は思いますか。

○阿部政府委員 突然のお尋ねで私も詳しいことはお答えいたしかねるわけでございますけれども、同じようなケースとして、東京教育大学が筑波に移転をいたしまして筑波大学ということになっております。これも相当長距離移転をしたケースでございますが、やはり教育あるいは学生等の意識と申しますか、それがどうしても都市集積のあるところへ向いてしまおうというようなこともございまして、必ずしもその現地になかなか定着しない。定着するまでには恐らく相当の時間がかかることではなからうかと思っておりますが、それに類するようなことが広島の場合もあるのではなからうか。これは私、想像でお答えいたしましたわけでございます。

○岡田(正)委員 今のは模範解答でありますけれども、ついでに言いますと、長官、これはたくさん原因があるのですけれども、一番大きな原因というのは何かといいますと、やはりアルバイトをするところがないというのです。ほとんどの学生というのは親の仕送りだけでさつと勉強できる人ばかりじゃないですね。何かアルバイトをしてその穴をふさぎませんと食べていられない、学校に行かれない、こういう人がほとんどでございますので、アルバイトが必要なんです。ところが、大広島市から四十キロメートルも離れた全くの田園地帯へ移ってしまいますと、アルバイトしようにもないのですよ。それで、たちまちおまんまを食べるのに困ってしまふ、これが一つ、学資に困る。それから、いま一つは、これは理由にはならぬかもしれないですが、大体遊ぶところが、そういうことがやはり大きな原因なんです。だから

学生の移動が起らないのですよ。それで、せっかく建てた新品のパートや民宿というのがほとんど閉古島が鳴いているというような状態であります。

これに似たようなことが、これは大臣ごらんになったかと思えますけれども、週刊新潮ですが、今下へおいておりましたらちょうどその週刊誌がありまして、大臣に見ていただこうと思つて、八王子でもやはり起きていますのですね。これもやはり東京から四十キロです。広島大学と同じですよ。そこへ現在二十もの大学で八万人の学生が集まっています。多いですね。西ドイツ全部で大学が二十五といふ。我が国では八王子だけで二十です。それで八万人の大学生が集まっています。その地域に、そのことをちよつともう一遍言うてください。

○阿部政府委員 八王子の場合も恐らく同じようなケースであろうかと思つて、学生の側から申しますと、例えば都区内に住みましてそこから八王子へ通うということ、電車の向きが逆になりますから、通うのにはさして不便ではないし、そして住むのは都心部の方に住んだ方がいろいろな面で便利があるということであろうかと思つておる。○岡田(正)委員 今のは全くどんぴしゃりのお答えですが、そのとおりなんです。だから、通学するのにはそんな四十キロも電車に乗っていくのじやかなわぬだろう、ところが、かなわぬのじやない、ががらすきの電車に乗って行くのですから。通勤の列車とは逆ですから、通学するにはまことに便利、そして、都心に住んでいる方がよっぽど便利、こういうことになりまして、学生が動きません。そこで、いよいよ八王子では民間の方々までが

一生懸命になりまして、知恵を絞つて、今そこへお見せいたしておりますが、カレッジタウン八王子などというような、日本語で言ったら高級御下宿というものを、これはすいものですね。これはもう国会議事堂が見劣りするぐらいの、六百二十五も部屋があるようなまことに新新奇な建物を建てまして、レストランはあるわ、レンタルショップはあるわ、プールもあるわ、バス、トイレつき、そしてミニキッチンもついておる。それで、もうドアなんか全部カードキーというような調子で、これはもう実に最先端をいくような部屋をつくっているのです。そうやって、入ってちょうだい、入ってちょうだいと言つておるのですが、現在のところそれでも入居者が七割、こういう状況です。

こういうのを考えてみますと、大学の移転ということが人口の移動を起してくれるのではないかと願ひ、私もそういう願ひを持っておるのではありませんが、実際には筑波学園都市の問題、八王子の問題、広島大学の問題、どれ一つをとつても学生がついていけません。こういう問題について、いわゆる大学移転ということが果たして有効な手段となり得るであろうか。まことに失礼な質問であります、お答え願ひしたいと思います。

○奥野国務大臣 この週刊誌を私も読ませていただきました。私たちの学生時代とは違つてまた奇抜な下宿稼業が始まっているのだなと驚きを持って読んだ一人でございます。八王子に大学が集中いたしましたのは、やはり東京に近いからだ、こう思つておるわけでございます。東京では大学を増築しようと思つても許されません。そうなりますと、今のうちに近いところを立地を確保しておきたい。これが八王子に集中しているところでございます。やはり日本ほど大学が急成長した国もないのじやないだろうかな、私はこう思つておるわけでございまして、大学需要がもう目先にぶら下がつてきている、どんどん応募者がふえて

きている、しかも二十三区内に立地が困難だということになれば、早いうちに東京に近いところに土地を確保しておきたいということで行つたのじやないだろうか、こう思つておるわけでございます。幸いにして学生が通学するのには、今御指摘ございましたように逆方向なものでございまして、案外東京からも通えるものだから、八王子におけるせつかくの施設がすぐには埋まらないということになつてきているのだな、こう思つておるところでございます。

○岡田(正)委員 そこで、文部省に再度お尋ねをしたいと思います。さて、こういうふう新しい法律に基づきまして政府の機関あるいは学校等を移動することが有効な手段であるとして、真剣に論じられておるのではありませんが、大学を移転してもなかなか根づかないということに対してのいわゆる対策、その地域に根づく対策はどういうものを打つたらいいと文部省はお考えになるでしょうか。

○阿部政府委員 大変難しい御質問でございますけれども、やはり大学がある新しい土地に根づいて育つていくためには、そこにある程度の文化的な集積あるいは都市的な集積というものができ上がつて、そういう土壌ができ上がつて初めて大学はすくすくと育つという性格のものであらうと思つておる。もちろん、新たなところに立地をする場合に、最初からそれができているといふうにはなかなかまいりませんので、そうなりますと、これはある程度の時間をかけていくしかないことであらうと思つておる。現在筑波の研究学園都市も逐次安定して、学生の寮等も相当できてまいりまして、学生もあそこから新しい土地に大学が立地する場合には、それそれかなりの時間がかかることを覚悟しながらやつていかなければならないことだ、こういうふう思つておる。

長官、これも新聞で読んだだけです。実際のその会議に臨んだわけではありませんから間違っておいたら修正してもらいたいと思いが、この今回の法律をいろいろ論議していく中で、政府機関の移転、一省庁一機関、七月にはどうしてもまとめる、協力しないところはもう総理が強く権発動しても決めるんだ、それで六十四年度には予算要求するんだというような意気込みでやっていらつしやるのでありますが、ちよつとそれに水をかけるような意見があるようですね。政府機関の移転に際して、政府は金を出しませんよ、出す金はないよと言って大蔵省がえらい牽制をしておるといふのが冷淡というのですが、そういうことを言っておるようではありませんが、本当でしようか。

○奥野国務大臣 財政当局が幾らでも金を出しますよと言つたら、大変な財政破綻を来すのじやないかな、こう思いますので、そんなことを言うはずはないと思ひます。しかし、政府関係機関の移転のためにある程度の財源が必要になる場合もあるだろうという考え方は持つていらつしやると思ひます。しかしながら、私としてはできる限り新たな財源を必要としないやり方でいけるなら一番好ましいな、やり方によってはお金は余るじやないか、こういうことを言つたりして居るわけでございます。まして、財政当局のことも頭に置きながら政府関係機関の移転の問題の具体化を図つて居るつもりでございます。

○岡田(正)委員 そうしますと、例えばごく簡単な話であります、移転をするその跡地が高く売れば、移転先の土地も買える、建物も建てられるといふことになって、差し引き勘定してみたら、場合によつたらお金も余るかもしれぬといううまい方程式ができるのです。ところが現実には、ここにあるものをこつちへ動かそうと思ひますと、先に先行取得で土地を買つて建物を建てて、住宅をつくつて、そしてそれに対する交通機関も全部、それからそのほか環境整備、それもやつて、さあ移れ、こういうことになって、それから今度は売

り出すということになりますね。ということになりますと、先行投資に莫大な金を要するのではなにかというふうに思つておられますが、大蔵省はオーケー、それは後で清算できると見込みが立つて居ることなら、いつでも先行投資に金は大量に出しますよというふうに官澤さんはどんと胸をたたいて居ますか。

○奥野国務大臣 跡地を売却する場合にも地価問題は考へていかなければなりませんので、やはり後先の問題はあるだろうと思ひます。細かい話を官澤さんとの間でしたわけじやありませんけれども、官澤さんとの間では、特許会計を使つて、場合によつては特許会計で金を借りておつたつていいじやありませんかという話はして居るわけでございます。いづれにしましても、もつと詰まらつていつた段階で具体的な話をしなければならぬと思ひます。

○岡田(正)委員 そういたしますと、資金づくりはできた。さてそこで、売りに出しますね。売りに出しましたときに、その跡地が幸いによく売れた。売れました場合、その跡地の利用ということについては何にも注文はつけないお考えですか。

○奥野国務大臣 午前中に、発展途上国の外交機関に何かお世話すべきじやないかというお話がある、外務大臣からも協力を求められて居る、したがつて、跡地の利用の場合にはそういうことも頭の中に置いて居ますとお答えをいたしました。やはり跡地をどう生かしていくかということは大切な問題でございますので、具体的に決まりました。晩には多角的に検討しなければならぬと考へておられます。

○岡田(正)委員 そこで長官、私が非常に気になるのは、長官の御努力をもちまして大変抵抗する各省庁、各機関に対して協力を要請をされ、ある程度のもはまともりつある、全部で二百ぐらいのものにしたと思つてございませぬ。何とかならんじやないか、こういうようなところまで今詰めてきていらつしやるようでございますが、もうは四月の半ばを越えました。七月にその計

画をまとめ六十四年度予算要求をなさるといふことになってまいりますと、当然その跡地利用なんかについてある程度の基本方針が固まつてないと何かちよつとおかしいなというふうな気がするので、それで、跡地の利用の仕方によつては、首都機能の分散あるいは人口の抑制ということとは全然逆の効果を起こしてしまうようなこともあり得るんじゃないかという心配をしておりますか。

○奥野国務大臣 移転の機関が百だ、二百だというお話がございましたけれども、私は余りそういう数のことは考へておりませんで、四つのカテゴリに属するものはこの際移転してもらおうという方針をいただいておりますのでございまして、その方針とおり決着を見たいな、こう考へているところでございまして。

そのためには、やはり四つのカテゴリをさらに細かくした方針が必要でございますし、その方針に基づいたら各省のどういふ機関が移転対象になるかということも決まってくるわけでございます。その辺の詰めを今事務局で具体的にやつて居る最中でございます。内閣としては、竹下内閣の政策なんだから政策らしい具体化の決着をつけなければならぬというところは強く皆さんおっしゃつていただいておりますのでございまして、必ずできるものと私は考へておるわけでありま

○岡田(正)委員 これは今お答えができないのかもしれませんが、七月にまとめられる案としては大体百ぐらいですか。二百ぐらいはちよつと無理な話だと思ひますが、百ぐらいは固められようでありますか。

○奥野国務大臣 私はそのリストを知らないわけじやありませんけれども、正直言つて余り数のことは意識にないものでございまして、自分で数えたことではないのでございまして。しかし、この機関は移転を求めべきである、求めるべきでないというところについては、それぞれについて私なりの強い考へ方は持つて居るつもりでございます。

○岡田(正)委員 それでは、東京への一極集中ということが問題となりまして、四全総策定の段階でも東京への集中が問題となつたことは御承知のとおりであります。ところが、現在東京湾岸などの開発、再開発という計画がメジロ押しになって居ますね。これは、まゆつばものも入れますと約五十ぐらいに上つて居るのではないでしようか。これらは東京の一極集中の是正ということと矛盾するのではないかなと思つて居るのですが、いかがでございますか。

○奥野国務大臣 国際社会はほとんど進展してまゐつて居りますし、情報化社会とも言われておりますし、またそうだとすればそういう基盤整備もどんどんやつていかなければなりませんので、高度化した今日の経済社会において必要な環境を確保するということになつてまいりますと、どうしても再開発でありますとか新しい土地造成でありますとかいふことが必要でございますので、東京湾臨海部にそういう地域を確保するということには、私は、国として大事なことでないだらうかなと思ひます。

一つの例を挙げますと、テレビポートの建設がございまして、宇宙衛星と連絡をとりながら通信情報の基盤を整備するといふことは、企業活動の上においても極めて重要なことでございます。そういうりますと、東京湾臨海部に第七番目の副都心をつくらうという東京の考へ方は正しいわけでございますし、またそういう意味において、政府、各省もこれに協力して先般計画をつくつたところでございまして、個々の企業はいろいろな計画をお持ちかもしれませんが、この副都心の実態につきましても、政府、関係各省、東京都と一緒にやつてつくり上げたものでございまして、これからはまた相談事が起こりてくるのではないだらうか、こう思つておられます。

○岡田(正)委員 東京一極集中という状況の中で大規模震災が生じた際——今一極集中というと言葉は悪いのですが、七つの副都心を設けて極を分散しよう、これは東京都内のことではあります、

いずれにしても東京へ集中することになります。そういうときに大震災が起きたような場合、行政機能、経済機能が麻痺しないかという心配があるものであります。これは、数年前の世田谷の電話ケーブル火災、たつたあれだけのことで大混乱を見ましたね。こういうことから見まして、本当に大震災が来たときにはその被害は相当なものになるのではないかと心配をするのであります。これに対する備え、オンラインが途絶えたというような場合、法的な措置の面も含めまして検討を進めていくべきではないかというふうに考えておりますが、いかがでございますか。

○奥野国務大臣 私かへリコプターで東京を上から見ましたときに一番心配した問題は、やはり大地震が起ると大混乱が起るのではないかな。今の東京の木造家屋の密集地帯を見ますと、車も入らない、またま避難する緑地もない、これは大問題だと思われました。そんなことで、今度の法案の中にも安全ということをかなり強い気持ちで書き出しておるわけでございます。安全対策は都市建設の基本に置かなければならないことじゃないかな、こう思っているわけでございます。

同時に、今世田谷の過去に起きた事例からどう考えているのかというお話がございました。N.T.T.の方でもそのことを心配いたしました。通信交換施設をさらに別途につくっておくとかあるいは通信線についてパイパスを設けておくとかというようなことをいろいろ努力しておられるようにございまして、ある線がだめになれば他の線を使うあるいは左から回っていったものが回線を使って回れなくなれば今度は右から回っていくとか、いろいろ工夫をしておられるようにございまして、一つがだめになれば他を使うのだという仕組みで、そういうふうに対応できるようにふだんからしておこうというところで努力を続けておられるところでございます。

○岡田(正)委員 これはまた意地の悪い質問かも知れませんが、この法律案では、機能の分散それから地域の振興などを図り、多極分散型国土の

形成を行っていくということを目的としていらっしゃいますが、本法律案での具体的な施策ということになりますと、何でございますか。

○長沢政府委員 この法律案は具体的な措置規定と努力義務規定と両方含んでおりまして、具体的な措置規定といたしましては政府機関等の移転措置、それから地方における振興拠点地域の整備の制度、それから大都市地域における業務核都市の整備の制度、この三つが具体的措置規定になっております。その他はかなり広範な分野におきまして努力義務規定を規定しております。それぞれ国、地方公共団体の施策の方向づけを行っているわけでございます。

○岡田(正)委員 建設大臣、時間はよろしいですか。いいんですか。——はい、わかりました。それでは次に、まず行政機関の移転策におきまして、現在一省庁一機関の移転を行うものとされていらっしゃいますが、これと本法律案でいうところの行政機関の移転策との関係はどうなるのございませうか。いわゆる一省庁一機関の移転の後ろ盾となり得るものでありませうか。

○北村政府委員 たいだいま検討しております行政機関の中には、移転先から見ますと二種類あると思えます。一つは、関東ブロックを所管いたします諸機関でございます。もう一つは、全国を対象とし、あるいは特定の分野を対象としたしまして、全国からの研究成果を集めている研究機関あるいは研修機関等でございます。この関東ブロックを所管する機関につきましては、私どもでこの法案でもその整備を考えております業務核都市、こういうものに一応移転先として予定しております。他の機関についてはそれぞれの機関にふさわしい移転先というものを機関と相談しながら、あるいは地元地方公共団体の御要望等も踏まえ、これから検討してまいりたいと存じます。

○岡田(正)委員 一省庁一機関の移転策を見ますと、さきの本会議でもお伺いしたのであります。が、一体いつ、どのような形で移転が決定される

のかということについてお答えください。先ほど私もちょっと触れましたけれども、これはこつちの想像で言ったことですから、七月の問題、六十四年度の問題等につきまして。

○奥野国務大臣 一月の二十二日に一応方針を閣議決定したわけでございまして、それを基礎にしていろいろ具体策を各省間で詰めているところでございます。そして七月には正式に具体的に閣議決定をしたいと思います。その際には機関の名前も出てくるわけでございまして、受け皿をどうするかという問題にもなってくるわけでございませうし、あるいはまた職員の出遇をどうするかという問題にもなってくるわけでございまして、そういうような方針を受けまして、六十四年度予算要求の際には必要な予算の要求をしてもらおう。政府関係機関の中にはすぐ移転できるところもあるし、またかなりな期間を要するところもあろうと思っております。個々に七月に具体化する際には明確になってくるのじゃないかなと思っております。

○岡田(正)委員 本法律案では、政府行政機関の移転に際して基本方針を定めるということになっております。この基本方針とは、現在の政府機関の移転に関する四つのカテゴリーがあるものであります。それが全く同じものをおっしゃっておるのでございませうか。あるいは本省や本庁の移転基準等も定めることとしていらっしゃるのでございませうか。

○奥野国務大臣 どういう範囲のものを移転するかということになりまして、今の四つのカテゴリーの考え方が中心になると思えます。そのほか、今私が申し上げたようなものが基本方針の中に加わっていくということでございます。

○岡田(正)委員 私がここでこの本法律案を審議しておる中で、ほかの議員さんも全く同じではないかと思っております。この法律案が決定されまして、政府行政機関の移転が効果的かつ効果的に行われるように国土庁としては相当覚悟を持ってリーダーシップを発揮しないとこれはなかなか動

かぬのじゃないかという心配があるのであります。いかがでございますか。

○奥野国務大臣 先ほど申し上げましたように、竹下内閣の全閣僚がこの政策を強く支持して下さっております。したがって、必ず実現できるものだと考えておるわけであります。

○岡田(正)委員 時間が詰まってきましたので、建設大臣にお尋ねをしたいと思います。やはりこの多極分散を図るにおきましては、やはり何といつても、今はもう東京の都心では地価高騰で手も足も出ない。したがって、どうしても通勤圏一時間ないし一時間半というところへ住宅を求めなければいけません。結局通勤地帯というものを体験することになるわけであります。そうなると働く人も疲れが残るというようなことがありまして、この住宅の供給の問題について、交通機関の関係もあわせて、住宅の供給というところと法律面でもあるいは具体策の面でも、いろいろなことが考えられると思っております。建設省ではこういうことについて何かお考えがございませうか。

○越智国務大臣 先ほど来国土庁長官がいろいろお答えをいたしておりますが、これは政府一体になって物事を進めていかなければならない。事務所の問題にいたしましても床面積を広くしなくてはいけない。住宅にいたしましてもよりよい住宅を供給しなければならぬ。そのためには地価を引き下げなければならぬ。その地価を引き下げるのはやはり需要と供給のバランスでありますから、できるだけ土地の再開発もいたしまして、また近郊の新しいところの開発もいたしたいと思います。そういうことによつて進めてまいりたいと思

います。また、これに伴います交通機関、交通機関にもいろいろございまして、建設省としては道路網の整備、そして通勤時間が短くなるようにいたしたい、かように思っています。それから、国公有地のお話も出ましたけれども、これをせびとも地方公共団体、それから私の方で

次の手が打てる、いろいろなことで、私は、東京に集中してきていると思うのでございます。そういう意味で、誤解が解けるのじゃないでしょうかというところで申し上げたわけでございまして、あとのことは申し上げなかつたわけでございまして、これも、集中しているのは東京によい場所があるから来るのじゃないかと、やはり東京が世界の金融センターになっていくことが基本で、国際化、情報化社会においては先を行かなければならない、その先を行くためには東京で活動しなければならぬのだというところだ、こう考へているわけでございまして、よろしく御理解を願いたいと思ひます。

○辻(第)委員 御丁寧にまた御説明をいただいたわけでございしますが、誤解でも何でもなしに、どのように申されようそれは東京集中を強める政策であると私も言わざるを得ないものでございします。

次に、総理大臣の定める基本方針に基づいて東京圏に業務核都市を整備する、業務核都市の問題でございしますが、このようになっておられるわけでございしますが、業務核都市はどこなのか、具体的に教へていただきたい。また、東京区部から移すということでありますが、企業数はどれほどお考へになつておられるのか、また就業人口はどれほどお考へになつておられるのかお尋ねいたします。

○北村政府委員 たいま想定されております業務核都市は、八王子・立川、これが一地区でございします。浦和・大宮、これもこれで一まとまりでございします。それから千葉市、それから横浜・川崎、これも二都市でグループでございします。それから土浦市と筑波研究学園都市、これも一グループでございまして、このほか副業務核都市として幾つか想定されておられるわけでございします。

人口等でございますけれども、これから具体的な計画等に立ち至るといふことでございしますけれども、ただいま地元等で想定されております人口等を若干御披露いたしますと、立川・八王子業務核都市におきましては最終的な従業者数として約

十四万人、これはたいま約五万人おられますので九万ないし十万程度の増加を見込んでおられるわけでございします。浦和・大宮につきましては、これは現在三十数万人おられますところを六十万、三十万人の増加を見込んでおられます。千葉の業務核都市、これは現在御承知のとおり臨海埋立地でございますので、就業人口十万人を想定しております。これは全部純増分でございます。それから横浜のみなどみらい計画ですと就業人口十九万人、これも現状、工場跡地と申しますか造船所跡地等でございますので、これが増加分ということでございます。それから土浦・筑波研究学園都市、これが七万人程度の増加ということでございます。

○辻(第)委員 どうも済みません。時間がありませんで総合してお願ひしておたのですが、こういう人口がそこへ出る御計画でございしますが、これも果たして都区部から本当にそこへ行かれるのかどうか。私は、もつと外から来られる方がふえるのではないかと、こういうふうに思つておられます。結局、大体今の場所を見ても四五十キロ、五十キロ以内というのですか、そういうところが中心です。こうなりますと東京の都心部の一極集中を東京圏に広げるといふだけで、東京圏の集中は解消されないということになると思つておられます。本当に東京圏の集中を解消するということにするならば、もう少し速いところを考へられてはどうかと思つておられます。逆に東京圏以外、そこからそこへ集中をさせる、そういう格好の受け皿になるのではないかと、結局一層東京圏集中が強まるのではないかと、こういうことを私も懸念をされるわけでございします。

(石川委員長代理退席、委員長着席)
東京圏というのは、私、東京、埼玉、神奈川、千葉で国勢調査ですか、それで調べてみますと、昭和四十年には二千一万人です。五十年には二千七百四万人、六十年では三千二十七万人というところで、四十年から五十年に六百万ふえました。それで、次の五十年から六十年には三百二十万です。

それで、今大体東京圏の人口は幾らなのか、七十五年には幾らの目標にされているのかお尋ねをいたします。

○北村政府委員 四全総で想定しております数字は、東京圏、一都三県でございしますが、昭和六十年が三千二十七万に對しまして、七十五年におきまして三千三百万人でございます。

○辻(第)委員 いろいろ想定をされておられるのですが、経済審ですか、四月の五日ぐらいに明らかになった、そのなを見ても五十五年から六十年、そのふえ方と仮定をすれば、全国で一千万人の人口がふえる、そのうち五百万人は東京圏でふえるのではないかと、こういう推定もされておられます。またNIRA、下河辺さんのなには、三千七百万人は昭和七十五年になるのではないかと、こういうようないろいろ御推定もあるわけであります。いずれにいたしましても、まだ相当ふえるということが想定をされておられます。

今でも大変な状況、殊に地価の高騰の問題、これはまさに住宅と土地を奪うというような内容になつておられるのではないかと、それから先ほどもお話しになりましたように、こういう状況の中で災害が起これば、大地震でも起こればどうなるのか、本当に心配をせざるを得ないような状況なんです。こういう点から見てまいりますと、東京圏の一極集中を是正をするという事は非常に大事なことでございすると思いますが、大臣、簡単にひとつ御所見を伺いたいと思ひます。

○奥野国務大臣 東京が果たしているような国際的な役割を他の圏域においても果たしてもらへるようになつていこうじゃないかと、だから関西国際空港、二十四時間オープンしている、今のところこういう国際空港はないわけでございしますけれども、そういうものをつくらうじゃないかというところになつておられるわけでございします。また国際会議場をつくるに当たりまして、東京に持つてこないで横浜などみらい21に持つていこうというのを先般決めたところでございまして、奈良県にもそれなりの整備を図つていきたいというようなことになつてまいりますと、受け皿が東京だけじゃなしにあちこちらにできるわけでございしますので、そういうた社会増はほかのところへ転ずることができるようじゃないかと、それなりにいろいろな手法を講ずることによりまして、均衡ある国土にしていきたい。そのためにやはり国土基盤整備という事になりますと、交通、通信、情報の体系を整備するということも必要だと思つておられるわけでございまして、そういうふうな考へ方で地域格差をなくする国土基盤の整備、これを急がなければならぬんじゃないか、こう思つておられます。

○辻(第)委員 御答弁いただいたわけであります。が、実際のところこの法律で東京圏の集中を是正をするという対策といふますが、非常に心もとないのです。大臣も、もつともつともという考へもあるのかもわからぬ。今最大公約数ということまで法律になつておられるのかもわかりませんが、その点では私も大変、これでいいのか、それどころか一極集中を強めているんじゃないかと、この考へ方が私どもの考へ方でございします。

さて次に、今政府機関の移転を進められておられるわけでありますが、この計画は竹下内閣の目玉商品という感じが受けるのです。ところが国民の声は、いま一つびんとこないというのが国民の声ではないかといふふうに思つておられます。いろいろ議論もしたいわけですが、時間がありませんで、一体どの程度の移転を考へておられるのか、対象となる機関の全容について、機関名、その所在地、敷地面積、職員数について一覽表にでもして当委員会に資料として提出をしていただきたいと思います。このように考へるわけですが、いかが

も、そういうものをつくらうじゃないかというところになつておられるわけでございします。また国際会議場をつくるに当たりまして、東京に持つてこないで横浜などみらい21に持つていこうというのを先般決めたところでございまして、奈良県にもそれなりの整備を図つていきたいというようなことになつてまいりますと、受け皿が東京だけじゃなしにあちこちらにできるわけでございしますので、そういうた社会増はほかのところへ転ずることができるようじゃないかと、それなりにいろいろな手法を講ずることによりまして、均衡ある国土にしていきたい。そのためにやはり国土基盤整備という事になりますと、交通、通信、情報の体系を整備するということも必要だと思つておられるわけでございまして、そういうふうな考へ方で地域格差をなくする国土基盤の整備、これを急がなければならぬんじゃないか、こう思つておられます。

さて次に、今政府機関の移転を進められておられるわけでありますが、この計画は竹下内閣の目玉商品という感じが受けるのです。ところが国民の声は、いま一つびんとこないというのが国民の声ではないかといふふうに思つておられます。いろいろ議論もしたいわけですが、時間がありませんで、一体どの程度の移転を考へておられるのか、対象となる機関の全容について、機関名、その所在地、敷地面積、職員数について一覽表にでもして当委員会に資料として提出をしていただきたいと思います。このように考へるわけですが、いかが

も、そういうものをつくらうじゃないかというところになつておられるわけでございします。また国際会議場をつくるに当たりまして、東京に持つてこないで横浜などみらい21に持つていこうというのを先般決めたところでございまして、奈良県にもそれなりの整備を図つていきたいというようなことになつてまいりますと、受け皿が東京だけじゃなしにあちこちらにできるわけでございしますので、そういうた社会増はほかのところへ転ずることができるようじゃないかと、それなりにいろいろな手法を講ずることによりまして、均衡ある国土にしていきたい。そのためにやはり国土基盤整備という事になりますと、交通、通信、情報の体系を整備するということも必要だと思つておられるわけでございまして、そういうふうな考へ方で地域格差をなくする国土基盤の整備、これを急がなければならぬんじゃないか、こう思つておられます。

も、そういうものをつくらうじゃないかというところになつておられるわけでございします。また国際会議場をつくるに当たりまして、東京に持つてこないで横浜などみらい21に持つていこうというのを先般決めたところでございまして、奈良県にもそれなりの整備を図つていきたいというようなことになつてまいりますと、受け皿が東京だけじゃなしにあちこちらにできるわけでございしますので、そういうた社会増はほかのところへ転ずることができるようじゃないかと、それなりにいろいろな手法を講ずることによりまして、均衡ある国土にしていきたい。そのためにやはり国土基盤整備という事になりますと、交通、通信、情報の体系を整備するということも必要だと思つておられるわけでございまして、そういうふうな考へ方で地域格差をなくする国土基盤の整備、これを急がなければならぬんじゃないか、こう思つておられます。

ですか。

○奥野國務大臣 現在、具体の機關をどれとどれにするかという話し合いをしている最中でございます。いずれまともな話し合ひをして七月に閣議決定するわけでございますから、当然国会にも御報告できると思っています。

○辻(第)委員 お忙しい中、農林大臣にお越しをいただきましたので、ちょっと前後するわけでありませんが、農林大臣にお尋ねいたします。

今、過疎の問題というのも非常に深刻でございます。後で述べることになりましたが、この過疎の問題を打開していく、是正をしていく一番中心の柱というのは、地域の産業をどう振興していくのか、農村、山村、漁村でございますね、そのことを是正する方法はいろいろあると思いが、一番中心のところはそこにあると私は考えるわけでございます。残念ながら、農業や林業あるいは漁業がだんだんと衰退するという状況の中で大きく過疎になってきた、こういうふうな状況でございます。しかも、今、日本の農業、林業、漁業を見ましても、一層深刻な度合いを深めておるわけですね。

そういう状況の中で、この間もお尋ねをいたしました。農産物の輸入自由化、殊に牛肉とオレシの自由化の問題が大問題になってきているわけですね。もし、これが本当に自由化をされるということになる、例えばオレシで見ても、余り私は専門家ではないのですけれども、少し勉強させていただいたのですが、約三十万人ですか、かんきつの農家がおられるのです。この冬のみかんというは本当に暴落をいたしまして全く大赤字ということだと思っております。ほかの果実も大体生産過剰、こういうことでございませう。そういうところへオレシが自由化されるといふことは一層大きな打撃を与える。まあ極端な言い方ですと、致命的な打撃を与えるのではないかと、私はそんなふうなふうに思っております。ですから、どうかひとつ大臣、ぜひこの牛肉、オレシの輸入自由化を拒否をさせていただきたい、重ね

て強くお願いをするわけでありませんが、御所見を伺いたいと思っております。

○佐藤國務大臣 牛肉、かんきつの自由化問題につきましましては、ことしの一月、日米両首脳間におきましてテールブルづくりをして話し合おうというの、なかなかそのテールブルができませんで延びてまいりまして、三月末ぎりぎり、直前になりましてやつとテールブルができて、そして私、この間行ってまいりました。

両方の考え方に大きな開きがございます。決裂をするのは簡単でございますけれども、しかし、これを友好国として平和的にどう解決するか、そして我が国の農業をどう守り育てていくか、我が国の食糧政策をどう進めるかというところについて、国際化の流れは承知しておりますけれども、話し合いとことんいたしましてしたけれども、どうとう自由化は困難であるという我が方の基本的な主張について合意を得るに至りません、まことに申しわけないと思っております。

しかし何としても話し合ひは継続しよう、こういうことで提案をいたしましたところ、第四回目の会議において、話し合ひは継続しよう、こういうことで意見の一致を見まして、三局長も先般派遣をいたしましてこのたび帰ってまいりましたけれども、その話し合ひの合意に基づき延長線上でいろいろ実務的な話し合ひもさせておりました。一日も早くこれが決着を見ることができるようになり、努力を重ねておるところでございます。やはり牛肉、かんきつ、それに携わってきた人たちが生きていけるようにしなければいかぬのでございませうから、そういう意味におきましても日本の食糧政策、基幹食糧の維持ということについて全力を傾け、今努力をいたしておるところでございます。

○辻(第)委員 大臣、もう結構でございます。ど

要なのはやはり産業政策ではないか。いろいろ国土政策として御努力をいたしておりますけれども、一番大事なのは産業政策ではないか、このように考えるものでございませう。

昭和五十九年十一月の国土庁の「四全総長期展望作業中間とりまとめ」というのがございませうが、この中に「一九六〇年代の大都市集中」というところがあるわけでございます。少し読んでみますと、「集中と分散のこれまでの動向を振り返り、その要因を明らかにすることにしよう。戦後の高度経済成長期には、とりわけ一九六〇年代前半を中心に、大都市圏への人口の大量集中が生じた。軽工業から重化学工業へと産業構造が大きく転換し、鉄鋼、電気機械、化学等の成長産業を軸に高度成長が達成される過程で、工業集積の高い大都市圏と第一次産業比率が依然として大きなウェイトを占めていた地方圏との間の所得格差が拡大し、生産性の低い農村地域から需要の旺盛な大都市地域へ大量の若年労働力が移動したのであった。この結果、人口・諸機能の地域的偏在が強まり、過密・過疎問題が深刻化するに至った。」一九六〇年代はこう言っているのです。一九七〇年代は「地域間の所得格差が縮小し始めるとともに、大都市圏への転入超過も減少の方向に転じた。」八〇年代は「ここ数年わずかながら三大都市圏への転入超過が生じている点が注目される。」こう言っているわけですね。それで、「大都市圏では技術力の蓄積や市場への近接性を背景に、加工組立型を中心とした高付加価値型の生産機能が多く立地している。」ところが「地方圏では素材型を中心比較的付加価値の低い生産機能がなお高い比率を占めている。」、「こういう差が、厚層長大から軽薄短小への産業構造転換のもとで、大都市を擁する地域に有利に作用し、最近、所得格差がやや拡大している一因ともなっている。」、こういうふうな言っているわけですね。

さらに、これは経済審議会地域・産業部会報告というものが昭和六十三年四月五日、ごく最近出ているのですが、「地域の活性化の必要性」というと

ころがあるのですが、これは「国際的な産業構造の調整は、農業やいわゆる厚層長大産業の相対的縮小と都市型産業の伸張をもちますので、東京圏(二都三県)への一極集中とその他の地域経済の停滞を強めるおそれがある。すなわち、東京圏では金融等をはじめとする経済活動、情報等の各種機能、人口の集中が続く可能性が高い。」そして、先ほど私ちょっと触れたのですが、「今後の人口の社会増が昭和五十五―六十年の趨勢で続くと仮定すると、全国の昭和六十七―七十五年までの人口増加数約一千万人の半分が東京圏での増加となる」と予想される。」「こういうふうな言っているわけでございます。

こういふふうには、いわゆる産業政策、経済政策、そこから来る産業、経済の構造、それが一番大きな大都市集中、そして過疎過密という状況を引き起こすこととございませう。貿易摩擦の問題、そういう状況の中から海外で生産をする、あるいは工場を海外へ持つていく、こういう問題、あるいは合理化、工場閉鎖の問題、いわゆる産業空洞化というふうな状況が出てまいりました。いわゆる前川リポートと申しましませうか、国際的な産業構造調整政策ということがやられる。この前も申しましたように、北海道を初め九州、北東北とか沖縄あたりは深刻な状況ですね。農業が大変だ、漁業も大変だ、石炭ももうどうにもならない。そして造船でありますとか機械でありますとか鉄鋼でありますとか、深刻な事態を迎えています。こういうところは特別であります、それでなくても釜石でありますとか、青森でありますとか、岩手県でありますとか、こういうところは深刻な事態を迎えているというところですね。

こう見てまいりますと、東京は国際都市であり、情報都市であり、金融都市であるということであり、もう他の地方では深刻な事態を迎えている、こういうことですね。だから、私は、このころにメスを入れない限り根本的な解決の道は

ないのではないか。今の国際的な産業構造調整政策を改めて、本当に大企業本位から国民本位の地場産業や地域の産業あるいは中小企業を大切にすることを、そしてつり合いのとれた経済と申ししましうか、食糧や資源エネルギーを民主的に立て直す、こういうことを含めた産業構造の転換、産業政策、経済政策の転換こそが求められているのではないかと。この視点で十分御対応いただきたいというふうに思うのですが、いかがでございますか。

○奥野国務大臣 御指摘になりましたように、一次産業から二次産業へ、二次産業から三次産業へ大きな転換を急速に進めておられるのが日本の現状だと私は思います。その過程において、敗戦、都市という都市は焼け野原でございました。食うや食わずでございました。それが四十年余りで勝者と敗者へと全く地位逆転する状態になっていくことも御承知のとおりでございます。ということは、いかに速い勢いで日本の経済成長がもたらされてきたかということだと思います。私は、日本人というものはなかなか勤勉だし、また弾力性を持って対応していかないと、国民だなどという感じがするわけでございまして、常に外圧を利用して国土の発展につないできた国だ、今も円高あるいは自由化、外圧みたいなものだと思うのでございませうけれども、これをてこに国際競争力がどんどん培われてきているのじゃないかな、こう思っておりますわけでございまして、私は、そういう意味合いにおいて日本の将来に明るい期待をつないでおるわけでございまして。

御指摘になりましたように、かつては新産・工特法などをつくりまして臨海に大工業地帯をつくったわけでございまして、よく大企業、大企業とおっしゃいますけれども、鉄鋼でありましてか石油精製でありましてか、あるいは相当地な投資を必要とするのは自由社会であろうと共産社会であろうと同じだと思っております。それを大企業とおっしゃっているのだらうと思っております。ございませうけれども、やはり大規模投資しなければ国際競争がとてできないような企業もたたく

んあることは御承知のとおりでございます。それが今日では、物をつくるよりも知恵を売る時代になったのではないかとまで言われていくぐらいに情報産業その他が大きな力を持つてきておるわけでございまして。農業といえども国際競争ができません。わけじゃないよ、畜産だってバイオテクノロジーで人工授精をやっているじゃないか、あるいはいろいろなものをコンピュータなどを利用してまして、わざわざ人間でたくさん頭数を飼うことができるんだよとか、大変な知恵を今とんとん出しておられるようでございまして。

でございますから、そういう経済社会の変化に際して、あるときには東京一極集中が加速されたわけでございまして、多極分散型の国土をつくって、みんなが住んでいる地域社会は我がふるさとと考えていたかのような誇りと希望を持てるようなものにしていくじゃないか。その基本法みたいなものがこの法律でございます。この法律を受けまして各省に具体的ないろいろな政策の実現をお願いしていかねばならない。この法律ができたから国土も動きやすいのではないかな、こう私は思っているわけであります。ぜひそのような御理解をいただきたいものだと思います。

○辻(憲)委員 次に移りますが、新聞に、国土庁が有力候補地にリストアップしているのは札幌など四市の北の技術の杜構想、宮城県などの東北インテリジェント・コスモス構想、和歌山市周辺のエアシティ和歌山計画、熊本県荒尾市などを中心とした九州アジア・ランド構想など地域が独自に進んでいる九プロジェクトと報道しておりますが、ほぼそういうことと考えてよいのかどうか、できるだけ一言くらいで答えていただきたいと思

想を国が協力して支援する、こういう制度になっておりまして、出発点は各都道府県が立てる構想にございまして。

それで、おっしゃいました北の技術の杜等々の構想というのは、その都道府県、自治体が現在持っている構想の例でございまして。ですから、この法律が執行になりましたら都道府県が実際に熱度の高いものとしてそういう構想を出してくればその候補の一つになり得るもの、そういうふうにご

○辻(第)委員 今大変いろいろとお答えいただいたのですが、まあ結局実際の話はそういうところだと思っております。

それで、時間がありませんのでなんですが、大臣、地方が創意工夫を凝らして、知恵を尽くして、こういう下からのなにごとというふうにおっしゃっておられるわけでございまして。確かに今地方というのは真剣にいろいろな問題、どうしてその地域を振興しようかということで大変な努力をされているというのを私もよく認識しているわけでござい

ます。しかし、先ほど来申しました現実の状況、東京へどんどん一極集中しようとする、地方はどんどん厳しい状況でございまして。こういう状況の中で、果たしてこれがどれぐらいの大きな役割を果たすのかなというのを思っております。これが一つの目玉ですね。私から見ますと、そういうふう

事ではないかと思うのですが、大臣は地方行政とか地方自治の問題ではいわゆる権威でございまして、そのことと御所見を、申しわけありませんが簡単にひとつお願いいたします。

○奥野国務大臣 これからの国土づくりは国の方から一方的にこうしなさい、ああしなさいということじゃなくて、地域、地域が特性をどう生かしていくかということで創意工夫を尽くしてくださる、手づくりの地域政策を国が援助するという時代になっていくんじゃないかな。そのためにはやはり思い切った地方分権をやっていく。また補助金についても地方団体の創意工夫ができる限り、そこで働けるような枠の広い補助金政策でなければいけないんじゃないかな、そういうふうに思っているところでござい

○辻(第)委員 農水大臣は参議院の決算でやっておられるのをこっちへ来ていただいたので話が前後するのですが、先生も私も同じ奈良県出身でございまして、よく御存じだと思いますが、奈良も過密のところと過疎のところというのや、やはりどんどん広がっております。殊に吉野の山村、非常にテンポは緩くなりましたけれども、やはりまた過疎が広がっております。

昭和六十一年の国勢調査で比べてみますと、川上村はちよつと事情があると思うのですが、マイナス五・四九%ですね。それから天川村がマイナス四・六九%、それから黒滝村がマイナス四・四五%、十津川がマイナス三・〇七%、こういうふう

に過疎が進んでおります。また、吉野町とか下市町でもマイナス二・〇二とかマイナス二・六五とか、ここまでも過疎がいつているんですね。逆にふえているところも言いますと、生駒市が五・六六ふえており、奈良市が三・七ふえておる、こういうこととあります。

なっております。東吉野も二〇・九％、川上村も二〇・六％、こういうふうには、テンポは緩くなったのですが、まだ高齢化が進んでおるといふことでございます。

私も吉野へ参りますと、仕事がありませんね。本間にいろいろ御努力をされて林業の振興の問題とか、あるいは観光リゾートというふうなことも努力されておりますね。しかし現実には過疎が進む、高齢化が進むということでございます。仕事の問題それからお年寄りの医療の問題なんかも深刻でございますし、もちろん子供さんの教育の問題、それから一つの集落が結局なくなっていくというふうなことが起こるのです。私は、本間にこの問題というのは深刻な問題だと思っております。吉野のあの美しい、美林と言われているのですが、やはり森林がだんだん荒れてまいりまして、荒廃と言っているのかそういうふうなことも思われるような、国有林ですらそういう状況がございますね。これは国土を守っていくという上でも重要な問題です。そういう山村にお住みの方が皆々として山を守る、森林を守る、国土を守るお仕事をしていたら、そういうことも十分できないような状況ではないのか、私は大変心配をするわけです。先ほど農業の問題で申しましたけれども、オレンジの自由化というふうなことになりますと、たくさんさんの果実類の栽培をされる方がそれこそ大変な状況を迎えるのではないかと、こういうことでありますので、この法案の中にも過疎地域の問題、農山村の問題、そういう厳しい集落の問題について対応されるというふうに書いてございますが、しかし産業問題、農業、林業、漁業の問題も含めて本間に真剣に取り組んでいただきたいと強く要望をするわけでございます。

時間が参りましたので、一言大臣の決意と申しましようか、御所見を伺いたいと思っております。

○奥野國務大臣 過疎問題も、やはり経済発展の過程の中に生まれてきた現象だと言えらるのではないかと私は思うのでございます。従来生活を維持するだけでありましてそのままのままでいいのでござ

いますけれども、経済発展の中でより高い所得を求める。その中で農林漁業については、もっと少ない人手でも従来の仕事は維持できる。したがって、若者はより高い生産性のところを求めて動いていくというようなことになってきたのではないかと思います。

しかし、いずれにいたしましても過疎地域についていろいろな振興対策を講ずることは必要でございますし、またそういう意味で、紀伊半島につきましても半島振興法が生まれた。それをてこに振興を図っていきいたいということでもございましょうし、また国土庁の公共事業調整費の中から紀伊半島の南部について総合的な開発の調査に手をつけようという計画を関係各省との間で持っているわけでございますので、お互いの協議等はございますけれども、努力をしていかなければならないと思っております。

○辻(第)委員 終わります。

○小此木委員長 次回は、来る二十日水曜日午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十八分散会

第二類第八号

土地問題等に関する特別委員会議録第三号

昭和六十三年四月十八日

昭和六十三年四月二十七日印刷

昭和六十三年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局

P